

令和元年房総半島台風等 への対応に関する検証 報告書

令和2年3月24日

千葉県

目 次

はじめに

第1章 検証の方法、経過	1
第2章 気象概況及び被害状況	5
第3章 検証	39
1 災害対策本部（本部・支部）の対応に係る検証	
（1）災害対応体制、本部設置に係る対応	43
（2）知事（本部長）の動き	51
（3）情報収集	59
（4）人的支援（業務支援）	67
（5）物資支援	77
2 災害対策本部（各部各班）等の対応に係る検証	
（6）医療救護	85
（7）社会福祉施設への支援	93
（8）水道供給	101
（9）風害・水害対策（公共土木施設等）	115
（10）ボランティア、NPOとの連携	123
（11）大規模停電への対応	129
第4章 その他報告事項等	
（1）災害時の広報	137
（2）国や市町村と連携した住民避難に向けた取組	139
（3）風水害に対する被害想定を作成	141
（4）要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援	143

【参考資料】

○市町村へのアンケート結果	145
○検証会議及び現地視察の様子	179

おわりに

はじめに

令和元年9月9日午前5時頃、本県に上陸した「令和元年房総半島台風（台風15号）※¹」は、県内10箇所において、観測史上1位の最大瞬間風速を更新する記録的な暴風をもたらすとともに、この暴風により同年9月9日午前8時頃には、最大64万1千軒の大規模停電とそれに伴う広範囲に渡る断水が発生しました。

一方、「房総半島台風」による被害発生初期段階では、住家被害などの全容がつかめず、甚大な被害が発生したことを確認するまでに時間を要し、県の災害対応に対して初動対応の遅れなど様々な意見や批判をいただきました。

他方、「房総半島台風」をはじめとする「令和元年東日本台風（台風19号）※²」、「10月25日の大雨」による災害は、過去に本県が経験した災害に比べて非常に大きな被害をもたらすと同時に、これまで本県が経験した災害とは異なる事象が発生しており、地域防災計画やマニュアルの想定を超える判断や対応を求められる場面が生じるなど、非常に難しい点がありました。

これら一連の災害について、特徴的かつ稀有な事象が三つあげられます。

一つ目は、「房総半島台風」は過去69年間で関東地方に上陸した台風としては最強クラスであったと同時に、暴風域が非常に局所的であり、急激に風雨が強まるものであったことです。

二つ目は、大規模な停電が長期にわたり発生し、停電被害が大きいことを理由として災害救助法を適用しましたが、停電を理由とした同法の適用は全国的にもほぼ前例がないものであったことです。

三つ目は、三つの大きな災害が連続して発生し、それぞれが大きな被害をもたらしたことです。これまで単独の災害に対して対策を講じることは想定しているところ、それらが連続して発生した場合の対策も想定しておく必要があるという教訓を残しました。

県では、今回の一連の災害に対する県の対応を検証し、その経験や教訓を今後の防災対策の充実・強化等につなげていくため、令和元年10月15日、庁内関係部局で構成する「令和元年台風15号等災害対応検証プロジェクトチーム」を設置し、各担当部局において検証が必要な分野について整理・分析し、今後の災害対応の改善に向けた方向性等を検討してまいりました。

また、検証にあたっては、災害対応の専門家等外部有識者で構成する「令和元年台風15号等災害対応検証会議」を設置し、検証の手法、分野・項目、内容、災害対応の改善に向けた方向性等について、御意見、御助言等をいただきながら検証を進めました。

本検証によりとりまとめた内容は、今後、地域防災計画やマニュアルの改定に活用するとともに、各関係部局それぞれの担当分野において、今後の防災対策の充実・強化等につなげるための具体的な対策に取り組み、今回の一連の災害に関する経験や教訓を活かしてまいります。

千葉県

令和元年台風15号等災害対応検証プロジェクトチーム
プロジェクトチームリーダー 総務部次長

※1・※2： 令和2年2月19日、気象庁は、令和元年に顕著な災害をもたらした台風について、台風15号を「令和元年房総半島台風」、台風19号を「令和元年東日本台風」と名称を定めた。

第1章 検証の方法、経過

1 検証の方法

(1) 令和元年台風15号等災害対応検証プロジェクトチームによる検証

令和元年10月15日、庁内に令和元年台風15号等災害対応検証プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置した。

プロジェクトチームは、次の表に掲げる者を構成員とし、関係部局庁における対応状況を整理し、対応状況の詳細や背景等について把握のうえ、課題等を洗い出し整理を行う。併せて、県内市町村に対するアンケート調査の実施やヒアリング等を行い、市町村の意見等を踏まえ課題や課題解決の方向性などについて検討を行う。

部 局 庁	P T 構 成 員
総務部、総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、 環境生活部、商工労働部、農林水産部、県土整備部	各部次長 (PTリーダー 総務部次長)
出納局	局長
企業局	管理部長
病院局	副病院局長
教育庁	学校危機管理監

(2) 令和元年台風15号等災害対応検証会議による検証

令和元年11月20日、外部の有識者で構成する令和元年台風15号等災害対応検証会議（以下「検証会議」という。）を設置した。

検証会議は、次の表に掲げる者を構成員とし、プロジェクトチームがとりまとめた内容について、職員からの聴き取りや被災した市町村に対する現地調査及びヒアリング等を行い、プロジェクトチームがとりまとめた内容に対して意見を述べる。

(プロジェクトチームは、検証会議の意見を踏まえ、検証結果をとりまとめる。)

氏名	所属・役職	専門分野
おおさわ かつのすけ 大澤 克之助	株式会社千葉日報社 代表取締役社長	報道機関
しげかわ きしえ 重川 希志依 (座長代理)	常葉大学社会環境学部 社会環境学科教授	人材育成
せきや なおや 関谷 直也	東京大学大学院情報学環 総合防災情報研究センター准教授	情報伝達
つぼき かずひさ 坪木 和久	名古屋大学 宇宙地球環境研究所教授	気象
べにや しょうへい 紅谷 昇平	兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科准教授	災害対応マネジメント
やまね やすお 山根 康夫	千葉県市長会事務局長 千葉県町村会常務理事	市町村連携
よしい ひろあき 吉井 博明 (座長)	東京経済大学 名誉教授	災害危機管理全般

2 検証の目的

令和元年に発生した房総半島台風、東日本台風及び10月25日の大雨による千葉県内の災害に係る県の対応について検証し、その経験や教訓を千葉県地域防災計画等に反映することによって、今後の防災、減災等の対策に資することを目的とする。

3 検証の視点

- (1) 県地域防災計画、マニュアル、その他各部等の災害対応について定めた計画どおりの対応が取れたか
- (2) これらの計画、マニュアルは、今回の災害に対応しうるものであったか
- (3) 想定を超えた部分について、適切な判断・対応ができたか
- (4) 千葉県において今後どのような改善、取組を進めていくべきか

4 検証の経過

(1) プロジェクトチーム会議

	開催日	議題
第1回	令和元年10月18日	・台風15号による災害対応の検証について ・その他
第2回	令和元年11月21日	・令和元年台風15号等災害対応検証会議について ・その他
第3回	令和元年12月18日	・令和元年台風15号等災害対応検証会議について ・その他
第4回	令和2年 1月20日	・令和元年台風15号等災害対応検証会議について ・その他
第5回	令和2年 3月24日	・令和元年房総半島台風等への対応に関する検証について ・その他

※ プロジェクトチーム会議のほか、実務担当者によるワーキングチーム会議を適宜開催した。

(2) 検証会議

	開催日	議題等
第1回	令和元年11月22日	・検証の進め方について ・台風15号等への対応に関する検証について ・その他
第2回	令和元年12月20日	・台風15号等への対応に関する検証について ・市町村アンケートについて ・その他
第3回	令和2年 1月24日	・台風15号等への対応に関する検証について ・市町村アンケートについて ・その他
第4回	令和2年 2月17日	・台風15号等への対応に関する検証について ・その他

(3) 市町村アンケート等

調査日	調査主体	調査手法
令和元年11月22日	検証会議 及び プロジェクトチーム	鋸南町及び南房総市の職員に対する ヒアリング
令和元年12月 6日	プロジェクトチーム	県内の全市町村に対するアンケート
令和元年12月26日	プロジェクトチーム	県内の全市町村に対するアンケート

【一連の災害における特徴的かつ稀有な事象】

今回の一連の災害では、次のような三つの特徴的かつ稀有な事象が生じた。

- 房総半島台風（台風15号）は過去69年間で関東地方に上陸した台風としては最強クラスであり、暴風域が非常に局所的で急激に風雨が強まるものであった。
- 房総半島台風により大規模な停電が長期間発生し、停電被害が大きいことを理由として災害救助法を適用したが、停電を理由とした同法の適用は全国的にもほぼ前例がないものであった。
- 三つの大きな災害が連続して発生し、それぞれが大きな被害をもたらした。

【大規模災害の連続的な発生】

房総半島台風は過去69年間で関東地方に上陸した台風としては最強クラスの台風であり、千葉で最大風速35.9メートル、最大瞬間風速57.5メートルの猛烈な暴風を記録するなど、県内9箇所で最大風速、県内10箇所で最大瞬間風速の観測史上1位の値を更新した。また、房総半島台風は台風本体の接近時に風や雨が急激に強まる特徴があった。この台風により県内では7万棟を超える家屋被害が発生するとともに、広い範囲で最大64万1千件の停電が発生し、解消までに長期間を要したことから社会生活に大きな影響が生じた。停電被害が大きいことを理由として災害救助法を適用したが、停電を理由とした同法の適用は全国的にもほぼ前例がないものであった。

東日本台風は県内に暴風と大雨をもたらし、10月12日には市原市で竜巻と推定される突風が発生した。また、県内2箇所で最大瞬間風速の観測史上1位の値を更新し、大きな被害をもたらした。他方、神奈川県箱根で10日から13日までの総降水量が1,000ミリに達するなど東日本の広い範囲に豪雨、暴風をもたらし、東日本の広い範囲で河川の氾濫や土砂災害、洪水害が発生し大きな被害をもたらした。

10月25日の大雨は、日本の東海上を北上した台風21号と10月23日に東シナ海で発生した低気圧の影響により県内の広い範囲で猛烈な雨をもたらし、12時間の降水量が10月の降水量の平年値を超えたところがあるなど記録的な豪雨となった。この豪雨の影響で県内の広い範囲で河川の氾濫や土砂災害、洪水害が発生し大きな被害をもたらした。

このように単独の災害としても観測史上1位の値を更新する記録的で大きな被害をもたらした災害が、短期間のうちに三つ連続して発生し大きな被害をもたらした点において、

非常に稀有な一連の災害であった。

なお、気象庁は令和2年2月19日、令和元年に大きな被害をもたらした台風15号と19号について、15号を「令和元年房総半島台風」、19号を「令和元年東日本台風」と名称を定めた。気象庁では、顕著な災害をもたらした自然現象について、後世に経験や教訓を伝承することなどを目的に名称を定めることとしており、台風の名称を定めるのは昭和52年9月の「沖永良部台風」以来42年ぶりのこととなる。また、気象庁長官は会見で、「台風第15号に関しては暴風でこれだけ大きな被害が出るということ、これは大きな教訓であるだろうとっております。私も暴風の場合は、大雨に比べるとそれ程大きな災害にならないだろうと少し油断していた部分もありましたが、暴風によって、特に電源の方の施設が被災して長時間停電が続き、このことによって非常に大きな社会的な支障が出たということで、これは非常に大きな教訓なのだろうと感じている次第でございます。台風第19号に関しましては、台風としましても、大雨の量としましても記録的な台風でございましたので、これは後世へ記憶に残す必要のある台風であったと考えております。」と述べている。

【今回の一連の災害と近年の大規模災害の状況】

近年、発生した大規模災害について、平成25年に東京都大島町で大規模な土砂災害が発生した台風26号では、千葉県においても銚子市で最大風速33.5メートル（最大瞬間風速46.1メートル）、鋸南町で総降水量370.5ミリを観測し、死者1名、重傷者3名、全壊6棟、半壊12棟、床上浸水1,600棟等の被害をもたらした。また、平成29年に東日本の広い範囲で大雨となり、各地で暴風や高波、高潮が発生した台風21号では、勝浦市で最大風速27.2メートル（最大瞬間風速39.5メートル）、大多喜町で総降水量250.5ミリを記録し、重傷者1名、半壊5棟、床上浸水5棟等の被害をもたらした。

これら近年の大規模災害と比較しても、今回の一連の災害がいかに甚大な被害をもたらしたものであるかを裏付けている。

【被害の概要：令和2年3月19日現在】

		房総半島台風 (台風15号)	東日本台風 (台風19号)	10月25日の 大雨
人的被害	死者	2人 (内災害関連死者2人)	1人	11人
	重傷者	11人	3人	1人
	軽傷者	73人	23人	5人
住家被害	全壊	409棟	32棟	35棟
	半壊	4,281棟	270棟	1,716棟
	一部損壊	71,624棟	5,665棟	1,842棟
	床上・床下浸水	96棟	94棟	1,276棟
ライフライン 被害	停電	64万1,000軒	13万8,500軒	2万3,400軒
	断水	13万3,474戸	2,491戸	4,699戸
農業被害		664億9,900万円	30億7,000万円	56億9,000万円
中小企業被害		305億円超		

被害状況

房総半島台風による被害



君津市かずさ小糸（鉄塔倒壊）



君津市かずさ小糸（鉄塔倒壊）



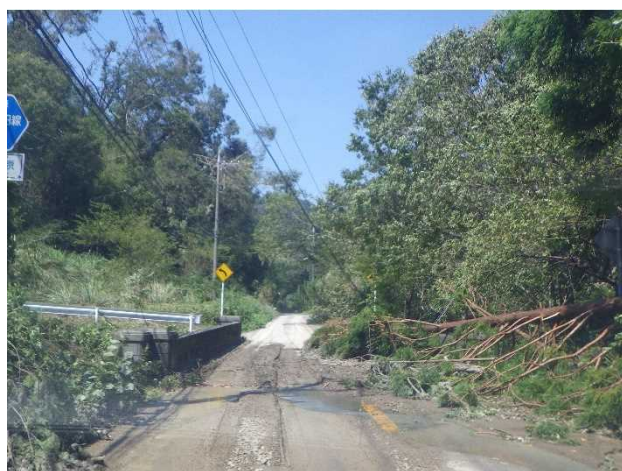
君津市かずさ小糸（鉄塔倒壊）



君津市大野台



鋸南町市井原（県道鴨川保田線）



鋸南町市井原（県道鴨川保田線）



鋸南町奥山（県道外野勝山線）



鋸南町



鴨川市金束（鴨川保田線）



館山市船形



山武市内



山武市内

東日本台風による被害



市原市下野・市原市永吉
(竜巻と推定される被害)



市原市下野・市原市永吉
(竜巻と推定される被害)



市原市下野・市原市永吉
(竜巻と推定される被害)



市原市下野・市原市永吉
(竜巻と推定される被害)



市原市下野・市原市永吉
(竜巻と推定される被害)



市原市下野・市原市永吉
(竜巻と推定される被害)



鴨川市西



鴨川市四方木



鴨川市四方木



長南町深沢



君津市広岡

10月25日の大雨による被害



佐倉市（鹿島川大橋付近）



佐倉市（印旛沼周辺）



佐倉市（印旛地域振興事務所・高崎川）



佐倉市（鹿島川）



茂原市（茂原市役所・豊田川）



茂原市（長生地域振興事務所）

1 房総半島台風の概要

房総半島台風は過去69年間で関東地方に上陸した台風としては最強クラスであったと同時に、暴風域が非常に局所的であり急激に風雨が強まるという特徴を有した台風であった。

検証会議の委員であり気象学の専門家である名古屋大学坪木教授から房総半島台風の特徴的な点について、

- ・ 関東地方に上陸した台風としては最大級の台風だった。過去69年間で関東地方に上陸した台風としては最強クラスであった。
- ・ 台風15号には3点特殊性があった。1点目は、台風発生が北緯20度付近で、非常に緯度が高いところで発生して短時間で本土に上陸した。2点目は、上陸直前に最大強度になった。通常、台風は本土に接近すると勢力は弱まるが、上陸直前で最大発達、最大強度、中心気圧が一番低い気圧に達した。3点目は規模が小さく暴風域が非常に局所的であった。
- ・ 台風の目の壁雲の周辺、進行方向の右手側は風が強いのはわかっているが、それだけでは説明できないような暴風だったのではないか。上陸直前に最大強度に達したというのは、伊豆大島の真上を通過するところで台風の目の壁雲がドーナツ状になって、その状態で上陸したことは驚くべきことである。通常、これから上陸する時は、たいてい台風の目の壁雲が崩れていく。台風15号は、逆に非常にはっきりしたドーナツ状であった。そういう意味で、このような暴風が突然発生したに近いようなものであった。
- ・ 房総半島は太平洋に突き出しているので、非常に限られた観測地点しかなく、どれくらいの風が吹いている台風だったのか直接知ることが難しかった。
- ・ 災害の発生を予測するのは難しい台風だったと言える。非常に局所的なところが難しかったのではないか。

といった指摘があった。

また、暴風に伴い大規模な停電が長期にわたり発生し、停電被害が大きいことを理由として災害救助法を適用したが、停電を理由とした同法の適用は全国的にもほぼ前例がないものであった。

この点についても、検証会議の委員である災害対応マネジメントの専門家である兵庫県立大学の紅谷准教授から、

- ・ 停電がひどかった平成30年台風21号でも、兵庫県も大阪府も災害救助法適用や

災害対策本部の設置はしていない。

- ・北海道胆振東部地震で北海道全域が停電になったことを受け、北海道が全域に災害救助法を適用した。停電も大きな災害ということで災害救助法を適用してもよいという一つの前例である。
- ・東京電力の当初の発表に基づけば、停電ですぐに意思決定できなかったのはある程度仕方ないところもある。前例が少ないので難しい。

といった指摘があった。

(1) 概 要

9月8日から9日にかけて、台風15号の影響により千葉県では猛烈な風が吹き、非常に激しい雨が降った。また、海上ではうねりを伴った猛烈なしけとなった所があった。

このため、強風等による人的被害や建物等の被害、鉄道の運休や航空機・船舶の欠航、特に広域の停電などによる交通障害やライフラインへの影響があったほか、浸水害があった。

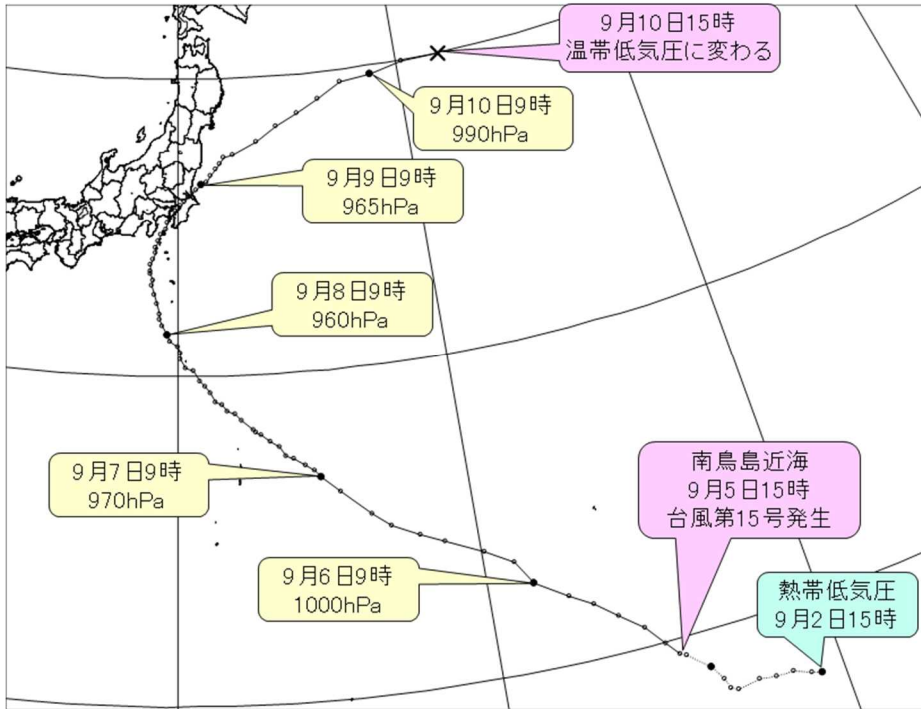
(2) 気象概況

9月5日15時、南鳥島近海で発生した房総半島台風は、発達しながら北西から西北西に進み、6日21時には暴風域を伴い、7日6時には強い台風となった。その後、台風は発達しながら小笠原諸島から伊豆諸島南部を北西に進み、8日昼過ぎには次第に進路を北よりに変え、8日21時には非常に強い台風となった。台風は勢力を保ったまま、伊豆諸島北部を北北東に進み、9日3時前に三浦半島付近を通過し、9日3時には強い台風となり、東京湾を北北東に進んだ。台風は9日5時前に千葉市付近に上陸後、千葉県から茨城県を北東に進み、関東の東の海上に進んだ。この台風は雲域が小さかったため、台風本体の接近時に風や雨が急激に強まる特徴があった。

9月8日10時から9日24時までの総降水量は坂畑で237.5ミリ、牛久で221.5ミリ、大多喜で212.0ミリ、鋸南で211.0ミリを観測した。また、最大風速は千葉で35.9メートル、成田で29.6メートル、勝浦で29.5メートルを観測し、千葉、成田で通年の極値を更新した。最大瞬間風速は千葉で57.5メートル、木更津で49.0メートル、館山で48.8メートルを観測し、千葉、木更津、館山で通年の極値を更新した。また、海上では9月8日から波が高く、8日夜遅くには猛烈なしけとなった。

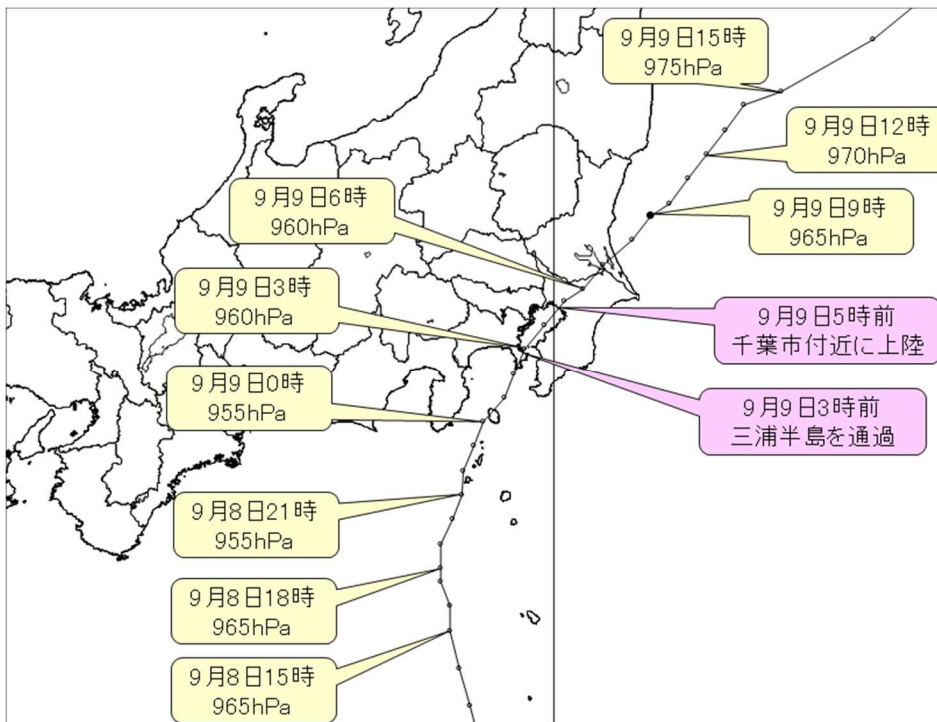
(3) 気象の状況

ア 台風経路図 (9月2日15時~9月10日15時)



房総半島台風 経路図 (日時、中心気圧 (hPa)) 速報解析

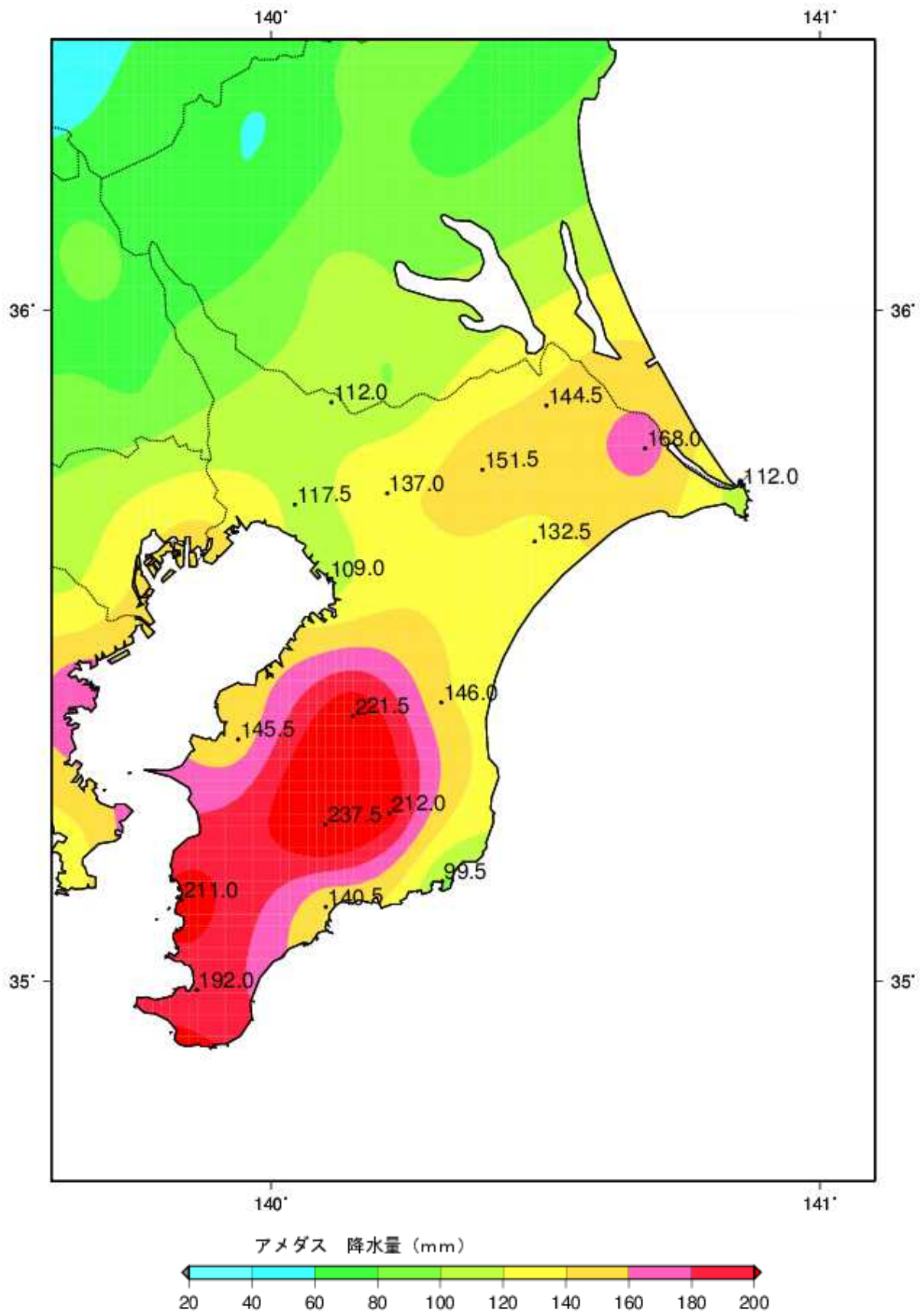
※点線の経路は熱帯低気圧時の経路を示す



房総半島台風 経路図 (日時、中心気圧 (hPa)) 速報解析 拡大

イ 降水量分布図、期間降水量、最大1時間降水量、降水量の推移

(ア) 降水量分布図 (9月8日10時~9月9日24時)



(イ) 期間降水量 (9月8日10時~9月9日24時)

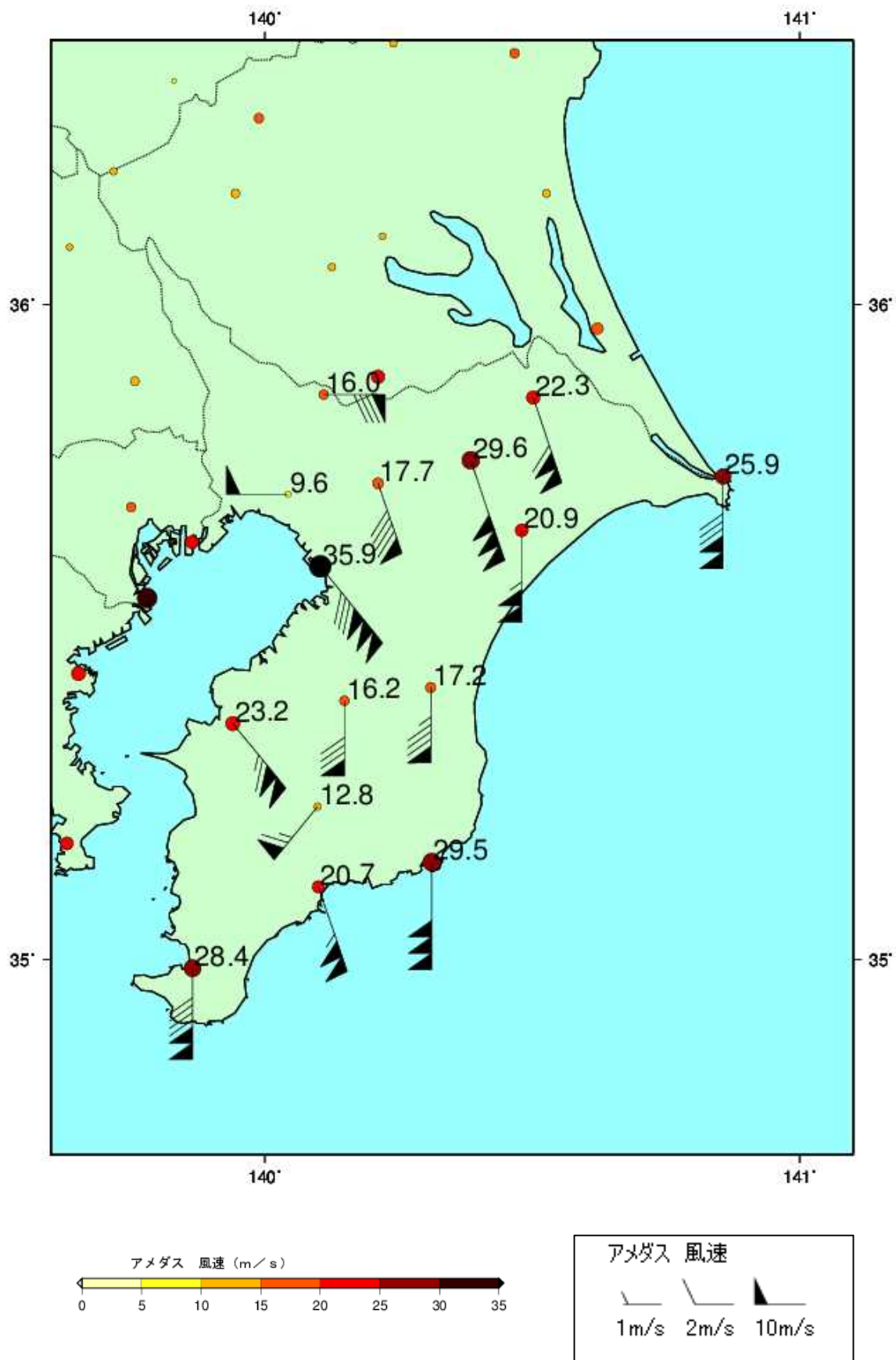
都県名	市町村名	アメダス 地点名	8日	9日	期間降水量
			(10時~)	(~24時)	
			(mm)	(mm)	(mm)
千葉県	我孫子市	我孫子	0.0	112.0	112.0
千葉県	香取市	香取	0.0	144.5	144.5
千葉県	香取郡東庄町	東庄	0.0	168.0	168.0
千葉県	船橋市	船橋	0.0	117.5	117.5
千葉県	佐倉市	佐倉	1.5	135.5	137.0
千葉県	成田市	成田	0.0	151.5	151.5
千葉県	銚子市	銚子	0.0	112.0	112.0
千葉県	山武郡横芝光町	横芝光	0.0	132.5	132.5
千葉県	千葉市中央区	千葉	0.5	108.5	109.0
千葉県	茂原市	茂原	3.0	143.0	146.0
千葉県	木更津市	木更津	19.5	126.0	145.5
千葉県	市原市	牛久	10.5	211.0	221.5
千葉県	君津市	坂畑	30.0	207.5	237.5
千葉県	夷隅郡大多喜町	大多喜	15.5	196.5	212.0
千葉県	安房郡鋸南町	鋸南	41.5	169.5	211.0
千葉県	鴨川市	鴨川	12.0	128.5	140.5
千葉県	勝浦市	勝浦	5.0	94.5	99.5
千葉県	館山市	館山	41.5	150.5	192.0

(ウ) 最大1時間降水量 (9月8日10時~9月9日24時)

都県名	市町村名	アメダス 地点名	降水量 (mm)	月 日	時 分
千葉県	我孫子市	我孫子	37.5	9月9日	04時12分
千葉県	香取市	香取	42.0	9月9日	05時20分
千葉県	香取郡東庄町	東庄	48.0	9月9日	07時23分
千葉県	船橋市	船橋	35.5	9月9日	04時46分
千葉県	佐倉市	佐倉	43.5	9月9日	05時18分
千葉県	成田市	成田	48.0	9月9日	06時00分
千葉県	銚子市	銚子	38.5	9月9日	06時26分
千葉県	山武郡横芝光町	横芝光	32.5	9月9日	04時47分
千葉県	千葉市中央区	千葉	28.5	9月9日	03時23分
千葉県	茂原市	茂原	33.0	9月9日	03時53分
千葉県	木更津市	木更津	34.5	9月9日	02時30分
千葉県	市原市	牛久	55.0	9月9日	05時13分
千葉県	君津市	坂畑	55.5	9月9日	02時30分
千葉県	夷隅郡大多喜町	大多喜	54.5	9月9日	03時24分
千葉県	安房郡鋸南町	鋸南	70.0	9月9日	03時47分
千葉県	鴨川市	鴨川	39.5	9月9日	03時03分
千葉県	勝浦市	勝浦	20.5	9月9日	02時51分
千葉県	館山市	館山	60.0	9月9日	02時58分

ウ 最大風速・風向分布図、最大風速および最大瞬間風速

(ア) 最大風速・風向分布図 (9月8日10時~9月9日24時)



(イ) 最大風速 (9月8日10時~9月9日24時)

都県名	市町村名	アメダス 地点名	風向 (16方位)	風速 (m/s)	月 日	時 分
千葉県	我孫子市	我孫子	東	16.0	9月9日	04時31分
千葉県	香取市	香取	南南東	22.3※	9月9日	06時09分
千葉県	船橋市	船橋	西	9.6	9月9日	06時55分
千葉県	佐倉市	佐倉	南南東	17.7	9月9日	05時17分
千葉県	成田市	成田	南南東	29.6※	9月9日	05時36分
千葉県	銚子市	銚子	南	25.9	9月9日	06時44分
千葉県	山武郡横芝光町	横芝光	南	20.9※	9月9日	05時32分
千葉県	千葉市中央区	千葉	南東	35.9※	9月9日	04時28分
千葉県	茂原市	茂原	南	17.2※	9月9日	04時31分
千葉県	木更津市	木更津	南東	23.2※	9月9日	02時53分
千葉県	市原市	牛久	南	16.2※	9月9日	04時29分
千葉県	君津市	坂畑	南西	12.8	9月9日	03時39分
千葉県	鴨川市	鴨川	南南東	20.7※	9月9日	02時24分
千葉県	勝浦市	勝浦	南	29.5	9月9日	03時35分
千葉県	館山市	館山	南	28.4※	9月9日	02時14分

※観測史上1位の値を更新

(ウ) 最大瞬間風速 (9月8日10時~9月9日24時)

都県名	市町村名	アメダス 地点名	風向 (16方位)	風速 (m/s)	月 日	時 分
千葉県	我孫子市	我孫子	東	29.2	9月9日	04時33分
千葉県	香取市	香取	南東	37.0※	9月9日	06時19分
千葉県	船橋市	船橋	東北東	22.9	9月9日	04時30分
千葉県	佐倉市	佐倉	東南東	33.9※	9月9日	05時01分
千葉県	成田市	成田	南南東	45.8※	9月9日	05時36分
千葉県	銚子市	銚子	南	40.4	9月9日	07時01分
千葉県	山武郡横芝光町	横芝光	南	37.5※	9月9日	05時23分
千葉県	千葉市中央区	千葉	南東	57.5※	9月9日	04時28分
千葉県	茂原市	茂原	南	34.3※	9月9日	04時43分
千葉県	木更津市	木更津	東南東	49.0※	9月9日	02時48分
千葉県	市原市	牛久	南南西	33.9※	9月9日	04時23分
千葉県	君津市	坂畑	南	33.6※	9月9日	03時17分
千葉県	鴨川市	鴨川	南南西	35.6※	9月9日	03時32分
千葉県	勝浦市	勝浦	南南西	40.8	9月9日	04時29分
千葉県	館山市	館山	南南西	48.8	9月9日	02時31分

※観測史上1位の値を更新

銚子地方気象台発表資料を用いて作成

(4) 被害状況（房総半島台風）

■人的被害（令和2年3月19日14時現在）

市町村合計（人）	死者	負傷者
	2 (内災害関連死者 2)	84

■住家被害（令和2年3月19日14時現在）

市町村合計（棟）	住家被害			
	全壊	半壊	一部損壊	床上・床下浸水
	409	4,281	71,624	96

■がけ崩れ 5か所

■地すべり 1か所

■ライフラインの被災状況

電気：最大で64万1,000軒 停電

水道：合計13万3,474戸 断水（15事業者）

■農林水産業の被害額 約664億9,900万円（令和2年3月19日現在）

（主な被害）農業施設等 約478億4,100万円

農作物等 約109億3,400万円

■中小企業の建物等の被害額 305億円超と推計（11月13日現在）

※房総半島台風、東日本台風、10月25日の大雨による中小企業被害額

※風雨による建物や設備等の被害で、停電等による二次被害は含まない

2 東日本台風の概要

(1) 概 要

10月12日から13日にかけて、東日本台風の影響により千葉県では非常に強い風が吹き、非常に激しい雨が降った。また、海上ではうねりを伴った猛烈なしけとなった所があった。千葉県では大気の状態が非常に不安定になり、12日8時8分頃市原市において竜巻と推定される突風が発生した。また、強風による人的被害や建物等の被害、鉄道の運休や航空機・船舶の欠航、広域の停電などの交通障害やライフラインへの影響があったほか、浸水害、洪水害があった。

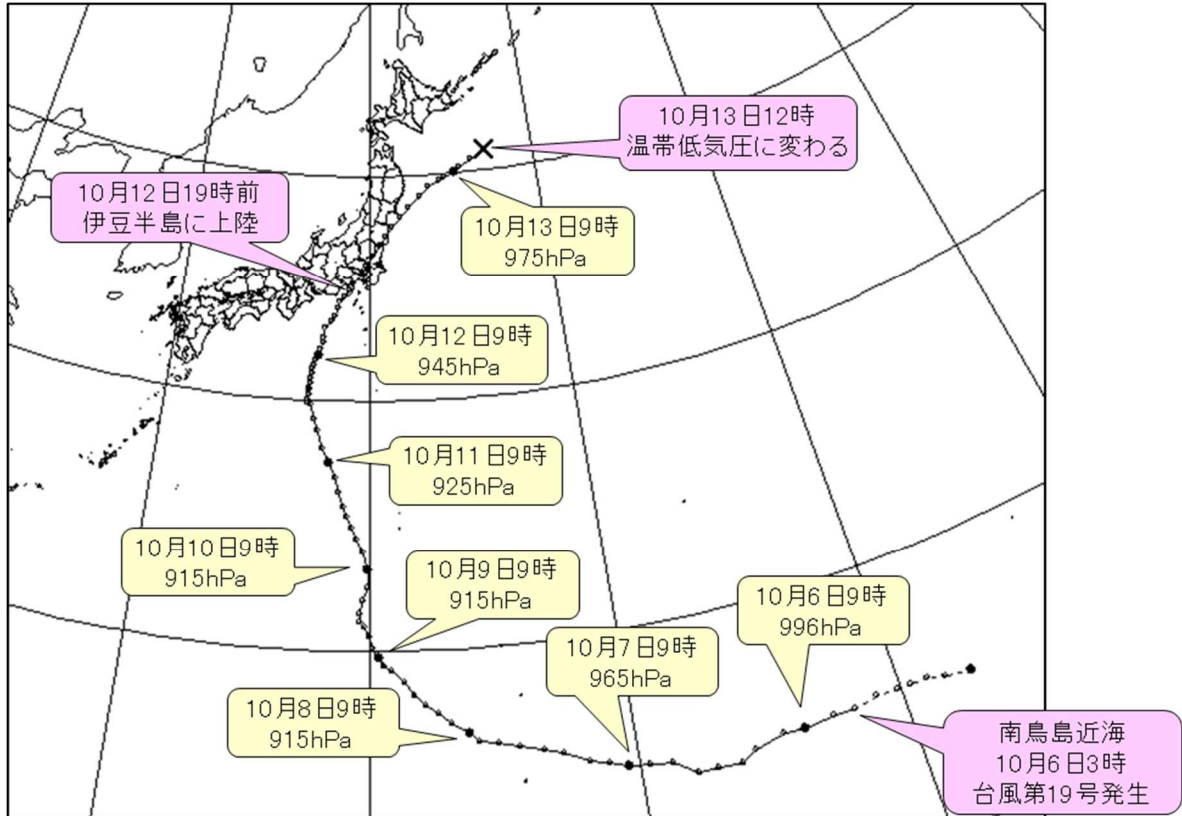
(2) 気象概況

10月6日に南鳥島近海で発生した東日本台風は、マリアナ諸島を西に進みながら、7日には大型で猛烈な台風となった。小笠原近海を北北西に進み、8日には北よりに進路を変え、その後伊豆諸島北部を北北東に進んだ。12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した後、関東地方を通過し、13日未明に東北地方の東海上に抜けた。(以上、速報解析による)。

10月10日0時から13日24時までの総降水量は牛久で195.0ミリ、坂畑で188.0ミリ、木更津で182.0ミリを観測した。また、最大風速は千葉で25.8メートル、勝浦で25.0メートル、銚子で22.4メートルを観測した。最大瞬間風速は千葉で40.3メートル、勝浦で36.7メートル、銚子で36.1メートルを観測した。我孫子32.0メートル、船橋26.5メートルで通年の極値を更新した。また、海上では10月10日からうねりを伴って波が高くなり、12日夜には9メートルを超える猛烈なしけとなった。

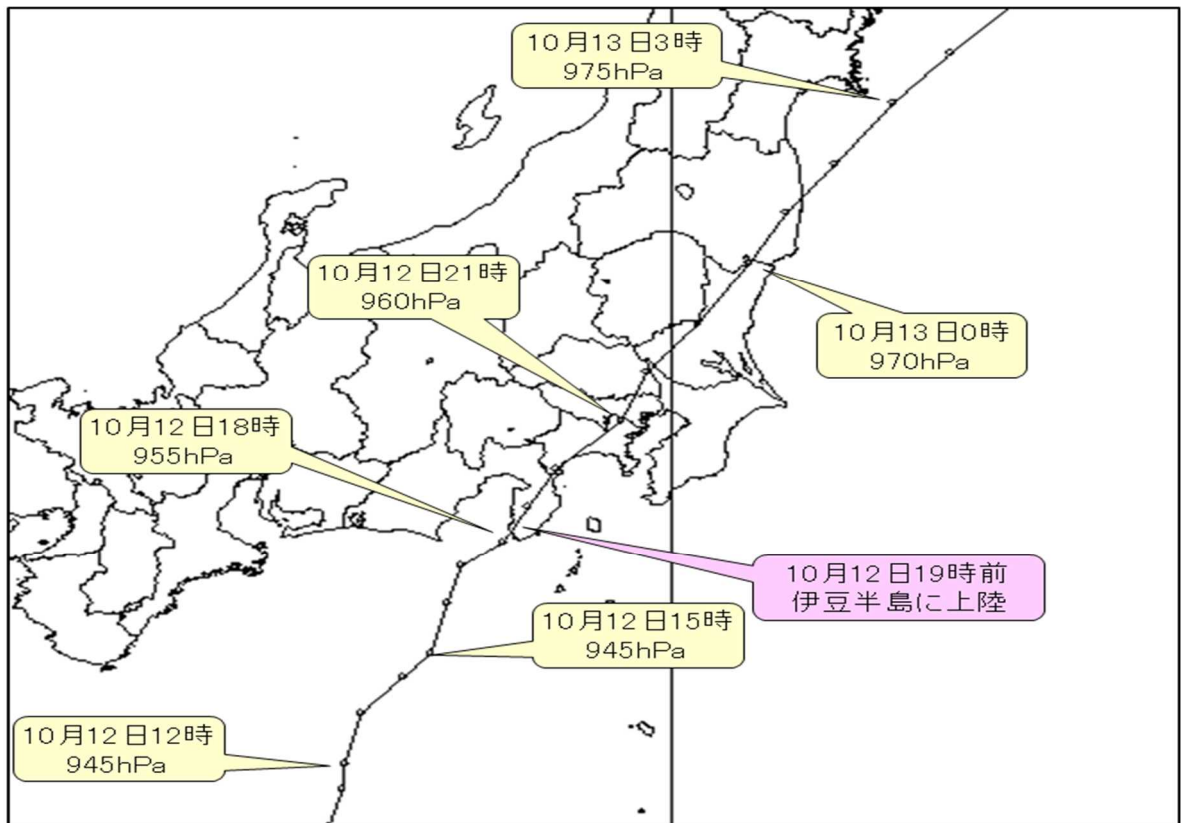
(3) 気象の状況

ア 台風経路図 (10月6日03時~10月13日12時)



東日本台風 経路図 (日時、中心気圧 (hPa)) 速報解析

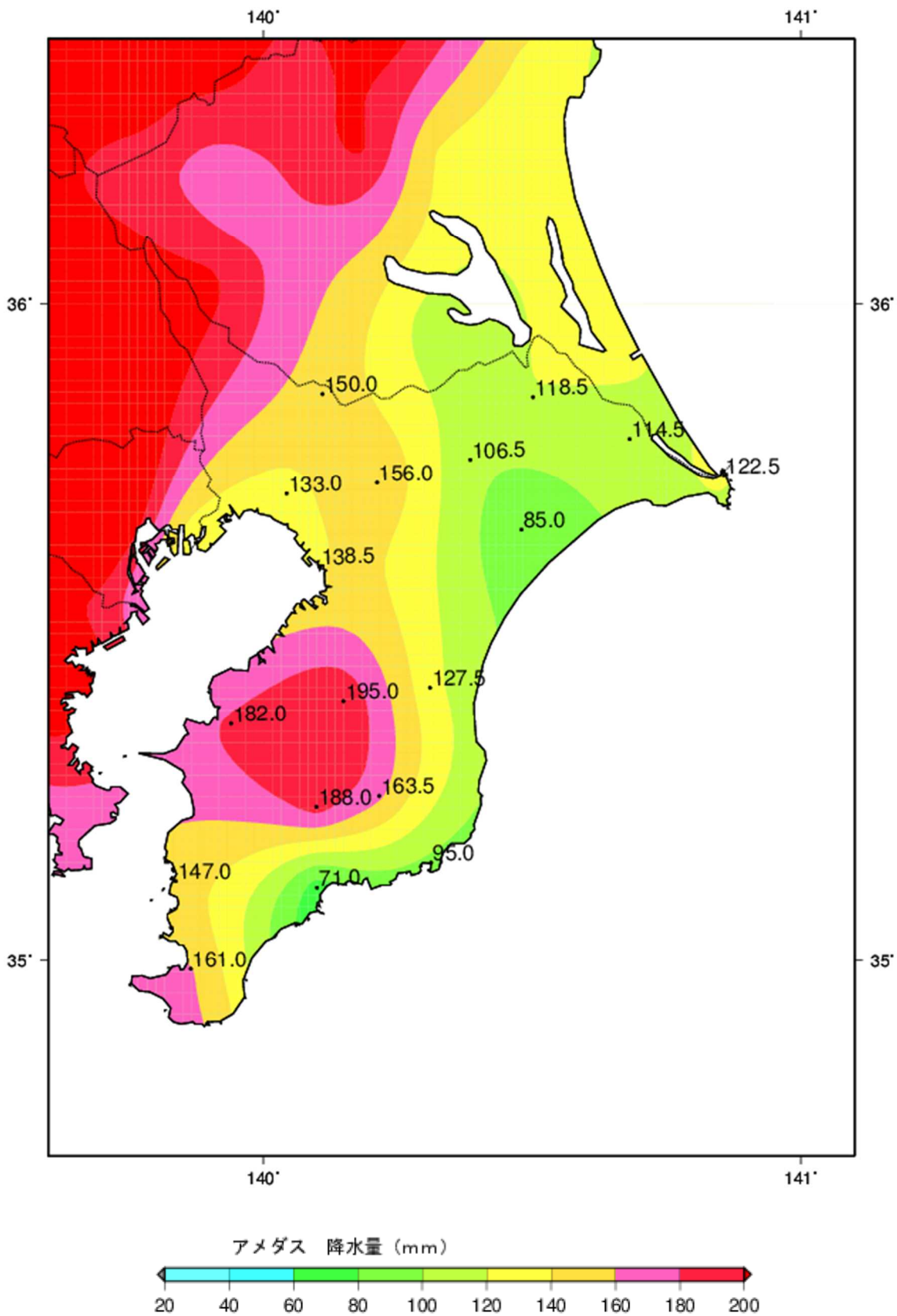
※点線の経路は熱帯低気圧時の経路を示す



東日本台風 経路図 (日時、中心気圧 (hPa)) 速報解析 拡大

イ 降水量分布図、期間降水量、最大1時間降水量、降水量の推移

(ア) 降水量分布図 (10月10日00時~10月13日24時)



(イ) 期間降水量（10月10日00時～10月13日24時）

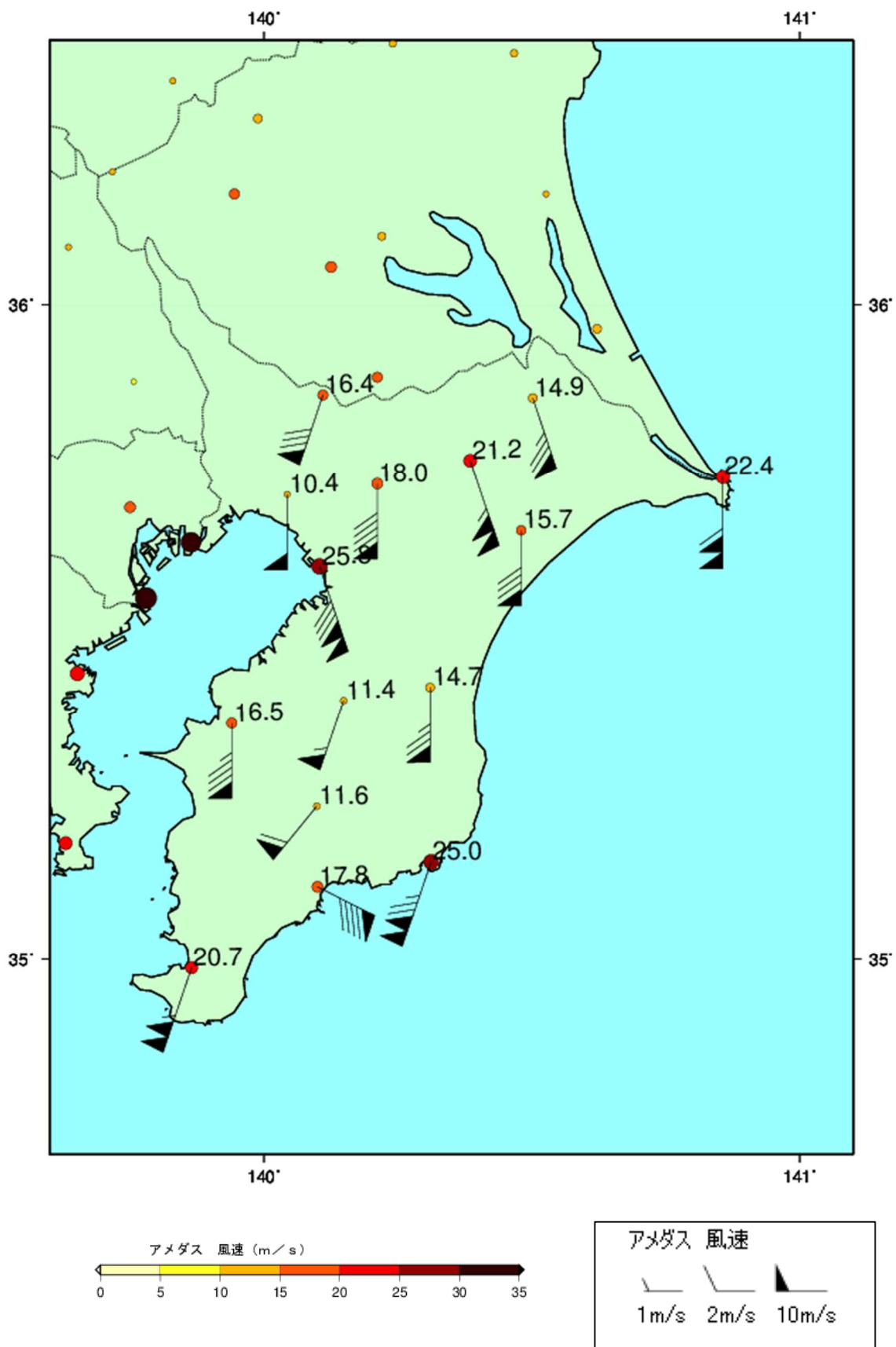
都県名	市町村名	アメダス 地点名	10日	11日	12日	13日	期間降水量
			(mm)	(mm)	(mm)	(mm)	
千葉県	我孫子市	我孫子	4.0	17.0	129.0	0.0	150.0
千葉県	香取市	香取	11.0	20.0	87.5	0.0	118.5
千葉県	香取郡東庄町	東庄	17.5	29.0	68.0	0.0	114.5
千葉県	船橋市	船橋	2.0	8.5	122.5	0.0	133.0
千葉県	佐倉市	佐倉	6.5	18.5	131.0	0.0	156.0
千葉県	成田市	成田	3.5	14.0	89.0	0.0	106.5
千葉県	銚子市	銚子	26.0	53.0	39.5	4.0	122.5
千葉県	山武郡横芝光町	横芝光	11.0	17.5	56.5	0.0	85.0
千葉県	千葉市中央区	千葉	1.5	7.5	129.5	0.0	138.5
千葉県	茂原市	茂原	13.5	9.5	104.5	0.0	127.5
千葉県	木更津市	木更津	4.5	11.0	166.5	0.0	182.0
千葉県	市原市	牛久	7.5	11.0	176.5	0.0	195.0
千葉県	君津市	坂畑	9.5	17.5	161.0	0.0	188.0
千葉県	夷隅郡大多喜町	大多喜	15.5	15.5	132.5	0.0	163.5
千葉県	安房郡鋸南町	鋸南	11.0	11.5	124.5	0.0	147.0
千葉県	鴨川市	鴨川	4.5	6.0	60.5	0.0	71.0
千葉県	勝浦市	勝浦	17.5	5.0	72.5	0.0	95.0
千葉県	館山市	館山	18.5	9.0	133.5	0.0	161.0

(ウ) 最大1時間降水量（10月10日00時～10月13日24時）

都県名	市町村名	アメダス 地点名	降水量(mm)	月 日	時 分
千葉県	我孫子市	我孫子	22.0	10月12日	14時48分
千葉県	香取市	香取	21.0	10月12日	15時00分
千葉県	香取郡東庄町	東庄	17.0	10月11日	00時42分
千葉県	船橋市	船橋	18.0	10月12日	09時08分
千葉県	佐倉市	佐倉	20.0	10月12日	14時45分
千葉県	成田市	成田	18.5	10月12日	14時54分
千葉県	銚子市	銚子	19.0	10月11日	00時18分
千葉県	山武郡横芝光町	横芝光	12.0	10月12日	14時34分
千葉県	千葉市中央区	千葉	17.0	10月12日	14時14分
千葉県	茂原市	茂原	19.5	10月12日	14時02分
千葉県	木更津市	木更津	17.5	10月12日	07時41分
千葉県	市原市	牛久	21.5	10月12日	10時16分
千葉県	君津市	坂畑	18.0	10月12日	14時44分
千葉県	夷隅郡大多喜町	大多喜	17.5	10月12日	13時52分
千葉県	安房郡鋸南町	鋸南	16.5	10月12日	07時01分
千葉県	鴨川市	鴨川	13.0	10月12日	14時46分
千葉県	勝浦市	勝浦	13.5	10月10日	20時57分
千葉県	館山市	館山	25.0	10月12日	06時40分

ウ 最大風速・風向分布図、最大風速および最大瞬間風速

(ア) 最大風速・風向分布図 (10月10日00時～10月13日24時)



(イ) 最大風速 (10月10日00時～10月13日24時)

都県名	市町村名	アメダス 地点名	風向 (16方位)	風速 (m/s)	月日	時分
千葉県	我孫子市	我孫子	南南西	16.4	10月12日	22時11分
千葉県	香取市	香取	南南東	14.9	10月12日	21時23分
千葉県	船橋市	船橋	南	10.4	10月12日	21時46分
千葉県	佐倉市	佐倉	南	18.0	10月12日	21時37分
千葉県	成田市	成田	南南東	21.2	10月12日	21時09分
千葉県	銚子市	銚子	南	22.4	10月12日	21時33分
千葉県	山武郡横芝光町	横芝光	南	15.7	10月12日	21時24分
千葉県	千葉市中央区	千葉	南南東	25.8	10月12日	21時27分
千葉県	茂原市	茂原	南	14.7	10月12日	21時01分
千葉県	木更津市	木更津	南	16.5	10月12日	21時04分
千葉県	市原市	牛久	南南西	11.4	10月12日	21時44分
千葉県	君津市	坂畑	南西	11.6	10月12日	21時28分
千葉県	鴨川市	鴨川	東南東	17.8	10月12日	14時53分
千葉県	勝浦市	勝浦	南南西	25.0	10月12日	21時35分
千葉県	館山市	館山	南南西	20.7	10月12日	20時57分

(ウ) 最大瞬間風速 (10月10日00時～10月13日24時)

都県名	市町村名	アメダス 地点名	風向 (16方位)	風速 (m/s)	月日	時分
千葉県	我孫子市	我孫子	南南西	32.0 ※	10月12日	22時07分
千葉県	香取市	香取	南南東	32.2	10月12日	21時27分
千葉県	船橋市	船橋	南	26.5 ※	10月12日	21時46分
千葉県	佐倉市	佐倉	南	31.1	10月12日	21時19分
千葉県	成田市	成田	南東	30.9	10月12日	20時27分
千葉県	銚子市	銚子	南東	36.1	10月12日	17時51分
千葉県	山武郡横芝光町	横芝光	南	29.3	10月12日	21時16分
千葉県	千葉市中央区	千葉	南南東	40.3	10月12日	21時20分
千葉県	茂原市	茂原	南南西	27.8	10月12日	21時18分
千葉県	木更津市	木更津	南	35.9	10月12日	20時56分
千葉県	市原市	牛久	南西	29.0	10月12日	21時34分
千葉県	君津市	坂畑	南南西	27.5	10月12日	20時56分
千葉県	鴨川市	鴨川	南	30.1	10月12日	20時07分
千葉県	勝浦市	勝浦	南南西	36.7	10月12日	21時29分
千葉県	館山市	館山	南	33.9	10月12日	19時55分

※観測史上1位の値を更新

銚子地方気象台発表資料を用いて作成

(4) 被害の状況（東日本台風）

■人的被害（令和2年3月19日14時現在）

市町村合計（人）	死者	負傷者
	1	26

■住家被害（令和2年3月19日14時現在）

市町村合計（棟）	住家被害			
	全壊	半壊	一部損壊	床上・床下浸水
	32	270	5,665	94

■ライフラインの被災状況

電気：約13万8,500軒 停電（10月12日現在）

水道：合計2,491戸 断水（8事業者）

■農林水産業の被害額 約30億7,000万円（令和2年3月19日現在）

（主な被害）農業施設等 約7億600万円
農作物等 約8億5,400万円
農地・農業用施設等 約9億6,500万円

3 10月25日の大雨の概要

(1) 概 要

10月25日、低気圧の影響により千葉県では強い風が吹き、猛烈な雨が降った。大雨による人的被害や建物等の被害、鉄道の運休や航空機・船舶の欠航、広域の停電などの交通障害やライフラインへの影響があったほか、土砂災害、浸水害、洪水害が発生した。

(2) 気象概況

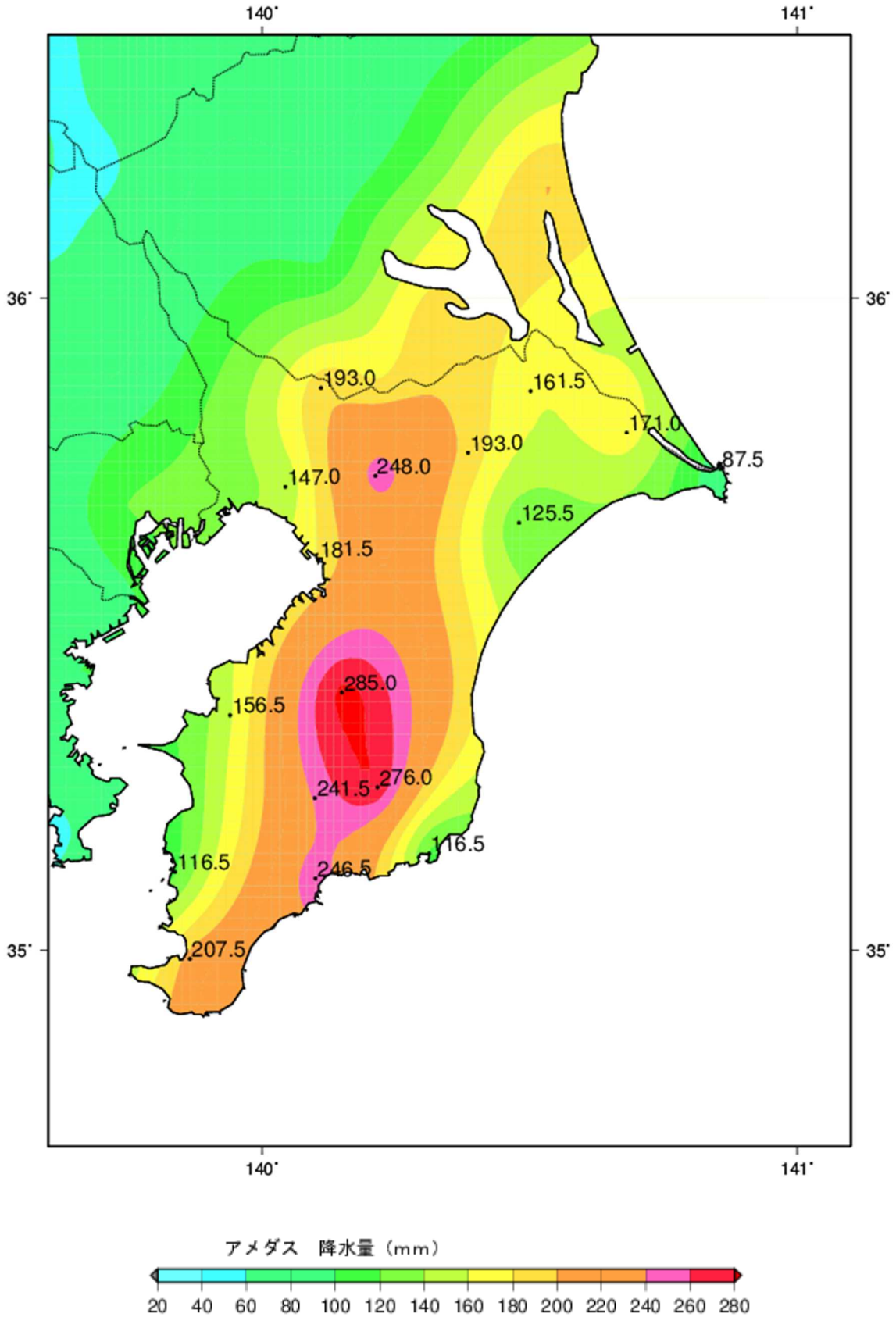
10月23日に東シナ海で発生した低気圧が、24日から26日にかけて、西日本、東日本、北日本の太平洋沿岸に沿って進んだ。この低気圧に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込むとともに、日本の東海上を北上した台風21号周辺の湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となった。このため、東日本から東北地方の太平洋側を中心に広い範囲で大雨となった。

千葉県では25日昼前から昼過ぎにかけて強い雨雲が発達して猛烈な雨が降り、10月25日0時から25日24時までの総降水量は牛久で285.0ミリ、大多喜で276.0ミリ、佐倉で248.0ミリ、鴨川で246.5ミリを観測し、記録的な大雨となった。この雨の影響で、県内では土砂災害、浸水害、洪水害の危険度が所々で極めて危険な状況（レベル4相当）となった。

(3) 気象の状況

ア 降水量分布図、期間降水量、最大1時間降水量、降水量の推移

(ア) 降水量分布図 (10月25日00時～10月25日24時)



(イ) 期間降水量 (10月25日00時～10月25日24時)

都県名	市町村名	アメダス 地点名	期間降水量 (mm)
千葉県	我孫子市	我孫子	193.0
千葉県	香取市	香取	161.5
千葉県	香取郡東庄町	東庄	171.0
千葉県	船橋市	船橋	147.0
千葉県	佐倉市	佐倉	248.0
千葉県	成田市	成田	193.0
千葉県	銚子市	銚子	87.5
千葉県	山武郡横芝光町	横芝光	125.5
千葉県	千葉市中央区	千葉	181.5
千葉県	茂原市	茂原	175.5]
千葉県	木更津市	木更津	156.5
千葉県	市原市	牛久	285.0※
千葉県	君津市	坂畑	241.5
千葉県	夷隅郡大多喜町	大多喜	276.0
千葉県	安房郡鋸南町	鋸南	116.5
千葉県	鴨川市	鴨川	246.5
千葉県	勝浦市	勝浦	116.5
千葉県	館山市	館山	207.5

※観測史上1位の値を更新。]は資料不足値。

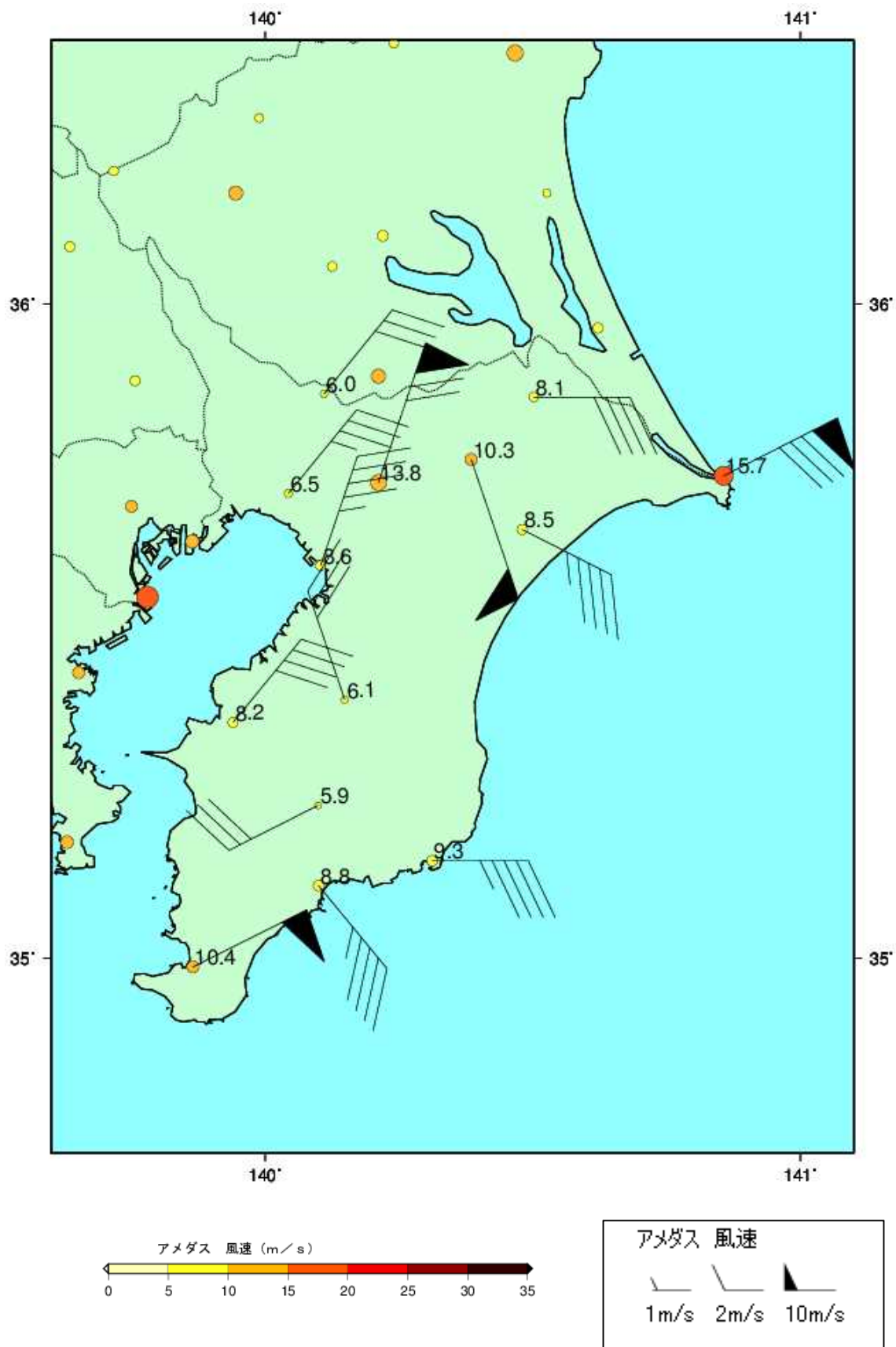
(ウ) 最大1時間降水量 (10月25日00時～10月25日24時)

都県名	市町村名	アメダス 地点名	最大1時間 降水量 (mm)	起 時
千葉県	我孫子市	我孫子	42.5	25日14時45分
千葉県	香取市	香取	39.0	25日13時40分
千葉県	香取郡東庄町	東庄	56.5	25日17時54分
千葉県	船橋市	船橋	26.5	25日12時36分
千葉県	佐倉市	佐倉	54.0	25日13時46分
千葉県	成田市	成田	50.5	25日15時01分
千葉県	銚子市	銚子	22.0	25日18時22分
千葉県	山武郡横芝光町	横芝光	34.5	25日17時29分
千葉県	千葉市中央区	千葉	44.0	25日12時03分
千葉県	茂原市	茂原	43.5]	25日12時43分
千葉県	木更津市	木更津	34.0	25日15時21分
千葉県	市原市	牛久	64.5	25日10時57分
千葉県	君津市	坂畑	53.0	25日10時33分
千葉県	夷隅郡大多喜町	大多喜	53.5	25日10時20分
千葉県	安房郡鋸南町	鋸南	27.5	25日14時50分
千葉県	鴨川市	鴨川	85.5※	25日10時16分
千葉県	勝浦市	勝浦	37.0	25日16時33分
千葉県	館山市	館山	36.5	25日09時09分

※観測史上1位の値を更新。]は資料不足値。

イ 最大風速・風向分布図、最大風速および最大瞬間風速

(ア) 最大風速・風向分布図 (10月25日00時～10月25日24時)



(イ) 最大風速 (10月25日00時～10月25日24時)

都県名	市町村名	アメダス 地点名	風向 (16方位)	風速 (m/s)	起時
千葉県	我孫子市	我孫子	北東	6.0	25日13時34分
千葉県	香取市	香取	東	8.1	25日15時04分
千葉県	船橋市	船橋	北東	6.5	25日14時38分
千葉県	佐倉市	佐倉	北北東	13.8	25日13時37分
千葉県	成田市	成田	南南東	10.3	25日16時21分
千葉県	銚子市	銚子	東北東	15.7	25日08時07分
千葉県	山武郡横芝光町	横芝光	東南東	8.5	25日14時22分
千葉県	千葉市中央区	千葉	北北東	8.6	25日13時58分
千葉県	茂原市	茂原	東南東]	6.0]	25日08時58分
千葉県	木更津市	木更津	北東	8.2	25日12時24分
千葉県	市原市	牛久	北北西	6.1	25日10時32分
千葉県	君津市	坂畑	西南西	5.9	25日15時31分
千葉県	鴨川市	鴨川	南東	8.8	25日14時50分
千葉県	勝浦市	勝浦	東	9.3	25日10時38分
千葉県	館山市	館山	東北東	10.4	25日12時00分

]は資料不足値。

(ウ) 最大瞬間風速 (10月25日00時～10月25日24時)

都県名	市町村名	アメダス 地点名	風向 (16方位)	風速 (m/s)	起時
千葉県	我孫子市	我孫子	北北東	14.3	25日13時35分
千葉県	香取市	香取	東	15.1	25日14時48分
千葉県	船橋市	船橋	北北東	14.9	25日14時34分
千葉県	佐倉市	佐倉	北北東	19.7	25日13時35分
千葉県	成田市	成田	南南東	15.9	25日16時18分
千葉県	銚子市	銚子	東北東	21.6	25日07時31分
千葉県	山武郡横芝光町	横芝光	東北東	14.0	25日10時57分
千葉県	千葉市中央区	千葉	北北東	16.6	25日14時13分
千葉県	茂原市	茂原	北東]	14.0]	25日08時51分
千葉県	木更津市	木更津	北西	14.8	25日08時38分
千葉県	市原市	牛久	北	11.2	25日10時27分
千葉県	君津市	坂畑	西南西	12.8	25日15時30分
千葉県	鴨川市	鴨川	南西	15.8	25日15時22分
千葉県	勝浦市	勝浦	東南東	16.6	25日10時57分
千葉県	館山市	館山	北東	19.0	25日11時54分

]は資料不足値。

銚子地方気象台発表資料を用いて作成

(4) 被害の状況 (10月25日の大雨)

■人的被害 (令和2年3月19日14時現在)

市町村合計 (人)	死者	負傷者
	11	6

■住家被害 (令和2年3月19日14時現在)

市町村合計 (棟)	住家被害			
	全壊	半壊	一部損壊	床上・床下浸水
	35	1,716	1,842	1,276

■がけ崩れ 31か所

■ライフラインの被災状況

電気：約2万3,400軒 停電 (10月25日現在)

水道：4,699戸 断水 (1事業体)

■農林水産業の被害額 約56億9,000万円 (令和2年3月19日現在)

(主な被害) 農業施設等 約 2億2,400万円

農作物等 約 4億3,500万円

農地・農業用施設等 約20億4,900万円

令和元年に顕著な災害をもたらした台風の名称について

気象庁は、令和元年に顕著な災害をもたらした台風について、台風第 15 号については「令和元年房総半島台風」、台風第 19 号については「令和元年東日本台風」と名称を定めました。

気象庁では、顕著な災害をもたらした自然現象について、後世に経験や教訓を伝承することなどを目的に名称を定めることとしています。

今般、令和元年に顕著な災害をもたらした台風について、名称設定の基準に沿って、台風第 15 号については「令和元年房総半島台風」、台風第 19 号については「令和元年東日本台風」と名称を定めました。

なお、名称を定める基準及び付け方等は、気象庁ホームページでご覧いただけます。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/meishou/meishou.html>

<問合せ先>

予報部業務課 高木・蒔田

電話 03-3212-8341（内線 3115・3108） FAX 03-3284-0180

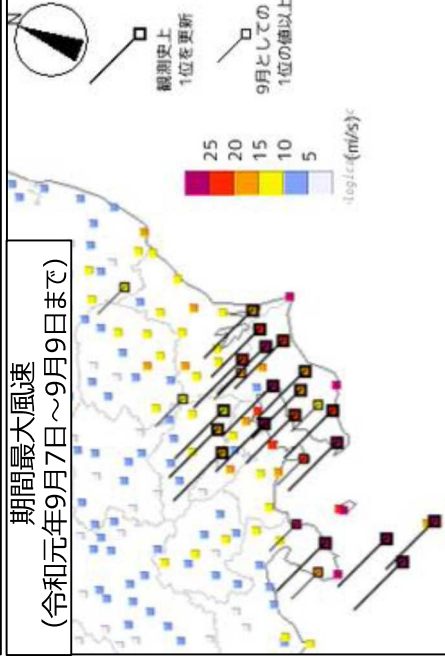
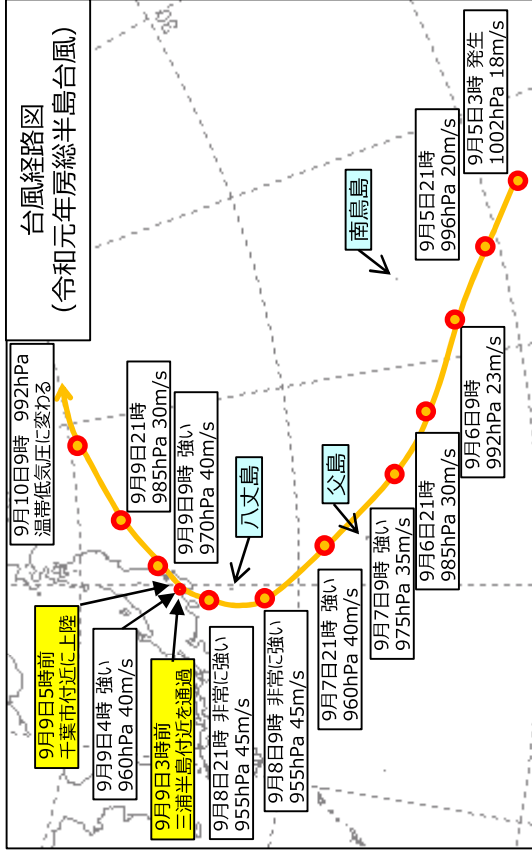
令和元年房総半島台風（台風第15号）

＜房総半島を中心とした各地で暴風等による甚大な被害＞

- 台風概要
 - ・ 令和元年9月5日に南鳥島近海で発生した令和元年房総半島台風（台風第15号）は、7日午後には強い勢力で小笠原諸島に接近した後、8日午後には途中非常に強い勢力となって伊豆諸島に接近、9日3時には三浦半島付近を通過し、その後強い勢力で9日5時に千葉県付近に上陸した。その後、関東地方を北東に進み、9日朝には海上に抜けた。
 - ・ 最大風速は神津島村で43.4メートルを観測するなど伊豆諸島と関東地方南部の6地点で最大風速30メートル以上の猛烈な風を観測し、関東地方を中心に19地点で最大風速の観測史上1位の記録を更新した。
 - ・ 最大瞬間風速は神津島村で、58.1メートルを観測するなど伊豆諸島と関東地方南部の3地点で最大瞬間風速50メートル以上を観測し、関東地方を中心に19地点で最大瞬間風速の観測史上1位の記録を更新した。

- 人的・家屋等被害
 - ・ 死者1名、負傷者13名、住家全壊342棟、住家半壊3,927棟、住家一部破損70,397棟、床上浸水127棟、床下浸水118棟

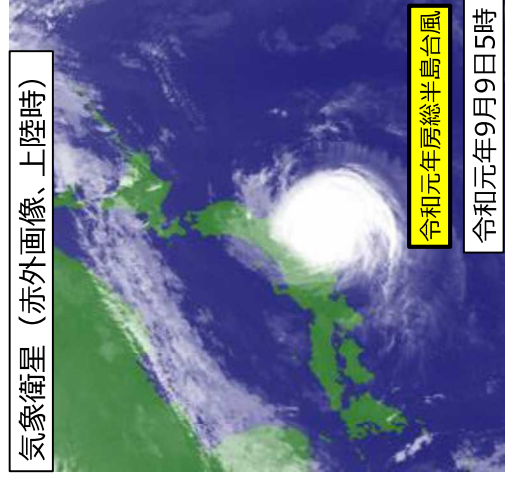
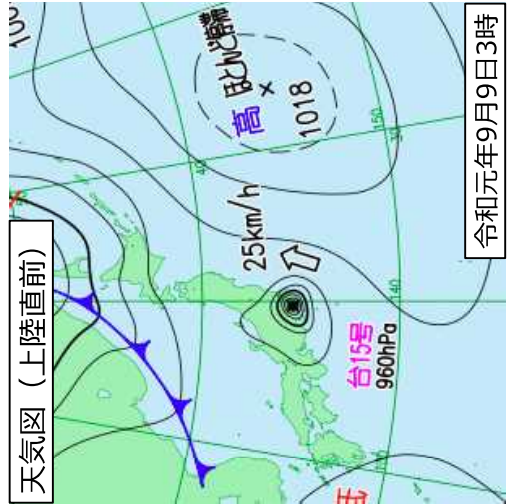
※ 令和元年12月5日 内閣府「令和元年台風第15号に係る被害状況等について」より



期間最大風速

順位	都道府県	市町村	地点	期間最大値	
				m/s	風向 年月日 時分(まで)
1	東京都	神津島村	神津島 (コウツシマ)	※1 43.4	東南東 2019/09/08 21:13
2	東京都	新島村	新島 (ニイジマ)	※1 39.0	東南東 2019/09/08 21:59
3	東京都	三宅村	三宅坪田 (ミヤケツボタ)	※1 37.4	南 2019/09/08 21:27
4	千葉県	千葉市中央区	千葉 (チバ)	※1 35.9	南東 2019/09/09 04:28
5	東京都	大田区	羽田 (ヒナタ)	※1 32.4	東北東 2019/09/09 03:32

※1：観測史上1位を更新



令和元年東日本台風（台風第19号）

＜東日本の広い範囲における記録的な大雨により大河川を含む多数の河川氾濫等による甚大な被害＞

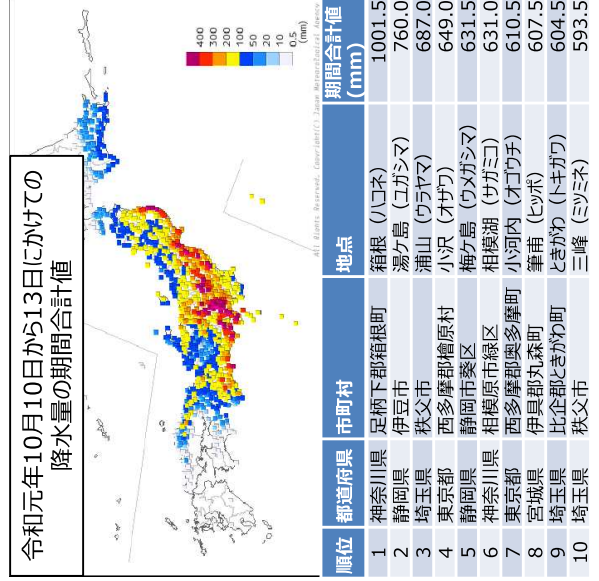
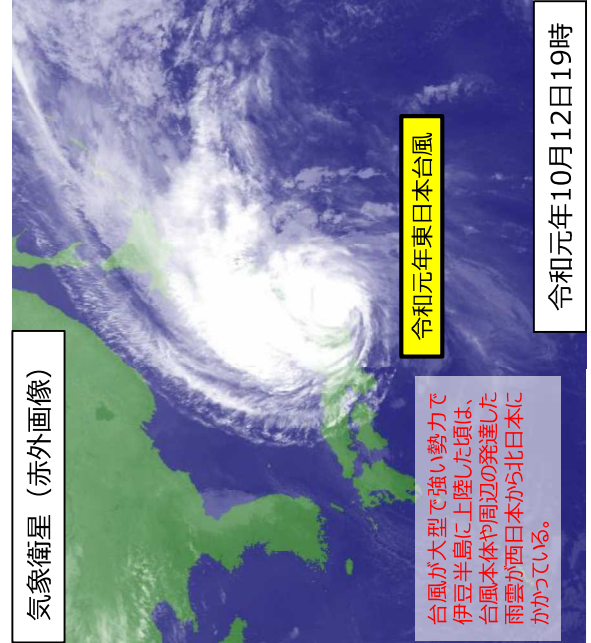
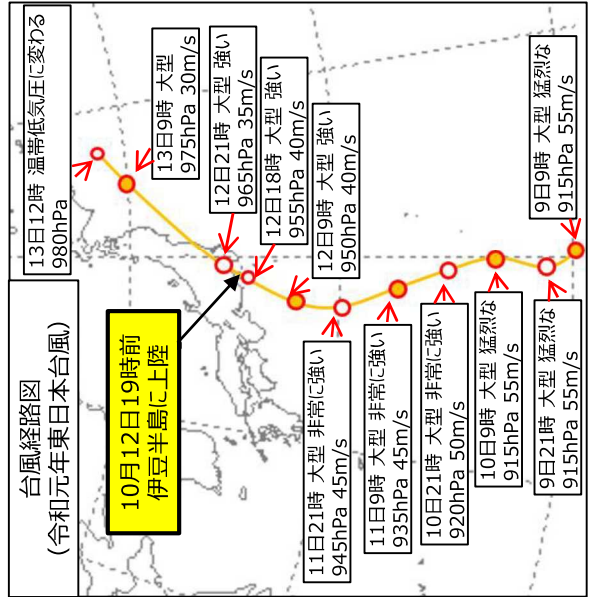
■ 台風概要

- 令和元年東日本台風（台風第19号）は、令和元年10月12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した後、関東地方を通過し、13日未明に東北地方の東海上に抜けた。
- 静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方を中心に広い範囲で記録的な大雨となった。10日からの総雨量は神奈川県箱根町で1000ミリに達し、東日本を中心に17地点で500ミリを超えた。この記録的な大雨により、13都県に大雨特別警報を発表した。
- 東京都江戸川臨海では観測史上1位の値を超える最大瞬間風速43.8メートルを観測するなど、東日本から北日本にかけての広い範囲で非常に強い風を観測した。また、12日には千葉県原市で竜巻と推定される突風が発生した。
- 静岡県石廊崎で波高13メートル、京都府経ヶ岬で波高9メートルを超える記録的な高波が観測されたほか、東京都三宅島で潮位230センチなど、静岡県や神奈川県、伊豆諸島で、過去最高潮位を超える値を観測したところがあった。
- この大雨の影響で、広い範囲で河川の氾濫が相次いだほか、土砂災害や浸水害が発生した。これら大雨による災害及び暴風等により、人的被害や住家被害、電気・水道・道路・鉄道施設等のライフラインへの被害が発生した。また、航空機や鉄道の運休等の交通障害が発生した。

※ 被害に関する情報は、令和2年2月12日 内閣府「令和元年台風第19号等に係る被害状況等について」より

■ 人的・家屋等被害

- 死者99名、行方不明者3名、住家全壊3,280棟、住家半壊29,638棟、住家一部損壊35,067棟、床上浸水7,837棟、床下浸水23,092棟
- ※ 令和2年2月12日 内閣府「令和元年台風第19号等に係る被害状況等について」より



第3章 検証

検証に当たっては、災害対策本部の「本部・支部」、「各部各班」等に係る11の「分野」について、「検証の視点」に基づき、下記の表に掲げる「検証項目」について検証を行った。

1 災害対策本部（本部・支部）の対応に係る検証

災害対策本部は、災害対策基本法の規定により設置されるものであり、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において防災の推進を図るための組織である。災害対策本部は、本部及び支部（危機管理課内・各地域振興事務所内に設置）で構成されるが、当該本部及び支部が房総半島台風等に対応できたのか、次の表に掲げる5つの「分野」について検証する。

	分野	検証の視点	検証項目
(1)	災害対応体制、本部設置に係る対応	① 災害対策本部設置前の体制は適切であったか。	・台風上陸前の9月8日の体制を「災害警戒体制」・「応急対策本部」の設置をしなかったのはなぜか。
		② 災害対策本部の設置時期は適切であったか。	・台風上陸の翌日9月10日に災害対策本部を設置したのはなぜか。
		③ 災害対策本部設置後の対応や体制は適切であったか。	・本庁内及び支部に対し、配備指令を伝達しなかったのはなぜか。 ・本部事務局員に対する参集指示が本部設置4日後の9月14日となったのはなぜか。
(2)	知事（本部長）の動き	① 知事（本部長）は、適切に情報収集を行い、適時に適切に指示を出せたか。	・9月8日、県内全域に暴風警報が発令されている中、都内の会議に出席したことは適切か。 ・9月9日、台風が上陸・通過したのち、登庁せず公舎で待機していたのは適切か。 ・9月10日、災害対策本部設置後に本部を離れて行動したことに問題はないか。 ・知事の現地視察が、発災5日後の14日となったのは適切か。
		② 防災危機管理部（災害対策本部事務局）は、適切に情報収集を行い、適時に適切に知事（本部長）に報告及び進言ができたか。	
(3)	情報収集	① 情報収集の体制は充分であったか。	・情報収集体制を強化するために、事態の推移に伴い速やかに災害警戒体制をとらなかったのはなぜか。
		② 情報収集の手段や着手時期は適切であったか。	・市町村への情報連絡員（リエゾン）派遣が発災3日後となったのはなぜか。 ・災害対策本部の依頼によるヘリコプターからの情報収集による全容把握が遅れたのはなぜか。 ・防災情報システム以外の情報収集の方法を検討する必要があるのではないか。
(4)	人的支援（業務支援）	① 市町村の要請に応じた業務支援を行えたか。	・被災市町村が単独では十分な災害対応が実施できないと見込まれた場合の応援要請に対し、県は、迅速かつ的確に対応し、業務支援を行うことができたか。 ・被災市区町村応援職員確保システムに基づく要請は適切に行えたのか。 ・国によるリエゾンとの連携は充分であったか。 ・市町村間の相互応援に関する調整は適切に行えたのか。 ・自衛隊への災害派遣要請について、要請の時期や内容は適切か。県が自衛隊によるブルーシート張りを要支援者等に制限したのはなぜか。
(5)	物資支援	① 市町村のニーズを満たす物資支援を行えたか。	・県の備蓄物資が有効に活用されなかったのはなぜか。また、防水シートが大量に不足したのはなぜか。
		② 現行の地域防災計画等における物資の支援の在り方に問題はないか。	・県が輸送のための車両を手配し、物資支援要請のあった市町村に届けるべきところ、被災市町村の職員が支援物資を備蓄倉庫まで取りに行くこととなったのはなぜか。 ・プッシュ型支援を行わなかったのはなぜか。

2 災害対策本部（各部各班）等の対応に係る検証

各部各班とは、災害対策本部の本部に置かれる組織であり、防災危機管理部以外の知事部局の各部（総務部、健康福祉部等）、企業局、病院局等が各部各班の事務（医療救護等）を行う。当該各部各班が房総半島台風等に対応できたかなど、次の表に掲げる6つの「分野」について検証する。

	分野	検証の視点	検証項目
(6)	医療救護	① 医療救護活動を関係規程等に沿って行うことができたか。	・医療機関等の被害状況等を把握し、支援を実施することができたか。
(7)	社会福祉施設への支援	① 社会福祉施設への支援を関係規程等に沿って行うことができたか。	・社会福祉施設等の被害状況等を把握し、支援を行うことができたか。
(8)	水道供給	① 水道総合調整、応急給水への対応を適切に行えたか。	・発災前後の対応は適切に行われたか。 ・発災当日、給水区域内の市から集合住宅への応急給水の打診があったが、対応できなかったのはなぜか。
(9)	風害・水害対策（公共土木施設等）	① 風害・水害対策を適切に行えたか。	・風害・水害に備え、気象情報を共有し、適切に配備体制を執ったか。 ・河川の氾濫危険情報や土砂災害警戒情報は適切に通知、発表できたか。 ・道路の被害状況を調査の上、交通が危険であると認められる場合は、区間を定めて通行を禁止し、又は制限したか。 ・道路上の倒木や土砂災害などの障害物除去は、緊急輸送道路を優先的に、道路啓開活動を実施できたか。 ・管理する施設の被害状況を速やかに調査し、復旧を行えたか。
(10)	ボランティア・NPOとの連携	① ボランティア・NPOとの連携はうまくいったか。	・県災害ボランティアセンターの設置時期は適切であったか。 ・ボランティアの協力を十分に得られたか。 ・NPO・ボランティアと連携・協力し、被災者のニーズを把握することができたか。
(11)	大規模停電への対応	① 大規模停電に対してどのように対応したか。	・燃料供給要請の対応は適切だったか。 ・電源車派遣要請の対応は適切だったか。 ・倒木伐採支援の対応は適切だったか。 ・停電件数や復電の見通し等について、東京電力との情報共有、意見交換等のあり方は適切であったか。 ・災害救助法の適用に係る対応は適切だったか。
		② 停電件数や復電の見通し等について、東京電力との情報共有、意見交換等のあり方は適切であったか。	

千葉県災害対策本部の概要

1 千葉県災害対策本部組織

本部会議	本部長	知事
	副本部長	副知事
	本部員 (14人)	防災危機管理部長 (統括本部員) 総務部長 総合企画部長 健康福祉部長 保健医療担当部長 環境生活部長 商工労働部長 農林水産部長 県土整備部長 会計管理者 企業局長 病院局長 教育長 警察本部長の指定する者
	本部派遣職員	自衛隊、防災関係機関から 本部長が派遣を求める者

※部の内訳

総務部、総合企画部、健康福祉部、
環境生活部、商工労働部、農林水産部、
県土整備部、出納部、企業部、病院部、
教育部、警察部

部 (12部) ※部の内訳、下記。

支部 (12支部)	東京、千葉、葛南、東葛、印旛、香取、 海匝、長生、山武、夷隅、君津、安房
--------------	---

現地災害対策本部

本部事務局	事務局長	防災危機管理部次長
	事務局次長	防災政策課長、危機管理課長、 消防課長、産業保安課長、総務 課長、財政課長、市町村課長
	事務局職員	総務班 情報班 応急対策班 応援受援班 航空運用調整班 被災者支援班 物資支援班 通信・システム班 広報班 現地派遣班 (放射能事故対応班)
	本部連絡員	本部各部長の指名する者

大規模災害時に設置される調整本部等

- ・消防応援活動調整本部
(調整本部長：知事、副本部長：消防課長・指揮支援部隊長) ※防災危機管理センター
- ・国等関係機関 (内閣府ほか) ※本庁舎 5 階大会議室
- ・自衛隊 ※中庁舎 10 階大会議室

2 千葉県災害対策本部会議

- (1) 本部長 (知事) は、県の災害対策を推進するため、災害対策本部室 (本庁舎 5 階特別会議室) において、本部長、副本部長及び本部員で構成する災害対策本部会議を開催し、災害応急対策等に関する重要事項について審議決定する。
- (2) 本部長は、上記 1 の審議決定にあたり、必要に応じて防災関係機関に対して本部派遣職員の派遣を要請し、意見等を求める。また、災害の状況に応じて、関係機関に対して必要な措置を講ずるよう協力を要請し、本部と当該機関との連絡のための職員の派遣を要請する。
- (3) 県災害対策本部事務局は原則として県中庁舎 6 階防災危機管理センターに設置する。

支部の組織

支部長・・・地域振興事務所長

副支部長・・・地域振興事務所次長

情報連絡員・・・地域振興事務所長があらかじめ指名した職員 (市町村に駐在し、災害の情報を支部長に通報する。)

班 班長・・・地域振興事務所のいずれかの課長、関係出先機関の長

支部連絡員・・・地域振興事務所長があらかじめ指名した職員 (支部各班の連絡調整・情報収集を行う。)

1 災害対策本部（本部・支部）の対応に係る検証

(1) 災害対応体制、本部設置に係る対応

<検証の視点>

- ① 災害対策本部設置前の体制は適切であったか。
- ② 災害対策本部の設置時期は適切であったか。
- ③ 災害対策本部設置後の対応や体制は適切であったか。

【関係規程等】

地域防災計画

○災害対策本部設置前の体制

- ・風水害に対処する災害対策本部設置前の配備は、次のとおり。

配備種別	配備基準
情報収集体制	・県内で気象警報（波浪を除く。）（自動配備）等
災害警戒体制	・県内で気象特別警報（波浪を除く。）（自動配備） ・千葉県が台風の暴風域に入ることが見込まれ、知事が必要と認めたとき。 ・その他、被害が予想され、知事が必要と認めたとき。

（※）災害警戒体制は、情報収集体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。

- ・初動体制を確立するために、防災危機管理部長は、必要に応じて応急対策本部を設置することができる。

○災害対策本部設置

- ・地震の場合と異なり、風水害において、災害対策本部が自動設置されることはない。
- ・風水害における災害対策本部の設置基準は、次のとおりである。

県内の市町村において、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき

（災害救助法の適用基準）

- ・災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失（全壊）がある場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号～第3号）
- ・多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等（同令第1条第1項第4号）

○職員配備体制

- ・風水害に対処する災害対策本部設置後の配備は、基本的に次のとおり。

ただし、「局地災害が発生した場合、大規模な災害が発生するおそれがある場合で知事が必要と認めたとき」は、この限りでない。

配備種別	配備基準	配備を要する課
第1配備	県内の市町村において、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき	本部及び支部を構成するすべての県の機関
第2配備	県内の複数の市町村において、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき	
第3配備	県内の多数の市町村において、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき	

○職員動員の伝達

- ・本部事務局（危機管理課）からの職員の配備指令の伝達は、原則として次の方法により行う。

勤務時間内：庁内放送、防災行政無線電話、職員参集メール

勤務時間外：電話又は職員参集メール

*職員参集メールは、本部事務局職員、本部連絡員、各課連絡代表者等に直接送信される。

【対応状況（房総半島台風関係）】

- ・ 9月 6日 11:36 気象情報を秘書課を通じて知事に報告
16:41 台風接近に伴い「情報収集体制」をとる考えを秘書課を通じて知事に報告
- ・ 9月 8日 12:58 情報収集体制（自動配備）
- ・ 9月 9日 16:30 翌日の災害対策本部会議開催を決定
- ・ 9月10日 9:00 災害対策本部設置 9:15 第1回災害対策本部会議開催
- ・ 9月12日 危機管理課長から各支部（地域振興事務所）に対し、支援に関する管内市町村の要望を確認するよう指示
- ・ 9月14日 21:59 本部事務局員に対する参集指示
- ・ 9月15日 13:00 本部事務局員参集

	9/6	9/8	9/9	9/10	9/11	9/12	9/13	9/14	9/15	9/16
	金	日	月	火	水	木	金	土	日	月
台風	11:36 気象情報を報告	12:58 警報	5:00 房総半島台風千葉県上陸							
配備体制	16:41 「情報収集体制」をとる考えを報告	12:58 情報収集体制（自動配備）		第1配備体制（配備指令伝達未実施）						
動員の伝達								21:59 参集指示 （本部事務局員限定）	13:00 参集	
本部			16:30 翌日の本部会議の開催を決定	9:00 本部設置 9:15 第1回会議						事務局を第1・2配備体制に移行
支部				10:42 防災情報システムにより、本部設置を伝達		危機管理課長から、支援に関する管内市町村の要望を確認するよう指示				

【検証項目】

- ア 台風上陸前の9月8日の体制を「災害警戒体制」・「応急対策本部」の設置をしなかったのはなぜか。
- イ 台風上陸の翌日9月10日に災害対策本部を設置したのはなぜか。
- ウ 本庁内及び支部に対し、配備指令を伝達しなかったのはなぜか。
- エ 本部事務局員に対する参集指示が本部設置4日後の9月14日となったのはなぜか。

【評価・分析】

ア 災害対策本部設置前の体制について

- (ア) 発災前9月8日(日)12:58から発災翌日9月10日(火)9:00まで、防災危機管理部では、「情報収集体制」を敷くとともに、県関係部局においても、それぞれの分野において情報収集等に当たっていた。
- (イ) 9月8日(日)午前11時の気象庁による緊急記者会見で「関東地方で瞬間最大風速60mの猛烈な風が吹く可能性」を指摘していたが、当該情報をリアルタイムで入手しておらず、「この台風の雲域は比較的小さい(銚子地方気象台9月8日11時報)」との発表の印象から、災害発生の恐れへの危機感が薄かった。
- (ウ) 台風の進路や暴風域を伴っていたこと、鉄道の計画運休(9月8日16:00発表)などの状況を踏まえ、一段階上の配備である「災害警戒体制」を敷き、「応急対策本部」の設置についても検討すべきであった。
- (エ) 地域防災計画の定める、台風が暴風域に入ることが見込まれた際、知事に少なくとも「災害警戒体制」を取るよう進言すべきであった。

イ 災害対策本部の設置時期(被災翌日9月10日)について

- (ア) 台風通過後は、関係部局、水道事業者、電力事業者などからの情報収集や総合調整を実施したほか、市町村からの人的被害・住家被害等の情報収集、物資支援要請への対応に努めた。60万件を超える停電に伴う大規模な断水や病院・福祉施設等の電力・水不足への対応を最優先で実施していた。
- (イ) ゴルフ練習場の鉄柱、送電鉄塔、電柱等の倒壊などの報道映像があったが、夕方時点で、市町村からの報告では、家屋等の被害が200棟程度でありそのほとんどが一部損壊であったために、大規模災害が発生しているとの認識を職員相互で共有できなかった。
- (ウ) 大規模停電と断水(ライフライン)という状況を踏まえ、災害対策本部の設置を知事に進言すべきであったが、本県の過去の台風被害では、河川や内水の氾濫などの水

害が中心で、大規模停電とそれに伴う断水という経験がなく、判断ができなかった。

(エ) 本部設置の判断基準は、「災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等」とされているが、被害状況が把握できていない段階で当該基準に基づいて本部設置を判断することは難しかった。

ウ 災害対策本部設置後の対応・体制（職員への配備指令）について

(ア) 本部設置に伴い、防災情報システムで各支部に対し本部設置を伝達した。併せて「本部第一配備」を敷いたが、地域防災計画に基づく、各部及び各支部への連絡はされなかった。

連絡が行われなかったことに対する組織的なチェックがされず、計画に定める手順が実施されなかった。

エ 災害対策本部設置後の対応・体制（本部事務局員に対する参集指示）について

(ア) 本部第一配備を取った場合、本部事務局には、必要な人員体制を定めた、「災害対策本部事務局編成表」に従い、他部局の応援職員が加わることになるが、招集せず、当面、防災危機管理部の中で対応できると考え、災害対応業務の状況に応じて、体制を逐次強化しようと考えた。

(イ) その理由は、風害による被害状況の把握が進まない中、当面の応急対策の焦点が「電力復旧」であり、重要施設（病院・福祉施設等）への対策である、自家発電機への燃料補給、電源車の手配、断水地域への給水車対応などは、9月9日から既に関係課・関係機関等との調整を進めていたことや、電力会社から、週半ばにはかなり復旧できそうとの情報を得ていたことが心理的に影響していたと考えられる。

(ウ) 9月13日頃までは、防災危機管理部内での人員調整で対応できるものと考えていたが、停電の復旧見込みが数回にわたって修正され、対応の長期化が不可避となった状況を踏まえ、9月14日に他部局の要員に対する翌日の参集を指示した。

(エ) しかしながら、事務局に必要な人員体制を取らなかったことは、定めに従ったものではなかった。

【東日本台風、10月25日の大雨関係への対応状況】

	10/10	10/11	10/12		10/15		10/25	10/26
	木	金	土		火		金	土
台風			6:41 (東日本台風) 大雨暴風警報				8:20 大雨警報 洪水警報	
配備体制	災害対策本部 (第1配備) 9/10(9:30)~10/11(13:25)		災害対策本部 (第2配備) 10/11(13:25)~10/15(16:30)		災害対策本部 (第1配備) 10/15(16:30)~10/25(17:00)		災害対策本部 (第2配備) 10/25(17:00)~10/30(17:00)	
動員の伝達	16:27 各部局あてに11日からの配備体制見込みを周知するメールを送信	13:37 庁内放送及び参集メールにて伝達			16:30 庁内放送及び参集メールにて伝達		17:16 庁内放送及び参集メールにて伝達	
本部		13:00 第8回災害対策本部会議	11:00 第9回災害対策本部会議 19:30 第10回災害対策本部会議			14:00 第15回災害対策本部会議	9:00 第16回災害対策本部会議	
支部	地域振興事務所長会議を開催し、地域振興事務所職員を情報連絡員として派遣							

※配備体制について、10月30日17時以降は、災害対策本部（第1配備）の体制をとった。

【解決の方向性】

- 震度により配備体制が決定する「地震」の場合と異なり、風水害での対応に関しては、気象情報を的確に分析し、鉄道の計画運休など他の要因も総合的に勘案したうえで、早期に、より上位の配備体制への移行判断を行う。
- ・本部設置前段階において、台風の暴風域に入ることが見込まれる確率などを基準に「災害警戒体制」を自動配備とすることや、初動・応急体制を確認するための「応急対策本部」の設置について検討する。
- 本部設置を客観的かつ迅速に判断できるよう設置基準の見直しを行う。
- 配備に係る職員への連絡の徹底を図るとともに、本部事務局員体制については、あらかじめ定めた人員を投入した上で、被害状況や応急活動の推移・経過などから判断し、

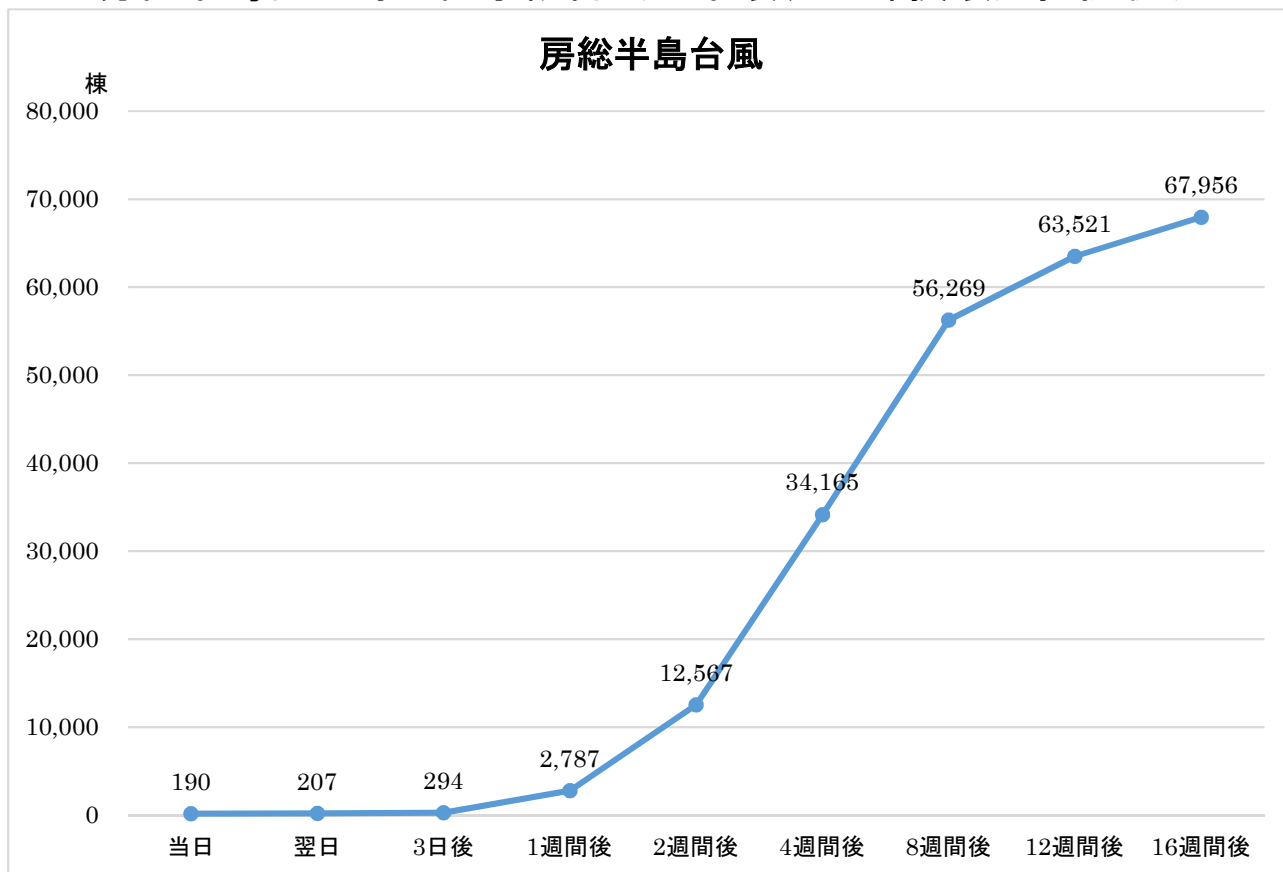
適正な配備規模とする。

- ・ 配備に係る職員への連絡を担当する職員は、配備体制連絡の結果を危機管理課長に、災害対策本部設置後は、事務局長に行うこととする。
- 災害発生時及び平時の組織体制の見直し、計画やマニュアルの点検等を行う。
- ・ 今回のような連続する災害とそれに伴う災害対応の長期化も見据え、平時における防災危機管理部局の組織体制の充実・強化を図る。
 - ・ また、応急活動等の基本となる、地域防災計画や応急対策に係る各種マニュアル等について、今回の対応を踏まえ改定を行う。
 - ・ これら計画やマニュアルを実効性のあるものとするため、職員向けの訓練や研修についても見直しを行うとともに、国や防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組む。
 - ・ 訓練全般についても、これまで、主に大規模地震発生を想定し、実施してきたが、今回のような大規模な風水害などの要素も取り込んだ訓練を企画する。
 - ・ 地域防災計画にプロアクティブの原則※について記載することを検討する。

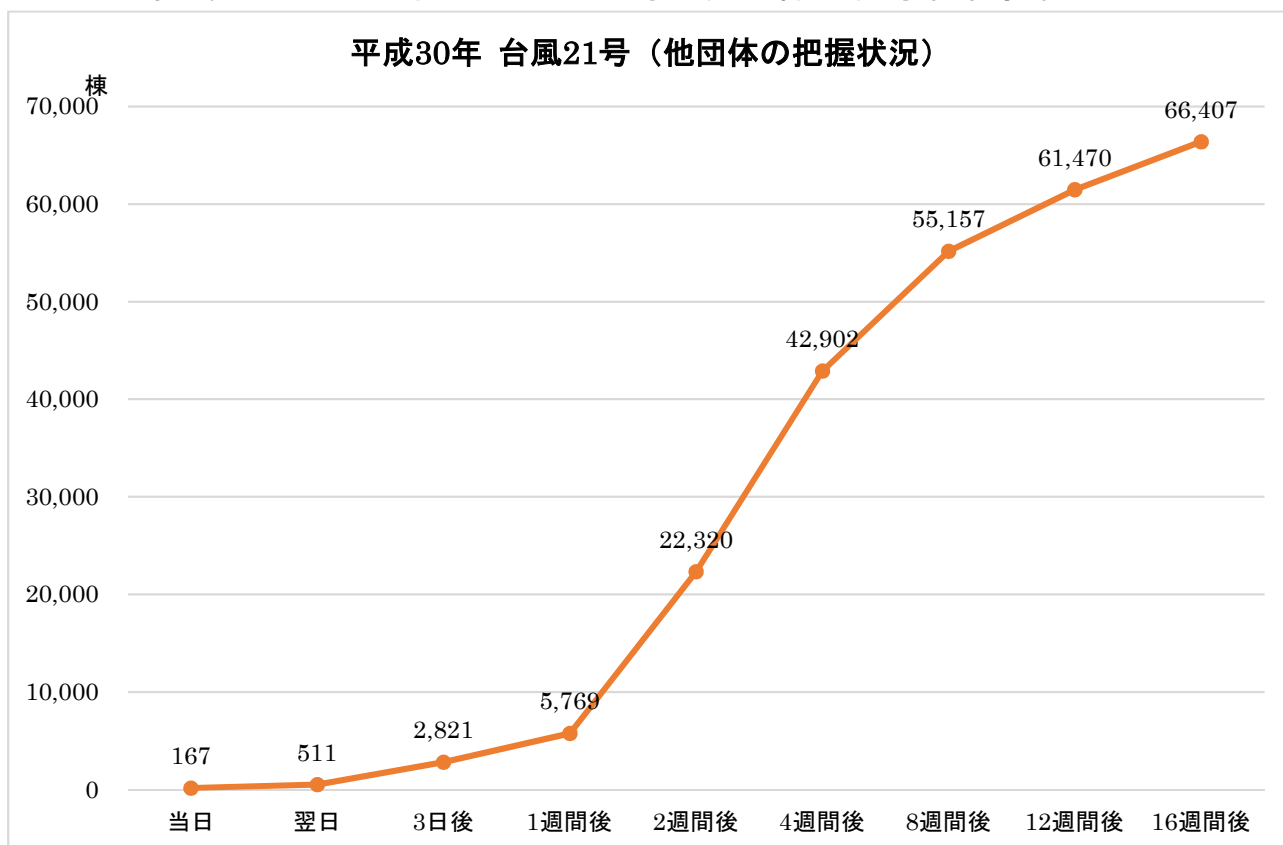
※プロアクティブの原則

- ① 疑わしいときは行動せよ、② 最悪事態を想定して行動せよ、③ 空振りには許されるが見逃しは許されない、の三原則。

房総半島台風時の住家被害（全半壊、一部損壊）把握状況



参考：平成30年台風21号時の他団体の住家被害把握状況



(参考) 他県の災害対策本部設置基準

ア 高知県（「高知県災害対策本部規程」）

- ・風水害時の配備基準は、第3配備（災害対策本部体制）では「台風や集中豪雨等により下欄に該当する被害の発生がほぼ確実であるとき」とされ、「下欄」は第4配備（災害対策本部体制）の場合であり、第4配備では「○被災地区が市町村域を超え広域に渡る場合、○被災規模が大きく当該市町村のみでは処理することが困難と認められる場合」とされている。

イ 和歌山県（和歌山県訓令「職員の防災体制等措置要領」）

- ・風水害の配備体制発令基準は、配備体制第1で「①暴風警報かつ大雨警報が発表されたとき。②紀の川、熊野川、有田川、日高川又は古座川のいずれかに洪水警報が発表されたとき。③危機管理監が必要と認めたとき。（台風により重大な災害が発生するおそれがあると認められるとき。）」とされている。

ウ 鹿児島県（「鹿児島県災害対策本部の組織及び運営に関する要綱」）

- ・一般災害の災害対策本部第1配備は、「(1) 比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき。(2) 県内に特別警報が発表されたとき。」、第2配備は「相当の被害が発生し又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要とみとめるとき。」、第3配備は「全地域にわたり大きな災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき。」等となっている。

エ 兵庫県（「危機管理基本指針」）

- ・全庁的に対処する必要がある大きな被害が発生し、又は発生するおそれがあり、知事が必要と認めるとき。

1 災害対策本部（本部・支部）の対応に係る検証

（2）知事（本部長）の動き

<検証の視点>

- ① 知事（本部長）は、適切に情報収集を行い、適時に適切に指示を出せたか。
- ② 防災危機管理部（災害対策本部事務局）は、適切に情報収集を行い、適時に適切に知事（本部長）に報告及び進言ができたか。

【関係規程等】

災害対策本部条例、災害対策本部設置要綱、地域防災計画

○災害対策本部設置前の体制

- ・風水害に対処する災害対策本部設置前の配備は、次のとおり。

配備種別	配備基準
情報収集体制	・県内で気象警報（波浪を除く。）（自動配備）等
災害警戒体制	・県内で気象特別警報（波浪を除く。）（自動配備） ・千葉県が台風の暴風域に入ることが見込まれ、知事が必要と認めたとき。 ・その他、被害が予想され、知事が必要と認めたとき。

○災害対策本部設置

- ・風水害においては、災害対策本部が自動設置されることはない。
- ・風水害における災害対策本部の設置基準は、次のとおりである。

〔 県内の市町村において、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある
場合等で、知事が必要と認めたとき 〕

○本部長の職務

- ・災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部に属する職員を指揮監督する。

○災害対策本部の所掌事務

- ・災害予防対策及び災害応急対策の実施及び調整に関すること。
- ・災害救助法の適用に関すること。
- ・国、他都県及び市町村の応援に関すること。
- ・自衛隊に対する災害派遣要請に関すること。
- ・その他重要事項に関すること。

【対応状況（房総半島台風関係）】

- ・ 9月 9日 8:00 情報収集を指示
16:30 翌日に本部員を集めた会議開催を指示
20:00 自衛隊との協議・調整を最優先で進めることを指示
- ・ 9月10日 4:00 自衛隊に給水支援の災害派遣を要請
9:00 災害対策本部設置 9:15 第1回災害対策本部会議開催
14:30 富里市内を視察

- ・ 9月11日 17:30 第2回災害対策本部会議開催
- ・ 9月12日 15:00 武田防災担当大臣と面談し、インフラ復旧に対する支援などを要請
- ・ 9月13日 10:00 9月定例県議会開会
16:45 第3回災害対策本部会議開催
- ・ 9月14日 12:00 東京電力パワーグリッド社長と面談し、1日も早い復旧と正確な情報提供を要請
14:40 被災地を視察

※次の表中、[報告]は、防災危機管理部が秘書課経由で知事に報告したことを、
[指示]は、知事が秘書課経由で防災危機管理部に指示したことを示す。

日 時		動 向		備 考	
9/6	金	11:36 16:41	[報告]・気象情報 ・台風接近に伴う体制として「情報収集体制」をとる考え。		
9/8	日	12:58	暴風警報→情報収集体制（自動配備）		
		13:04	[報告]気象情報		
		16:45	（都内）日本・米国中西部会日米合同常任委員会出席（18:00頃退席）		
9/9	月	5:00	房総半島台風が千葉県に上陸	終日・知事 公舎で待機 （両副知事は、防災危機管理部をはじめとする各部から被害や対応状況について報告を受け、協議をした。9/9以降同じ。）	
		8:00	[報告]被害報（第1報）		[指示]情報収集
		10:30	[報告]被害報（第2報）		[指示]情報収集
		14:15	[報告]80カ所程度の病院で停電による電力不足・断水のおそれがある。		[指示]命に関する案件について最優先で協議調整を進めること。
		16:00	[報告]被害報（第3報）		[指示]情報収集（全容の把握）
		16:30			[指示]断水、病院等の対応を最優先で協議・調整を進めるとともに、必要な対応をとるため、明日早朝に本部員を集めた会議を開催すること。（10日9:15本部会議開催決定）
		20:00	[報告] ・被害報（第4報） ・病院への電源・燃料供給の調整、給水支援について、自衛隊と協議を進めている。		[指示]自衛隊との協議・調整を最優先で進めること。
9/10	火	4:00	自衛隊に給水支援の災害派遣を要請／災害対策本部の9時設置を決定		左記の日程以外は、 庁舎又は公舎で待機
		9:00	災害対策本部設置		
		9:15	（庁内）災害対策本部会議（第1回） [本部長指示] ・東京電力に対し、早期復旧を強く要請すること。 ・市町村、消防機関、警察、自衛隊等と連絡を密にし、全庁一丸となつて対応すること		
		11:00	（千葉市内）首都圏中央連絡自動車道建設促進県民会議2019年度総会出席		
		13:15	（庁内）町村会からの来年度予算編成に関する要望に対応		
		14:30頃	政策協議後、公用車で芝山町の自宅に行き私用車に乗り換え、30分～40分、富里市内の被害状況を視察。視察後、17時過ぎに知事公舎に戻る。 防災危機管理部担当副知事は、知事の視察について秘書課長から相談を受け、災害対策本部が必要な対応をとっていたこと等から了承した。		

次ページへ続く

日 時		動 向	備 考	
9/11	水	10:00	(千葉市内) 東京五輪・パラリンピック CHIBA 推進会議出席	左記の日程以外は、庁舎又は公舎で待機
		11:00頃	防災危機管理部に対し、情報収集のうえ、第2回の災害対策本部会議を開催するように指示した。	
		11:10	(庁内) 政策協議	
		13:00頃	県庁発、公舎着	
			(千代田区) 私用	
		17:00頃	県庁着	
		17:15	(庁内) 災害対策本部会議前の説明	
		17:20	エネルギー庁長官より電話連絡あり	
		17:30	(庁内) 災害対策本部会議 (第2回) [本部長指示] ・東京電力に対し、全力での早期復旧と県民への正確な情報提供を改めて要請すること。 ・市町村と連携を一層密にして、県民生活への深刻な影響に、あらゆる対策を実施すること 等	
9/12	木	10:30	(庁内) 記者会見	左記の日程以外は、庁舎又は公舎で待機
		11:30	(庁内) 米ウイスコンシン州知事表敬訪問	
		12:15	(千葉市内) 米ウイスコンシン州知事との昼食会	
		13:30	(庁内) 米ウイスコンシン州への県友好使節団の表敬訪問	
		15:00	(庁内) 武田防災担当大臣と面談し、インフラ復旧に対する支援などを要請	
9/13	金	10:00	9月定例県議会開会	左記の日程以外は、庁舎又は公舎で待機
		13:00	(都中央区) 散髪	
		16:45	(庁内) 災害対策本部会議 (第3回) [本部長指示] ・市町村との連絡をさらに密にして、必要な物資が迅速に提供されるよう取り組むこと。 ・避難生活が1週間を超える可能性がある中、本庁、地域振興事務所、健康福祉センター、農業事務所、土木事務所など出先機関も含め、この連休中も、被害及び被災者の状況をしっかり確認して、県民の支援に迅速に対応していくこと。 等	
9/14	土	12:00	東京電力パワーグリッド社長と面談し、1日も早い復旧と正確な情報提供を要請	同上
		14:40	被災地視察 (君津市、南房総市等) 江藤農林水産大臣と面会し、財政面での支援などを要望	
9/15	日	11:00	(庁内) 災害対策本部会議 (第4回) [本部長指示] ・市町村への応援派遣については、市町村からの全ての要請に速やかに対応すること ・被災者の避難状況や健康状態をきめ細かく把握し、特に困難を抱える方に対しては、新たな避難場所を用意するなど、市町村と連携して、被災者の安心・安全の確保に全力で当たること 等	同上
9/18	水	15:00	自民党本部にて二階幹事長と面談し、災害支援について要望	
		15:50	首相官邸にて安倍首相と面談し、激甚災害の早期指定などを要望	

【検証項目】

- ア 9月8日、県内全域に暴風警報が発令されている中、都内の会議に出席したことは適切か。
- イ 9月9日、台風が上陸・通過したのち、登庁せず公舎で待機していたのは適切か。
- ウ 9月10日、災害対策本部設置後に本部を離れて行動したことに問題はないか。
- エ 知事の現地視察が、発災5日後の14日となったのは適切か。

【評価・分析】

ア 9月8日の夕方の時点では、気象情報を受けられる態勢を確保したうえで、都内で開催された日本・米国中西部会日米合同常任委員会の重要性を考慮し出席したが、台風接近に備えて18時頃退席し公舎に戻った。

イ 9月9日は、当日予定されていた行事をキャンセルし、公舎で報告を受け、それを踏まえ、指示を出した。

公舎は知事が生活する場所である一方、24時間公務を行うことができる体制がとられており、県庁舎と一体的に機能するものであることから、知事が公舎で公務を行うことは不適切とはいえない。

しかしながら、県内全域で57万軒（9月10日12時30分発表時点。9月9日8時発表時点では64万軒）という本県においてかつてない大規模な停電が発生していたこと、記録的な暴風（9月9日千葉市中央区で最大瞬間風速57.5m。その他県内各地で40m超）による被害状況が十分に明らかになっていなかった段階であったことを踏まえれば、知事は県庁舎において、より迅速に情報収集や指示を出す態勢とすることが望ましかった。

災害対応の中心的役割を果たす防災危機管理部が、被害規模を想定しきれなかったことから、知事に対する進言が困難であったが、上記の大規模停電、暴風の状況を踏まえれば、知事に対して、在庁してより迅速に判断・指示を仰げる態勢をとることを求めるべきであった。

また、両副知事（副本部長）は、9月9日、在庁し防災危機管理部をはじめ各部から被害状況や対応状況について報告を受け協議を行っていた。把握した被害状況において、9日夕方時点でも死者や行方不明者がなく、家屋等の被害が200棟程度でありそのほとんどが一部損壊であったため、被害想定の見立てを誤り、知事に対して登庁を求めることや、災害対策本部の設置を進言するには至らなかった。

しかしながら、停電の規模や暴風の状況を踏まえ、大規模な被害が発生している可能性を想定し、知事に対し、在庁してより迅速に判断・指示を行える態勢をとること、及び災害対策本部を設置することを進言すべきであった。

ウ 知事は、10日朝の災害対策本部会議にて、停電や断水などによる被害報告を踏まえ、各部局長に指示を出し、各部局が関係機関と連携を図り、災害対応に当たっていた。

庁内での午後の公務終了後、公舎に戻る前に、倒木や停電の状況を直接確認したい

と考え、日没までに訪問が可能な東部地域を視察することとし、私用車を用いて視察を行った。加えて知事は、11日及び13日にも連絡が取れる状態であったとはいえ公務外により公舎を離れる時間があった。災害初期において大規模な被害の発生も想定される中、知事が公務外で災害対策本部や公舎を離れることは適切とはいえず、知事は災害に対して最適な対応がとれる態勢をとるべきであった。

また、防災危機管理部担当副知事は、秘書課長から、知事が10日に「私的に視察」を行いたいとの話があった旨、相談を受けた際、午前中の災害対策本部において知事が指示を出し各部局が必要な対応をしていること、夕方公舎に戻るまでの視察であること、東日本大震災の際も私的な視察が有用であったと聞いていたことから、視察を思いとどまってもらうべきとは考えなかった。

今後、視察を行う場合は、必要性、効果、知事の安全等を十分考慮した上で、公務として実施する。なお、東日本台風及び10月25日の大雨の際は、災害発生翌日、公務として視察を実施した。

エ 9月14日、知事は、暴風による被害が発生した地域のうち、市原市、君津市、南房総市を視察し被害状況を確認した。

状況把握のためには、早期の視察が好ましい場合もあるため、最適な視察時期について受入れ側の被災市町村と十分に調整するようにする。

【解決の方向性】

- 知事及び関係部局は、想定を超える状況が発生し、難しい対応を迫られた今回のことを教訓とし、想定を超える状況があり得ることを十分に認識し、災害に対して最適な対応がとれるようにする。
- 大規模な災害の発生時など緊急かつ重要案件については、各部局長から本部長(知事)への直接連絡を含め、情報伝達を徹底することとし、迅速かつ適切な対応ができるようにする。
- 知事または副知事と市町村長間のホットラインについては、今後、市町村の意見も踏まえながら、どのような体制・運用とするか検討を行う。

【東日本台風、10月25日の大雨関係への対応状況】

発災前後における知事（本部長）の動向は、次のとおり。

日 時		動 向	備 考
10/9	水	13:30 (庁内) 災害対策本部会議 (第7回) [本部長指示] ・風水害、土砂災害等の発生が懸念されることから、県民に命を守るための行動を確実にとっていただくため、市町村と連携して、避難所の早期設置や住民への早めの避難の呼びかけ等を徹底すること。 ・発災時における速やかな支援を行うため、市町村への情報連絡員の早期配置や、支援物資の円滑な供給体制を確保すること。等 (次の事項等について決定、確認を行った。) ○暴風域見込み等を考慮した時期に、災害対策本部第1配備から第2配備に移行させること。 ○全市町村に、衛星電話等を持った県の情報連絡員を派遣すること。 ○県の物資の配備状況について市町村に情報提供をしていること。 ○県企業局が保有する13台の給水車がいつでも出動できる態勢となっていること。	
10/10	木	13:00 9月議会閉会(9月補正予算議決) 散会后、自民党からの緊急要望	
10/11	金	13:00 (庁内) 災害対策本部会議 (第8回) [本部長指示] ・配備体制を災害対策本部第2配備に引き上げる。 ・ブルーシートを含めた備蓄物資の増強、人的支援の迅速な対応、停電に備えた電源及び燃料のさらなる確保に向けた調整など、体制強化を一層促進すること。等	庁内で陣頭指揮
		13:25 災害対策本部第1配備から第2配備に移行	
10/12	土	6:41 (東日本台風) 大雨暴風警報	庁内で陣頭指揮 12日～13日にかけて本庁舎6階で待機
		11:00 (庁内) 災害対策本部会議 (第9回) [本部長指示] ・県内各地で停電が発生しており、今後さらに拡大することが予想されることから、台風15号の教訓をいかし、水道施設、病院・高齢者施設など命に関わる施設をはじめとして、各部局においては、最大限の対応にあたること。等	
		19:30 (庁内) 災害対策本部会議 (第10回) [本部長指示] ・すでに日が暮れ、状況把握が難しくなっているものもあるが、引き続き、停電、断水、河川・ダム、潮位などをはじめ、可能な限り、状況把握に努め、それぞれ身の安全を確保しながら、夜間においても、できうる対応を行うこと。等	
		21:00 災害対策本部を激励	
10/13	日	9:30 被災地現場視察(市原市)	
		11:30 (庁内) 災害対策本部会議 (第11回) [本部長指示] ・市町村、医療施設、福祉施設等の状況をきめ細かく確認したうえで、速やかな物資支援、人的支援を行うこと。等	
		13:15 県警へリにて上空から被災地視察 (市原市、袖ヶ浦市、木更津市、君津市、富津市、鋸南町、南房総市、館山市)	
		17:00 (庁内) 災害対策本部会議 (第12回) [本部長指示] ・停電に関しては、台風15号での経験、教訓を生かし、関係機関と連携し、できうる限りの対応を行い、県民の不安解消に努めること。等	

日 時		動 向	備 考
10/25	金	8:20	大雨警報 洪水警報
		14:00	(庁内) 災害対策本部会議 (第15回) [本部長指示] ・河川やダムの水位、土砂災害の危険、道路の被害などに、厳重な監視を続け、市町村や関係機関と連携し、住民の迅速な避難を促すこと。等
		17:00	災害対策本部第1配備から第2配備に移行
10/26	土	9:00	(庁内) 災害対策本部会議 (第16回) [本部長指示] ・家屋の浸水被害が多数に上ることから、迅速に被害状況の把握を行うとともに、市町村、関係機関と連携し、被災者の支援に努めること。 ・道路や橋りょうなどの社会基盤施設について、被害状況の把握と早期の復旧に向けた取組を行うこと。等
		10:00	県警ヘリにて上空から被災地視察 (千葉市、茂原市、佐倉市)
10/27	日	9:00	(庁内) 災害対策本部会議 (第17回) [本部長指示] ・印旛沼については水位が高いことから、引き続き警戒を行うとともに、被害を受けた道路、河川などの公共土木施設、農業用施設の早期復旧に向け、市町村、関係機関と一体となった取組を進めること。等
11/1	金	9:00	(庁内) 災害対策本部会議 (第18回)
		16:00	東日本台風の非常災害対策本部会議 (総理大臣官邸) 宮城県、福島県、神奈川県、長野県、千葉県知事による総理大臣への緊急提言
11/2	土	12:00	被災地現場視察 (茂原市 堤防決壊箇所)
		12:20	被災地現場視察 (長南町 住宅倒壊)
		12:50	被災地現場視察 (長柄町 床上浸水、災害ごみ)
		13:30	被災地現場視察 (茂原市 越水、災害ごみ)
11/3	日	13:30	被災地現場視察 (佐倉市 高崎川越水区域)
		14:30	江藤農林水産大臣との意見交換

1 災害対策本部（本部・支部）の対応に係る検証

（3）情報収集

<検証の視点>

- ① 情報収集の体制は充分であったか。
- ② 情報収集の手段や着手時期は適切であったか。

【関係規程等】

地域防災計画

○災害対策本部設置前の情報収集の体制

- ・風水害に対処する災害対策本部設置前の配備は、次のとおり。

配備種別	配備基準
情報収集体制	・県内で気象警報（波浪を除く。）（自動配備）等
災害警戒体制	・県内で気象特別警報（波浪を除く。）（自動配備） ・千葉県が台風の暴風域に入ることが見込まれ、知事が必要と認めたとき。 ・その他、被害が予想され、知事が必要と認めたとき。

（※）災害警戒体制は、情報収集体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。

○市町村支援

県は、大規模災害が発生した場合、特に市町村が被災状況の報告を行うことができなくなった場合には、積極的に市町村へ県職員を派遣し、情報収集を行う。

○各機関が実施する情報収集報告

県、市町村及び防災関係機関は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、相互に緊密に連携して迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行うものとする。

（市町村）

当該市町村の地域に災害が発生したとき、又は発生した予想されるときは、速やかに被害情報等を収集し、千葉県防災情報システム及び、電話・ファクシミリ又は防災行政無線により県本部事務局（危機管理課）に報告する。

市町村は、道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡するものとする。

（県災害対策本部・本部）

市町村や施設管理者が、被災等のため情報の収集が困難となった場合は、職員等を現地に派遣して、情報収集活動を行う。

大規模な災害が発生し、被災地全般の被害状況や孤立地区等の状況を緊急に把握する必要がある場合には、次の機関が有する航空機による情報収集活動を行う。

- ・陸上自衛隊 ・海上自衛隊 ・千葉県警察本部 ・千葉市消防局 ・海上保安庁 ・その他

（県災害対策本部・支部）

災害の発生を覚知したときは、支部の被害状況（庁舎等）及び周囲の状況について、本部事務局に報告する。

管内市町村が、被災等のため情報の収集が困難となった場合は、情報連絡員（リエゾン）等を現地に派遣して、情報収集活動を行い、支部のシステム端末により代行入力して報告する。

【対応状況（房総半島台風関係）】

（房総半島台風千葉県上陸前後から、市町村と何らかの通信手段で連絡を取れる状態であった）

- ・ 9月 8日 12:58 情報収集体制（自動配備）
- ・ 9月 9日 0:30 館山市からガソリンスタンドの屋根崩落の報告
6:11 市原市からゴルフ練習場支柱が倒壊、重傷者の報告（後に軽傷に修正）
8:00 県が被害報第1報を発表
9:45 12:00 14:10 千葉県警察本部航空隊のヘリコプターテレビ伝送システムにより、被災地の映像を災対本部事務局に配信
- ・ 9月12日 いすみ市役所へ職員を派遣（以後随時、市町村に派遣）

	9/8	9/9	9/10	9/11	9/12	9/13
	日	月	火	水	木	金
台風	12:58 警報	5:00 房総半島台風 千葉県上陸				
配備体制	12:58 情報収集体制 (自動配備)		9:00 本部設置 9:15 第1回会議			
市町村からの情報	何らかの通信手段で市町村と連絡を取れる状態					
		(情報内容) ・被害確認中 ・被害なし ・一部損壊 ・倒木 ※27市町	(情報内容) ・人的被害 ・倒木 ※3市	(情報内容) ・熱中症 ・住家被害 ※3市	(情報内容) ・被害確認中 ・被害なし ・一部損壊 ・倒木 ※17市町村	
リエゾン派遣					いすみ市役所へ職員を派遣（以後随時、市町村に派遣）	館山市ほか12市に職員を派遣
被災市町村への職員派遣						館山市へ1名職員を派遣
ヘリコプター		9:45～ 12:00～ 14:10～ 千葉県警察本部航空隊のヘリコプターテレビ伝送システムにより、被災地の映像を災対本部事務局に配信			国土交通省のヘリコプターに県土整備部、農林水産部の職員が同乗し、被害状況を収集	
支部					地域振興事務所が管内市町村に対し、支援に係る要望の確認を開始	

（9月14日以降の動き）

- 9月19日、県災害対策本部が千葉県警に依頼し、県警のヘリコプターにより南房総市及び成田市上空の情報を収集
- 9月19日、市町村から要請を受け、千葉市消防局にヘリコプターによる県内全市町村の情報収集を依頼。
同月20日、千葉市消防局から「県内全市町村の上空からの画像」の提供を受け、画像データを全市町村に提供した。

【検証項目】

- ア 情報収集体制を強化するために、事態の推移に伴い速やかに災害警戒体制をとらなかったのはなぜか。
- イ 市町村への情報連絡員（リエゾン）派遣が発災3日後となったのはなぜか。
- ウ 災害対策本部の依頼によるヘリコプターからの情報収集による全容把握が遅れたのはなぜか。
- エ 防災情報システム以外の情報収集の方法を検討する必要があるのではないか。

【評価・分析】

ア 「この台風の雲域は比較的小さい（銚子地方気象台9月8日11時報）」との発表の印象から、災害発生の恐れへの危機感が薄かった。台風の進路や暴風域を伴っていたこと、鉄道の計画運休（9月8日16:00発表）などの状況を踏まえ、一段階上の配備である「災害警戒体制」にすべきであった。

イ 市町村との間の連絡については、固定電話や携帯電話が繋がらない状況もあったと言われているが、市町村調査の結果によると、防災電話等により市町村と連絡を取れる状態であった。

地域防災計画上、情報収集のための市町村へのリエゾン派遣は、「市町村が被災状況の報告を行うことができなくなった場合」と定められていたことから、台風通過直後は、リエゾンの派遣を行わなかった。

また、市町村調査の結果によると、リエゾンについては、県備蓄物資の状況の共有や県への調整の役割を担ってくれたとの評価がある一方で、派遣が遅かった、役割を理解していないなどの声もあった。

なお、房総半島台風の経験を踏まえ、東日本台風の際には、台風接近前の段階で本庁及び地域振興事務所職員を、すべての市町村にリエゾンとして派遣した。

災害対策本部に設置された現地派遣班（災害対策本部事務局編成上4名）は、被災初期段階において、自らが現地に赴き、被害情報の収集等を行うこととなっているが、広範囲かつ多数の被災市町村が発生していたため対応することが困難であった。

ウ 千葉県（県警を除く。）はヘリコプターを所有しておらず、地域防災計画上、他の機関にヘリコプターによる情報収集活動を依頼する要件は「大規模な災害が発生し、被災地全般の被害状況や孤立地区等の状況を緊急に把握する必要がある場合」とされている。

「大規模の災害であることや、ヘリコプターによる情報収集を行う必要性」について

の認識を十分に持ち、より積極的にヘリコプターによる情報収集を行うべきであった。

エ SNSなどを活用した被害情報の収集も、災害時には、発生位置・被害状況を視認できることから有効であるものの、千葉県として既に導入している「減災プロジェクト」の活用の視点が不十分であった。

また、市町村からの被害情報などの収集にあたっては、主に防災情報システムを用い、1件1件の被害報告を受ける方法としてきたが、今回の房総半島台風の被災時には、市町村において、個々の被害状況の把握が困難であり、また、災害対応に追われる中で防災情報システムへの入力が進まず、結果として県への被害報告が円滑に進まなかった。

この反省を踏まえ、東日本台風の際には、上陸前日の10月10日に市町村に対して、①防災情報システムで1件1件入力することが困難な場合には、消防・市町村職員の現地確認等を基に、全体の概数が把握できた場合には、1件の報告で概数を報告して構わないこと、②システムでの入力が困難な場合には、電話、メール・ファックスでの報告で構わないこと等、被害報告の際の留意事項を通知して、市町村の報告時の負担の軽減を図った。この結果、東日本台風時には、房総半島台風時と比較して、市町村からの住家・非住家に係る概数での被害報告が円滑に進んだ。

【東日本台風、10月25日の大雨関係への対応状況】

	10/10	10/11	10/12		10/25	10/26
	木	金	土		金	土
台風		6:41 (東日本台風) 大雨暴風警報				
配備体制		13:00 第8回災害対策本部会議 13:25 災害対策本部(第2配備)	11:00 第9回災害対策本部会議 19:30 第10回災害対策本部会議		14:00 第15回災害対策本部会議 17:00 災害対策本部(第2配備)	
		本部第1配備 ～10/11(13:25)	本部第2配備 10/11(13:25)～10/15(16:30)		本部第1配備 ～10/25(17:00)	本部(第2配備) 10/25(17:00)～
市町村からの情報	【市町村に被害報告の際の留意項を通知】 防災情報システムで1件ずつ入力困難な場合、現地確認等を基に全体の概数をメール・FAXで報告可能とした。	市町村と連絡を取れる状態				
		・住家被害 ・物資支援 ・交通規制	・住家被害 ・倒木 ・人的被害		・交通規制(冠水) ・人的被害 ・住家被害	・住家被害 ・交通規制 ・人的被害
リエゾン派遣	派遣調整	13:00 県内全市町村へ派遣			県内市町村に派遣	
被災市町村への職員派遣		房総半島台風に伴う職員派遣				
		東日本台風、10月25日の大雨に伴う職員派遣				
ヘリコプター			14:00 航空運用調整会議 翌日5:30以降 県警ヘリ(県南部方面)、千葉市消防ヘリ(県北部方面)で上空からの被災状況確認			
支部	物資の払出し	・物資の払出し ・職員を派遣(リエゾン) ・支部の設置	物資の払出し			

【解決の方向性】

- ア 情報収集体制を強化するために、早期により上位の配備体制への移行の判断を行う。
- ・「災害警戒体制」や「災害対策本部」設置後の配備基準について、気象特別警報や河川氾濫情報などにより客観的な判断ができるよう修正する。
 - ・本部設置前段階において、台風の暴風域に入ることが見込まれる確率などを基準に「災害警戒体制」を自動配備とすることや、「応急対策本部」の設置について検討する。

イ 東日本台風の際の対応等を踏まえ、市町村に赴き、現地の被害情報収集や市町村の様々なニーズ把握を行う「情報連絡員（リエゾン）」となる職員を本庁及び出先機関であらかじめ選定することとした（令和2年2月10日選定済。）ほか、発災時又は発災が見込まれる段階から、リエゾン派遣の総合調整の役割を「現地派遣班」が担うなど、より早期に職員を派遣できる仕組みを構築する。

- ・平時から、市町村に派遣する職員のリスト化、選定を行っておくほか、情報収集に必要なタブレット端末や活動中に身に着けるビブス等、職員派遣体制を充実させる。

また、今回の災害対応で使用した派遣職員用のマニュアルの改定を行い、派遣を予定する職員に対し、派遣までのフローやリエゾンとしての役割、更には派遣期間などの服務等についての理解を深めるため、新たに「リエゾンハンドブック」を作成し周知を図ったところであり、今後は、リエゾンに選定された職員については、平時から適時研修を行うなど、災害対応に備えることとする。

併せて、市町村に対し、災害時の県リエゾン派遣の仕組みやその役割、受入れについての理解を深めるための説明会等を開催する。（令和2年2月27日から3月5日までの間で実施済。）

また、地域振興事務所においては、日ごろから市町村と顔の見える関係を構築し、情報共有及び連携の強化に努めるとともに、災害発生時における情報収集機能の強化を図る。

ウ ヘリコプターによる情報収集は、交通や通信が途絶した地域の状況を迅速に把握する上で有効であるため、ヘリコプターを所有する機関との連携を図り、早期にヘリコプターによる情報収集を行える体制を整える。

- ・災害発生の早期に、ヘリコプターによる情報収集を行えるよう、警察、消防などヘリコプターを保有する機関との間で、要請の手順、映像配信時刻の通知や映像記録の

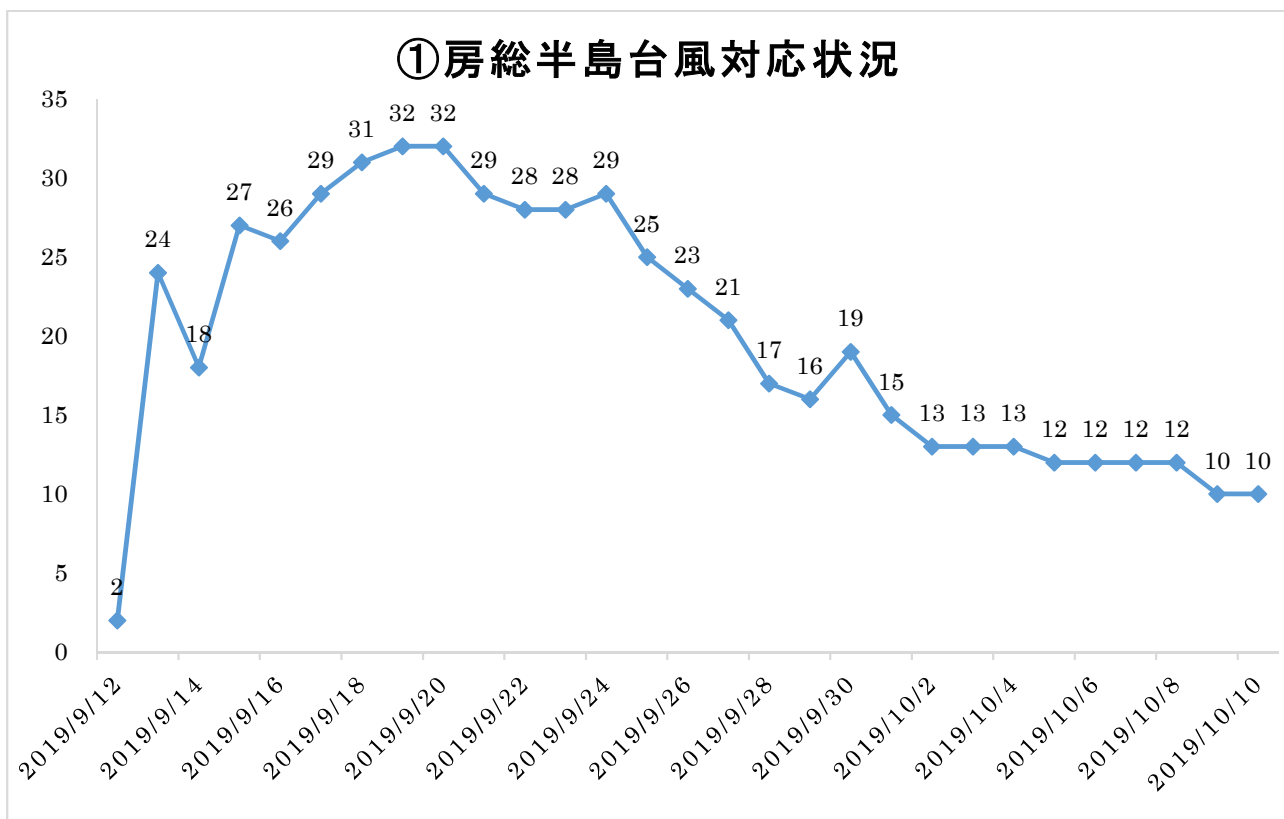
提供方法などのルールの明確化を図る。(令和2年2月13日マニュアル整備済。)

- ・災害対策本部事務局内に情報収集・分析にあたる専門要員をあらかじめ確定し、配信される映像等を活用し、被害状況の解明を図る。
- ・また、定期的に映像の配信確認を実施し、災害時に備える。

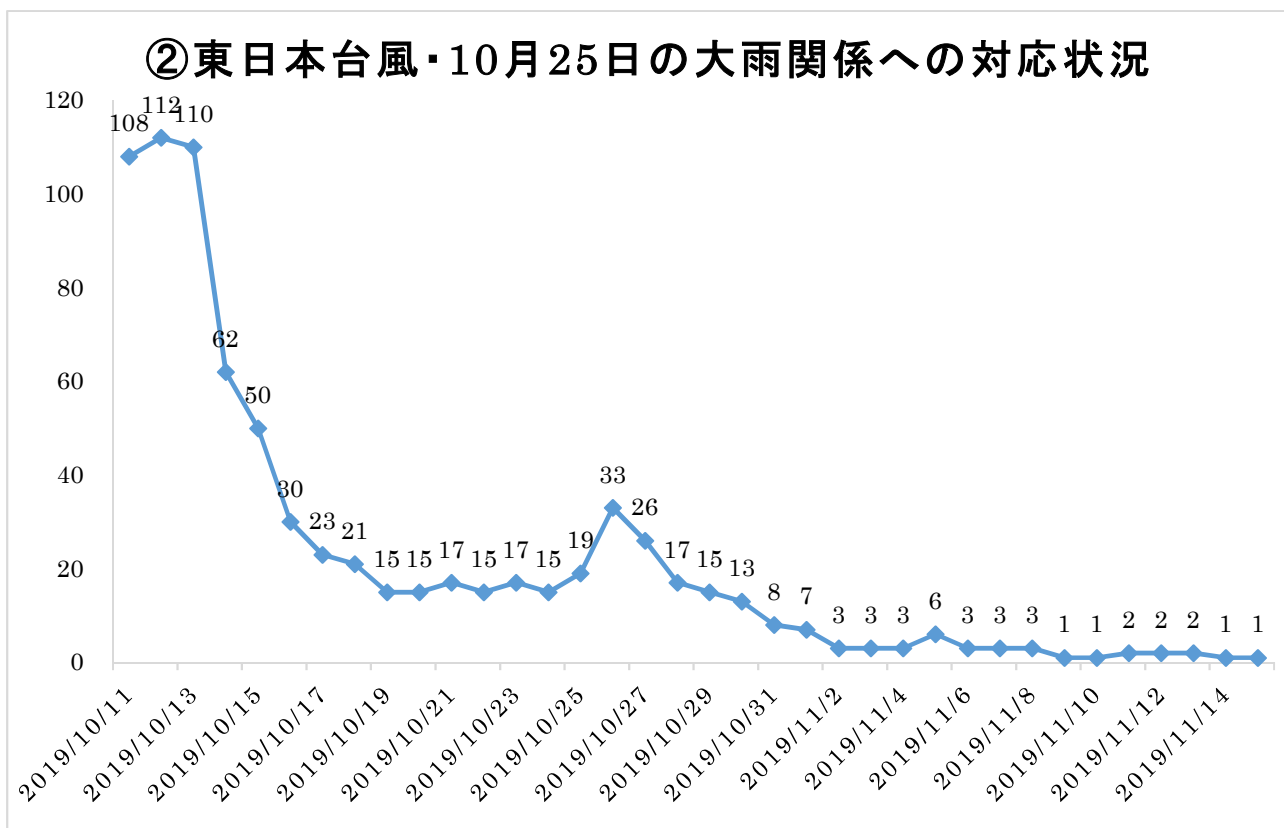
エ 今回の房総半島台風や10月25日の大雨による被害状況について、多くの県民から写真提供を頂いたところであり、引き続き「減災プロジェクト」の県民への周知に努めるとともに、災害時の情報収集ツールとしての活用を徹底する。

- ・このほか、被害情報の情報収集にあたっては、県関係部局はもとより、地域の公的機関が把握する情報や被災地在住の県職員からの情報提供など、多様な入手ルートの活用も検討する。
- ・なお、被害情報の把握については、防災情報システムを基本としつつも、システム入力が行われない市町村に対しては、電話など他の手段による連絡も試みる。また、同時にリエゾンを早期に市町村に派遣し情報収集にあたり、市町村において覚知した被害情報について、防災情報システムへの入力の人的な余力がない場合等には、リエゾンによる代行入力もするなど市町村支援に努める。
- ・市町村からの被害状況報告に際しては、市町村職員の負担軽減を図るため、①防災情報システムで、1件1件の入力が困難な場合には、消防・市町村職員の現地確認等を基に、全体の概数が把握できた場合には、1件の報告で概数を報告して構わないこと、②システム入力が困難な場合には、電話、メール、ファックスでの報告で構わないこと、等を徹底する。
- ・災害発生時の情報収集に関して、対応マニュアルの点検等を行う。

○情報連絡員（リエゾン）の派遣



【延べ578名】



【延べ782名】

1 災害対策本部（本部・支部）の対応に係る検証

（４）人的支援（業務支援）

<検証の視点>

- ① 市町村の要請に応じた業務支援を行えたか。

【関係規程等】

地域防災計画

市町村支援（防災危機管理部）

県は、大規模災害が発生した場合、特に市町村が被災状況の報告を行うことができなくなった場合には、積極的に市町村へ県職員を派遣し、情報収集を行う。

県は、市町村から職員派遣の要請がある場合又は市町村が災害対応能力を喪失等したと認められる場合における、県職員を派遣するなどの措置をあらかじめ定めるものとする。

大規模災害時応援受援計画

応援・受援の判断基準

県災害対策本部は、以下の場合に応援を実施する。

- （１）被災市町村が単独では十分な災害対応が実施できないと見込まれ、県に対して応援要請をした場合。
- （２）壊滅的な被害を受けたことにより、行政機能が低下し、応援要請を行う余力がないと推測される被災市町村に対して、応援要請を待つことなく現地派遣班や支部職員等を派遣し、応援の必要性を把握した場合。

災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

（応援要請の手続き）

第3条 被災市町村の長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

- （１）被害の状況
- （２）～（６）略

2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により千葉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達するものとする。

（応援の実施）

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。

（自主応援）

第5条 被災市町村の長からの応援要請又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた市町村の長は、自主的に応援を行うものとする。

（応援の調整）

第6条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができるものとする。

【対応状況（房総半島台風関係）】

- ・ 9月10日 4:00 4:30 航空・陸上自衛隊に給水支援を要請
12:00 陸上・航空自衛隊に患者搬送を要請
- ・ 9月11日 6:00 陸上自衛隊に電力復旧に伴う倒木伐採を要請
15:00 海上自衛隊に入浴支援を要請
- ・ 9月13日 館山市へ1名職員を派遣
総務省に、富里市、鋸南町への総括支援チーム派遣を要請
- ・ 9月14日 総務省に南房総市への応援職員派遣を要請

		9/8	9/9	9/10	9/11	9/12	9/13
		日	月	火	水	木	金
	台風	12:58 警報	5:00 房総半島台風 千葉県上陸				
	配備 体制	12:58 情報収集体制 (自動配備)		9:00 本部設置 9:15 第1回会議			
情報 収集	リエゾ ン派遣					いすみ市役所 へ職員を派遣 (以後随時、 市町村に 派遣)	館山市ほか1 2市へ職員を 派遣
業務 支援	被災市 町村へ の職員 派遣						館山市へ1名 職員を派遣 総務省に、富 里市、鋸南町 への総括支援 チーム派遣を 要請
	保健師 等派遣						
自衛隊への派遣要請	給水			4:00、4:30 航空・陸上自 衛隊に給水支 援を要請			14:00 海上自衛隊に 給水支援を要 請
	患者搬 送			12:00 陸上・航空自 衛隊に患者搬 送を要請			
	倒木				6:00 陸上自衛隊に 電力復旧に伴 う倒木伐採を 要請		
	被害情 報収集 等				14:00 航空自衛隊に 被害情報収集 等を要請		
	入浴				15:00 海上自衛隊に 入浴支援を要 請	20:00 陸上自衛隊に 入浴支援を要 請	
	ブルー シート						

9/14
総務省に
南房総市
への応援
職員派遣
を要請

(ブルーシート)
9/15 12:00、21:00
陸上・海上自衛隊に屋根
応急防水作業を要請

【検証項目】

- ア 被災市町村が単独では十分な災害対応が実施できないと見込まれた場合の応援要請に対し、県は、迅速かつ的確に対応し、業務支援を行うことができたか。
- イ 被災市区町村応援職員確保システムに基づく要請は適切に行えたのか。
- ウ 国によるリエゾンとの連携は充分であったか。
- エ 市町村間の相互応援に関する調整は適切に行えたのか。
- オ 自衛隊への災害派遣要請について、要請の時期や内容は適切か。県が自衛隊によるブルーシート張りを要支援者等に制限したのはなぜか。

【評価・分析】

- ア 市町村からのすべての要請に速やかに対応すべく、9月13日から10月10日までにおいては、22市町へ合計延べ4,185人の県職員を派遣し、業務支援を行った。

千葉県大規模災害時応援受援計画においては、「壊滅的な被害を受けたことにより、行政機能が低下し、応援要請を行う余力がないと推測される被災市町村に対して、現地派遣班等を派遣し、応援の必要性を把握」することとしている。市町村とは固定電話や携帯電話が繋がらない状況もあったと言われているが、防災電話等により連絡が取れる状態であったと認識しており、台風通過直後は派遣を行わなかった。

なお、房総半島台風の経験を踏まえ、東日本台風の際には、台風接近前の段階で本庁及び地域振興事務所職員を、すべての市町村に、リエゾンとして派遣した。(この際、現地派遣班は、リエゾン派遣に係る調整を実施。)

また、市町村調査の結果によると、半数近くの団体が、県からの応援職員について、役立ったとの評価がある一方で、最初、業務に慣れていないため、手間取っていたなどの声もあった。

- イ 被災市区町村応援職員確保システムに基づき、9月13日から10月16日までにおいて、11市町に対し、延べ3,853人の応援職員が派遣され、災害マネジメント支援(総括支援チーム)、災害対策本部や避難所の運営支援、住家被害認定調査等の業務支援を受けた。

業務支援については、市町村から要請があった場合、県庁内や県内市町村で、職員派遣に係る調整後、派遣人数に不足がある場合に、確保システムに基づき、総務省に

要請するものであるが、当初、県内市町村との職員派遣調整が、休日となったため、十分行うことができない事例があった。

また、市町村調査の結果によると、被災市区町村応援職員確保システムについて、市町村長が「十分理解していた」、「ある程度は知っていた」と回答したのは、13団体に留まっていた。

ウ 国によるリエゾン派遣の受入れは9月10日から行われ、様々な助言や支援を受けたが、受入れスペースや連絡調整の窓口が一本化されていないなど、受入体制が充分ではない部分があった。

エ 市町村からの応援要請を受け、県職員の派遣を調整することと併せて、市町村にも相互応援について要請・調整を行い、県内市町村職員が被災市町村で支援を行った。しかしながら、応援調整を行ったものの、受入れ市町村の準備が整わず支援が中止となった事例や消防職員の支援において、受入市町村との調整に時間を要した事例があった。

オ 自衛隊への災害派遣要請について

次のとおり、市町村からの要請に応じ、派遣要請を行えた。なお、要請にあたっては、県と自衛隊との調整により、自衛隊が緊急に対処すべき案件を優先したため、市町村からの要請に直ちに応じられないこともあった。

(ア) 給水支援について

複数の水道事業体の断水と、県内拠点病院での水と電力の供給不足に対して、9日20時頃から、関係課との協議を踏まえ自衛隊に対する災害派遣要請の検討を始めた。

給水派遣要請に先立ち、災害拠点病院等の必要水量などの把握、自衛隊が給水作業を行う際に必要な給水ポイントの指定などの準備を行い、10日午前4時に災害派遣要請を行った。

(イ) 倒木伐採支援について

9月10日夕方に、東京電力から県に対し、成田市内で樹木が電線に倒れかかっており電力復旧の妨げとなっていることから、自衛隊に倒木伐採を依頼したいとの連絡があったため、県、陸上自衛隊、東京電力の三者で調整を行い、9月11日午前6時、東京電力が単独で除去できないものに対して、陸上自衛隊による伐採を要請した。

(ウ) 入浴支援について

停電の長期化が懸念されはじめた11日に、館山市からの要請を受けて、同日、派遣要請を行った。また、12日20時、市町村長から要請のあった4市のほか、停電戸数の多い2市については、要請を待たずに、派遣要請した。

(エ) ブルーシート展張支援について

前例に乏しかったことから、内閣府、防衛省・自衛隊、千葉県との間で情報共有しつつ、「独居老人、高齢者夫妻、障がい者及び市町村が自力でのブルーシート展張困難と判断した者」の住家を対象家屋として取り組んだ。

その後、支援対象者を制限せずに実施することについて、支援を受けた市町に確認したところ、確認できた13自治体の約3分の2が、これに消極的であった。

また、県としても一般の方々自ら行うブルーシート展張の支援・促進のため、ブルーシートの展張作業ができる事業者と施工希望者とを結びつける施策の実施を進めていたことも含め、これらを総合的に勘案し、県としての対応方針は変更しなかった。

【解決の方向性】

- 市町村の人的支援要請に的確に対応できるよう、また、市町村が迅速かつ的確に人的支援要請が行えない場合、市町村と協議し、支援ニーズを把握できるよう、[リエゾン](#)を速やかに派遣する。
 - ・ [リエゾン](#)が把握した支援ニーズに基づき、早期に業務支援ができる体制を検討する。
 - ・ 災害時に、市町村に派遣する職員の職位や災害対応経験等、支援ニーズを把握するための様式の見直し等を検討する。
 - ・ 今回の災害での事例等をもとに、避難所運営や罹災証明書交付業務等に必要な人員の見積方法や、応援に要する経費に対する財政措置（災害救助法の対象経費や交付税措置等）を、「千葉県大規模災害時応援受援計画」（応援受援の手順等を定めたマニュアル）に記載することを検討する。
 - ・ 支援業務の円滑な実施のために効果的な、職員研修や訓練方法などについて、他県の事例なども参考に検討する。
- 総務省の「被災市区町村応援職員確保システム」について、市町村に対し、関係機関と連携し、様々な機会を通じ、その周知に努める。（令和2年2月27日から3月5日までの間で実施済。）また、訓練を通じて、活用方法の習熟に努める。

- ・職員派遣について、休日であっても県庁内や県内市町村と調整できる連絡体制の整備について、検討していく。
 - ・災害時、市町村に対し、災害マネジメントを支援するため、「総括支援チーム」の積極的活用を呼び掛ける。
- 市町村間の相互応援調整については、今後、市町村へのアンケートを通じて、派遣側と受入側の市町村から意見を聴き、対応を検討する。
 - 国によるリエゾンと適切な連携を図られるよう、受入体制の充実を図る。
 - ・国の応援職員や各種支援を迅速・的確に受入れ、情報の共有や各種調整を円滑に実施できるよう、災害対策本部事務局における活動スペースの確保等も含め、受入体制の構築を検討する。
 - 自衛隊への災害派遣は、平素から自衛隊との連携を密にし、発災時には市町村等のニーズを的確に把握したうえで、自衛隊との調整を図り実施する。

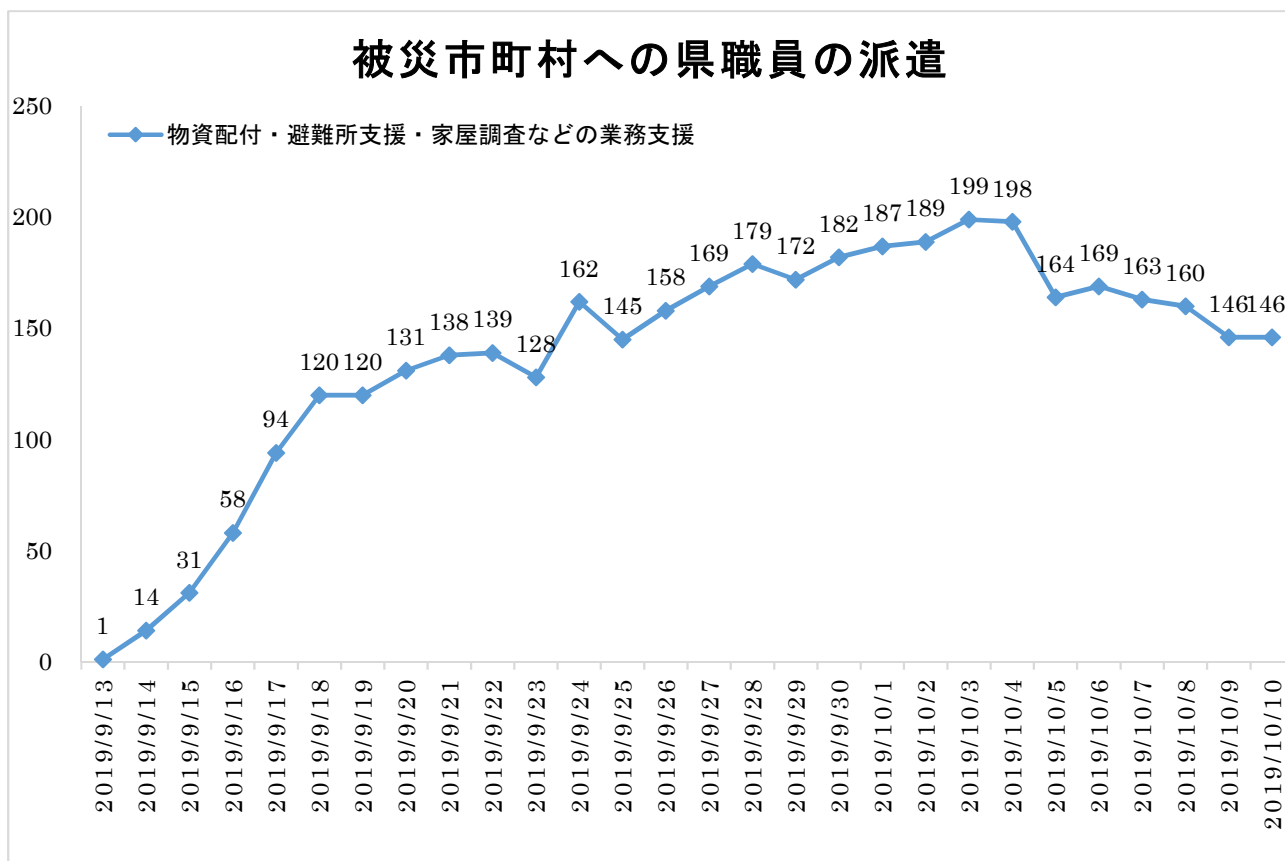
また、市町村に対しては、日ごろから自衛隊の派遣要請に係る手順や条件等について説明するとともに、発災後は県が自衛隊に要請した活動内容を周知する等、連携を密にして対応する。

【東日本台風、10月25日の大雨関係への対応状況】

		10/10	10/11	10/12	10/13	10/14	10/15	
		木	金	土	日	月	火	
	台風			6:41 (東日本台風) 大雨暴風警報				
	配備体制	災害対策本部 (第1配備) ~10/11(13:25)	災害対策本部 (第2配備) 10/11(13:25)~10/15(16:30)				災害対策本部 (第1配備) 10/15(16:30)~	
情報 収集	リエゾン 派遣		10:00 職員説明会 衛星携帯配付 午後から全市 町村へ派遣					
業務 支援	被災市町 村への職 員派遣		君津市へ6名 職員を派遣	君津市ほか2 市へ職員を派 遣	君津市ほか3 市へ職員を派 遣	君津市ほか3 市へ職員を派 遣	君津市ほか4 市町へ職員を 派遣 10/23 総務省に南 房総市への 応援職員派 遣を要請	
自衛隊への 派遣要請	給水				20:30 航空自衛隊に 給水支援を要 請			
	倒木					13:00 陸上自衛隊に 電力復旧に伴 う倒木伐採を 要請		
	入浴					14:45 海上自衛隊に 入浴支援を要 請		
	ブルー シート						(ブルーシート) 10/16 13:00 航空自衛隊に屋 根応急防水作 業を要請	
	輸送支援				17:33、19:35、 20:30 陸海空自衛隊 に輸送支援を 要請			
	がれき処理						(がれき処理) 10/21 13:00 航空自衛隊に がれき処理を 要請	

		10/23	10/24	10/25	10/26	10/27	10/28
		水	木	金	土	日	月
	台風			8:20 大雨警報 8:20 洪水警報			
	配備体制	災害対策本部 (第1配備) ~10/25(17:00)			災害対策本部 (第2配備) 10/25(17:00)~		
情報 収集	リエゾン 派遣						
業務 支援	被災市町 村への職 員派遣					茂原市へ7名 派遣	茂原市へ9名 派遣
自衛 隊へ の派 遣要 請	人命救助			17:30 陸上自衛隊に 人命救助を要 請			

被災市町村への県職員の派遣（人的支援：業務支援）



【延べ3, 862人】

※ その他、各部局より保健師などの技術職員の支援を別途行っている

1 災害対策本部（本部・支部）の対応に係る検証

（５）物資支援

<検証の視点>

- ① 市町村のニーズを満たす物資支援を行えたか。
- ② 現行の地域防災計画等における物資の支援の在り方に問題はないか。

【関係規程等】

地域防災計画
第3章 災害応急対策計画 第8節 救援物資供給活動 なお、県からの救援物資の供給支援は、被災市町村からの具体的な要請に基づいて行うことを原則とするが、情報の寸断や市町村機能の低下等により、要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たずに物資供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援などの積極的な支援も視野に入れた活動体制をとるものとする。
2 食料・生活必需品物資等の供給体制（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、商工労働部、農林水産部、市町村） 県は、市町村が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市町村からの要請等に基づき、食料及び燃料等の生活必需物資を確保し、迅速な供給に努めるものとする。 なお、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による供給を行う。
災害時における支援物資物流に関するマニュアル
第6 物資調整② ※要請が無い市町村にプッシュ型供給を行う場合 ・物資の支援要請が無い市町村について被災状況を推計し、要請を行う余力が無いと推測される市町村を選定する。 ・上記市町村について、需要を推計して物資を送り込むプッシュ型供給を行う。 なお、物資を送り込む市町村拠点については、現地調査等を実施後、市町村との調整の上、決定する。
防災備蓄倉庫管理運営要綱
第4条 管理運営者の業務は、次のとおりとする。 (3)備蓄物資の搬出入の立会い (6)災害が発生した場合の備蓄物資の払出し業務

【対応状況（房総半島台風）】

- 9月9日朝に市原市からのブルーシート要請への対応、午後に香取市、匝瑳市から要請を受け、防水シート（ブルーシート）や飲料水を供出した。
- 9月10日には、千葉市、東金市、君津市、富津市、匝瑳市、南房総市、神崎町、長柄町、鋸南町から要請を受け、防水シートや食料、飲料水などを供出した。
- 9月11日には、館山市、鴨川市、匝瑳市、南房総市、東庄町、多古町から要請を

受け、防水シートや飲料水などを供出した。

- 9月16日までに、市町村からの要請を受け、鴨川市ほか8市町にアルファ化米 54,206食、長柄町ほか6市町にクラッカー83,007食、千葉市ほか11市町に飲料水 78,192本、館山市ほか18市町村に防水シート 28,226枚などを供出した。
- 10月14日までに、市町村からの要請を受け、鴨川市ほか9市町にアルファ化米 66,308食、長柄町ほか8市町にクラッカー88,700食、千葉市ほか17市町・団体に飲料水 104,336本、館山市ほか27市町村に防水シート 48,696枚などを供出した。

	9/8	9/9	9/10	9/11	9/12	9/13
	日	月	火	水	木	金
台風	12:58 警報	5:00 房総半島台風 千葉県上陸				
配備体制	12:58 情報収集体制 (自動配備)		9:00 本部設置 9:15 第1回会議			
物資支援 (市町村 からの 要請)		市原市、香取市、 匝瑳市から要請 があり備蓄物資 を供出	千葉市、南房総 市、鋸南町ほか6 市町から要請が あり備蓄物資を 供出	館山市、南房総 市ほか4市町か ら要請があり備 蓄物資を供出		
		市町村の要請を受け、県備蓄物資を供出				
支部		(備蓄物資の 供出を実施)			地域振興事務 所が管内市町 村へ支援に関 する要望の確 認作業を開始	
		(備蓄物資の供出を実施)				

【検証項目】

- ア 県の備蓄物資が有効に活用されなかったのはなぜか。また、防水シートが大量に不足したのはなぜか。
- イ 県が輸送のための車両を手配し、物資支援要請のあった市町村に届けるべきところ、被災市町村の職員が支援物資を備蓄倉庫まで取りに行くこととなったのはなぜか。
- ウ プッシュ型支援を行わなかったのはなぜか。

【評価・分析】

ア 地域防災計画では、「県からの救援物資の供給支援は、被災市町村からの具体的な要請に基づいて行うことを原則」とされている。発災後において固定電話や携帯電話が繋がらない状況もあったと言われているが、防災電話等により市町村とは連絡が取れる状態であったと認識している。

このため、県では市町村からの具体的な要請に基づいて、被災当日の9月9日から防水シートや食料、飲料水などを県備蓄倉庫から市町村に供給した。

しかしながら、被災市町村からの要請に基づく物資供給だけでなく、その状況に適した対応を行うことも必要だった。

イ 県が備蓄している物資の種類や数量については、千葉県ホームページに掲載していたが、市町村への周知が充分ではなく、また、備蓄物資の規格等、市町村と情報共有が十分に図られていたとはいえない状況だったため、発災時において備蓄物資（発電機）が有効に活用されない事例が生じた。

ウ 暴風による家屋被害が広範囲かつ多数発生したことにより、県が備蓄していた防水シートについて、家屋の応急修理に活用するため大量に必要となり市町村からの要請が集中したため、県が備蓄していた数量を大きく超える要請があり、大量に不足することとなった。

エ 物資供給の際、運送事業者との協定により、県備蓄物資の搬送には運送事業者の協力が得られることとなっている。

協定では県の要請があった際、「手配を可能な限り行う（協定書第2条第3項）」とされているため、実際に搬送を運送事業者に依頼したが、トラックの空きがなく、確保までに数時間を要し、必要台数を確保できるか不明である旨の回答があったため、支援を要請した市町村に、同日中に搬送できない可能性があることや取りに来ることが可能であれば速やかに供出できる旨を伝えたところ、市町村の職員が遠くの県備蓄倉庫まで取りに行く事例が生じた。

被災地が広範かつ多数であったことや物流企業側が通常業務を行う中での対応となったことで多数の支援要請を賄える車両の確保が困難だった。

なお、市町村調査の結果によると、半数近くの団体が、地域振興事務所までなら取りに行けると回答した。

オ 地域防災計画では、市町村が壊滅的な被害を受け、物資の支援要請を行う余力がないと推測される場合、プッシュ型支援を行うこととされている。今回の台風における物資供給に際しては、市町村が壊滅的な被害を受けたとまでは考えていなかったため、要請に基づく品目・数量の供給（プル型支援）を実施したところである。

なお、市町村調査の結果によると、多くの団体が、情報連絡員をできる限り早く

派遣し、市町村ニーズを把握し、これに基づき県が物資支援を行うべきと回答した。

カ プッシュ型物資支援は、特に今回の房総半島台風のように、被災地が広範囲にわたる場合には、それぞれの需要の推計方法、搬送手段・場所や受入体制など、様々な課題を整理する必要がある。

【解決の方向性】

- 東日本台風の際に実施したように、品目、在庫状況、仕様等について市町村に対し積極的な周知を行うなど、今後も様々な機会を捉え、相互の情報共有を図る。
 - ・ 県の保有する備蓄物資及び市町村の備蓄物資について相互の情報共有を図り、災害発生時に県と市町村または市町村間での物資の有効な活用を促進する。
 - ・ また、国や近隣自治体が備蓄する物資の情報についても、現在、国が構築中の物資調達・輸送調整等支援システムの活用などにより、情報共有を図る。
- 災害発生時に、物資輸送のための車両を優先的に確保できる仕組みなどについて検討を行う。
 - ・ 現行の災害時の物資供給に関する協定に加え、車両を多数保有する事業者などと直接協定を締結するなど、災害発生時に活用可能な複数の搬送手段の確保に努める。
- プッシュ型支援の実施に当たっては、国による物資支援との連携や受け入れ側（市町村）の体制などの調整すべき事項もあることから、他県での実施事例なども参考に、より迅速かつ適切に物資が届けられる仕組みについて検討する。
 - ・ 市町村への物資支援を的確に実施するため、早期に情報連絡員を派遣し、現地で直接市町村が支援を必要とする対象、物資、場所などの情報を確認し、迅速な物資手配に努める。
その上で、プッシュ型支援の適切な運用についても、検討を進める。
- 民間企業や他の都道府県からの物資支援については、今回の災害時も、県災害対策本部において、市町村ニーズとのマッチングを行ったところであり、引き続き、適切な対応に努める。

【東日本台風、10月25日の大雨関係への対応状況】

	10/10	10/11	10/12	10/13	10/14	10/15
	木	金	土	日	月	火
台風			6:41 (東日本台風) 大雨暴風警報			
配備体制	災害対策本部 (第1配備) ~10/11(13:25)		災害対策本部 (第2配備) 10/11(13:25)~10/15(16:30)			災害対策本部 (第1配備) 10/15(16:30)~
物資支援 (市町村 からの 要請)	市町村の要望を確認、市町村の要請を受け、県備蓄物資を供出					
		県備蓄の在庫と 仕様を市町村に 伝達(情報共有)	天候状況により 終日搬送中断		県備蓄の在庫と 仕様を市町村に 伝達(情報共有)	
支部	災害対策本部(物資支援班)の指示を受け、県備蓄物資を供出					
			天候状況により 終日搬送中断			

	10/23	10/24	10/25	10/26	10/27	10/28
	水	木	金	土	日	月
台風			8:20 大雨警報 8:20 洪水警報			
配備体制	災害対策本部 (第1配備) ~10/25(17:00)			災害対策本部 (第2配備) 10/25(17:00)~		
物資支援 (市町村 からの 要請)	市町村の要望を確認、市町村の要請を受け、県備蓄物資を供出手配					
支部	災害対策本部(物資支援班)の指示を受け、県備蓄物資を供出					

○ 県の備蓄（防災危機管理部）

品名	県管理分	市町村寄託分	合計
発電機	448 台	20 台	468 台
ガソリン携行缶	91 個		91 個
投光器	334 台		334 台
炊飯装置	381 台	20 台	401 台
ろ水器	(エンジン付) 59 台 (手動式) 10 台		(エンジン付) 59 台 (手動式) 10 台
簡易トイレ	1,800 台	100 台	1,900 台
飲料水自動包装 充てん設備	11 組		11 組
給水槽	(組立槽) 178 台 (車載槽) 90 台		(組立槽) 178 台 (車載槽) 90 台
担架	317 基 (リヤカー搭載型) 11 基		317 基 (リヤカー搭載型) 11 基
リヤカー	11 台		11 台
毛布	66,250 枚	8,000 枚	74,250 枚
防水シート	40,540 枚	10,000 枚	50,540 枚
食糧	435,234 食		435,234 食
食糧（要配慮者）	85,700 食		85,700 食
飲料水（500 m l）	509,000 本		509,000 本
テント	5 張	10 張	15 張
エアーテント	55 張		55 張
キャンドルセット	6,167 個		6,167 個
入浴システム	5 セット		5 セット
使い捨てトイレ	20,666 個		20,666 個
生理用品	65,600 枚		65,600 枚
紙おむつ	49,300 枚		49,300 枚

【地域防災計画＜資料6-13＞（平成29年4月1日現在）】

○ 県の防災備蓄倉庫

番号	名 称	所在地
1	新柏倉庫 柏インター事業所 日本通運 海神倉庫	柏市中十余二 3 0 4 - 1 船橋市海神町 3 - 1 2 4
2	中央防災備蓄倉庫	市原市菊間 7 8 3 - 1
3	西部防災センター	松戸市松戸 5 5 8 - 3
4	葛南地域防災備蓄倉庫	船橋市高瀬町 5 2 - 1
5	香取地域防災備蓄倉庫	香取市佐原イ 2 2 1
6	長生地域防災備蓄倉庫	茂原市茂原 1 1 0 2 - 1 長生合同庁舎内
7	安房地域防災備蓄倉庫	館山市亀ヶ原 8 0 3
8	君津地域防災備蓄倉庫	木更津市貝渕 3 - 1 3 - 3 4 君津合同庁舎内
9	海匝地域防災備蓄倉庫	旭市鎌数 5 1 4 6
1 0	山武地域防災備蓄倉庫	東金市油井 1 0 5 5 - 1
1 1	夷隅地域防災備蓄倉庫	大多喜町森宮 8 - 3
1 2	印旛地域防災備蓄倉庫	佐倉市鏑木仲田町 8 - 1 印旛合同庁舎内

【千葉県防災備蓄倉庫管理運営要綱 別表】

2 災害対策本部（各部各班）等の対応に係る検証

（6）医療救護

<検証の視点>

- ① 医療救護活動を関係規程等に沿って行うことができたか。

【関係規程等】

地域防災計画

○医療救護

- ・市町村による医療救護活動だけでは対応が困難な場合又は活動の強化が必要な場合は、市町村に対し、医療救護活動の応援を行う。
- ・県内外の関係機関等と適切な医療救護活動の実施のために必要な調整を行う。
- ・発災時には、県庁に災害医療本部を設置し、別に設置する合同救護本部、市町村の救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。
- ・各健康福祉センター（保健所）所管区域ごとに、必要に応じ合同救護本部を設置し、地域内の災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。

○発災時の活動

- ・県においては災害医療本部を、市町村においては救護本部を設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。
- ・災害医療本部内にDMA T調整本部を置く。DMA T調整本部長は、千葉県内で活動するDMA Tの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて災害拠点病院等にDMA T活動拠点本部等を設置してDMA Tを配置し、指揮及び調整を行わせる。
- ・市町村及び県は、医療機関、医師会等の関係団体、消防、警察、その他の関係機関との連携し、情報収集を行い、相互に提供するとともに、関係機関へも提供する。

○医療救護活動の実施

- ・知事は、市町村長からの応援要請がない場合であっても、必要と認める場合は当該市町村の傷病者等に対する医療救護活動を行う。
- ・知事は、医療救護に関する計画に基づき、次のとおり医療救護活動を行う。
 - a 災害時の医療救護活動の総合調整に関すること。
 - b 医療機関等の被害状況及び医療ニーズ等の収集、分析に関すること。
 - c 医療チームの編成、派遣に関すること。
 - d 患者の搬送及び受入れの調整に関すること。
 - e 医療機関、医療チームへの支援に関すること。
 - f 関係機関、他都道府県等に対する支援要請及び連絡調整に関すること。
 - g その他の傷病者等の医療救護に関すること。

○応援要請

- ・知事は、必要に応じて、DMA T及びDPATの派遣を要請し、県医療救護班の出動を命じ、県医師会等の関係団体の長及び日本赤十字社千葉県支部長に医療救護班の出動を要請する。また、国立病院機構等その他の関係機関に応援を要請するほか、連絡調整その他必要な措置を講ずる。
- ・知事は、県内の関係機関のみでは被災地における十分な医療救護活動が困難と認めた場合は、「九都県市災害時相互応援に関する協定」等に基づき、近隣都県市に、医療救護班の派遣や県内からの患者の受け入れ等を要請する。
- ・知事は、前記に定める要請のほか、必要があると認めるときは、災害対策基本法に基づき、他の道府県の道府県知事等に対し、応援を求める。

【対応状況（房総半島台風関係）】

○被災前の対応

- ・ 9月6日（金）に担当課の連絡体制及び配備体制（参集職員）の確認を行った。

○被災後の対応

- ・ 9月9日（月）7：15、EMIS（Emergency Medical Information System：広域災害救急医療情報システム）を災害モードに設定し各病院の個別の被災状況把握を開始した。

- ・ 9月9日（月）正午、EMISの情報を基に、県庁内に災害医療本部を立ち上げ、更にその中にDMAT（Disaster Medical Assistance Team：災害派遣医療チーム）調整本部を設置し、各地域のDMAT活動拠点本部*、健康福祉センター等と連携しながら、連絡が取れない医療機関について現地確認などを行い、電源車・水・物資等の供給調整や搬送等の支援を実施した。

※千葉大学附属病院内（千葉市中央区）、君津中央病院内（木更津市）、日本医科大学千葉北総病院内（印西市）、旭中央病院内（旭市）。

- ・ 9月9日（月）13：30、部長室・部内課長をメンバーとした健康福祉部会議（臨時会議）を開催し、被害・対応状況等の確認・情報共有を図るとともに、今後の支援策や職員体制等について協議を行った（以降随時、健康福祉部会議を開催）。

- ・ なお、今回の災害では、地域防災計画で規定されている多数傷病者に対応する救護班は組織せずに、県内外のチームで構成されたDMATや日本赤十字社、JMAT（Japan Medical Assistance Team：日本医師会災害医療チーム）の医療救護班等のみで対応した。

- ・ 人工呼吸器装着患者等の重症者については、DMAT活動拠点本部による管下病院調査により、完全停電の病院や自家発電稼働病院における搬送需要が抽出され、DMAT車両や消防救急車等により搬送した。

- ・ 在宅で人工呼吸器等を装着している指定難病患者等については、9月9日（月）被災地域の健康福祉センターにおいて、安否確認と電源確保等必要な支援を行った。また、11日（水）、日本ALS協会*千葉支部事務局長より、会員に特段の問題がなかったことの報告を受けた。 ※ALS：筋萎縮性側索硬化症

- ・ なお、災害時避難行動要支援者の安否確認について、停電発生地域の市町に対して職員を派遣し、連携して把握に努めた。

	9/6	9/7	9/8	9/9	9/10	9/11	9/12	9/13	9/14	
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
気象・東電発表				5:00 房総半島台風千葉県上陸 14:30 停電復旧見込み「千葉県南部は本日中の全面復旧は困難な見通し」	17:00 停電復旧見込み「今夜中に12万軒まで縮小」	18:30 停電復旧見込み「千葉市エリアは12日、残るエリアは13日以降」		18:00 停電復旧見込み「地域別に、3日以内、1週間以内、2週間以内」		
本部ほか			12:58 情報収集体制（自動配備）		9:00 災害対策本部設置 9:15 本部会議①	17:30 本部会議②		16:45 本部会議③		
健康福祉部会議等	配備見込みを部内に周知			8:59 被害状況確認を指示 13:30 部内会議 ・被災状況の情報共有、対策を指示	10:30 部内会議 ・要支援者安否確認を指示	8:45 部内会議 ・社会福祉施設における状況確認や、熱中症対策を指示 ・在宅避難行動要支援者への緊急安否確認依頼を市町村に通知	8:45 部内会議 ・保健活動の充実や、社会福祉施設支援を指示 9:30 職員による連絡不能施設訪問調査	8:45 部内会議 ・君津・安房健康福祉センターへの応援体制を指示 ・連休中の体制確保を指示	・在宅要支援者等の安否確認のための職員派遣を開始	
医療救護	配備体制（参集職員）の確認			7:15 EMISを災害モードに設定し、病院の被災状況の把握開始	災害医療本部 (電源車・水・物資等の供給調整、搬送等の支援を実施)					
	9/6・7DMATと医療救護訓練の実施			12:00 災害医療本部設置 12:00 DMAT調整本部、活動拠点本部設置	DMAT (情報収集、搬送支援、医学的な知見に基づく助言を実施)					
調整				厚労省と県外DMATの派遣調整		看護協会に看護職員の派遣要請	医師会にJMATの派遣要請			

【参考】

- 各病院の被災状況等（令和元年9月10日9時現在、第1回千葉県災害対策本部会議資料（9/10）より）
 - ・災害拠点病院（26か所）：発電機対応2病院（君津中央病院・千葉県循環器病センター）、貯水対応中1病院（東千葉メディカルセンター）
 - ・医療（313機関）：要支援73か所（うち停電70か所。うち断水33か所。）

○DMAT活動事例

- ・病院スクリーニング、転院搬送等の支援活動を実施。
- ・停電等に伴い、君津市内の病院から99名の患者を搬送。

【検証項目】

ア 医療機関等の被害状況等を把握し、支援を実施することができたか。

【評価・分析】

ア 9月6日、7日に、大規模地震を想定した医療救護訓練（DMATとEMIS活用を含む）を実施し、発災時に実施すべき事項やEMIS代行入力方法などに対する関係職員の理解が深まっていたため、本部組織の立ち上げを迅速に行うことができた。

房総半島台風の直撃により当初の計画よりも公共交通機関の運休が長引き、職員の参集に時間を要した。県庁近隣在住の職員だけでの対応にならないよう、状況に応じて事前の宿直等が必要であった。当初、停電は短期間で復旧する可能性が示唆されていたが、復旧見込みにずれが生じて長期化したことで、職員シフト体制に無理を生じた。

災害対策本部に対する支援要請の仕組みは構築されているが、対応結果に係る情報のフィードバックのルートが明確になっていない。

市町村調査の結果においても、「医療機関等への対応」については、回答の約7割が「適切」「まあ適切」であったものの、9自治体が「多少問題あり」として、「県が実施している状況についての情報共有が不十分」などの意見があった。

EMISは被災状況の把握には優れているが、支援にあたって必要な基本的情報（自家発電機の機能や燃料保有状況、受水槽の有無、備蓄状況、透析医療の実施など）をあらかじめ登録する機能がない。

イ マニュアルでは、人工透析に関する施設情報（透析実施の可否、各種支援要請等）については、日本透析医会災害時情報ネットワークより情報収集を行うこととなっているが、情報収集の詳細や患者支援を含めた対応などが明確になっていない。

【解決の方向性】

- 関係職員が参集できない状況や、対応が長期化することを想定し、年度当初に健康福祉部全体で、E M I Sの操作方法を含む災害医療本部の業務に関する研修を実施するとともに、長期スパンでの業務継続に必要な交代体制を構築する必要がある。

また、通信障害を含む大規模災害発生時において被災地の状況確認をスムーズに行うことができるよう、職員等による現地確認体制の構築や、複数の通信手段の確保などが必要である。
- 計画やマニュアル等において、支援要請のルートだけでなく、対応結果についても関係者間で共有できるよう、整理が必要である。
- 支援に当たって必要となる基本的情報をあらかじめ共有しておくことができるよう、国に対してE M I Sの機能改善を求める。
- 人工透析患者等の安否確認や対応については、今回の災害対応を踏まえて、関係団体との連携を確認するとともに、マニュアル等の見直しを行う。

【東日本台風、10月25日の大雨関係への対応について】

- 房総半島台風における災害対応を踏まえ、東日本台風への対応に当たっては、事前にタイムラインを作成し、各課の体制・初動オペレーションを確認するとともに、通信手段の途絶等による医療機関・社会福祉施設等の状況把握を行うことができるよう「健康福祉部現地情報連絡員」として、各健康福祉センター職員を指定し衛星電話を配備した。医療機関の情報収集については、E M I S登録医療機関に加え、無床の透析医療機関等にも範囲を拡大した。
- また、10月25日の大雨対応においても、連絡体制や電源・給水要請ルート等が明確になっていたことから、被災医療機関に対して円滑に必要な支援に繋ぐことができた。

【東日本台風、10月25日の大雨関係への対応状況】

	10/8	10/9	10/10	10/11	10/12	10/13	10/14	10/15	10/16
	火	水	木	金	土	日	月・祝	火	水
台風	14:51 消防庁警戒 情報				6:41 大雨暴風警 報				
配備 体制	16:00 防災 対策推進会 議	13:30 本部会議⑦		13:30 本部会議⑧ 県職員を全 市町村派遣	10:00 本部会議⑨ 19:30 本部会議⑩	11:30 本部会議⑪ 17:00 本部会議⑫	13:00 本部会議⑬		
	災害対策本部（第1配備） ～10/11(13:25)			災害対策本部（第2配備） 10/11(13:25)～10/15(16:30)				（第1配備） 10/15(16:30)	
健康 福祉 部会 議等	8:00 部内会議 ・災害対応タ イムライン作成を 指示 16:45 部内会議 ・防災対策推 進会議情報 共有	マニュアル の再周知	10:00 部内会議 ・初動パレ ンションを確認 16:00 部出先機関 長会議 ・体制確認 ・現地情報法 連絡員指定 →衛星電話 配付	16:00 部内会議 ・体制確認	15:00 部内会議 ・被災情報共 有 ・浸水想定域 施設の洗い 出しを指示	8:30 部内会議 ・保健師活動 計画の早期 作成を指示 15:00 部内会議 ・避難長期化 への対応を 指示	15:00 部内会議 ・避難所情報 の共有 ・社会福祉施 設への電源 車再要請を 指示	8:45 部内会議 ・避難所情報 の共有 ・社会福祉施 設への電源 車再要請を 指示	8:45 部内会議 ・被災者支援 を再指示
医療 救護	配備体制の 確認 医療機関に 対し備蓄等 の用意を注 意喚起 医療機関へ の電源車等 の要請方法 等を確認	タイムラインの作 成	医療機関に 連絡先、自 家発電・貯 水状況等を 事前調査 (～11日) 災害対応職 員に EMIS 使用方法等 を徹底 看護協会と 看護師派遣 調整	災害医療本 部体制を再 構築 医療電話相 談窓口を報 道投げ込み 三連休体制 の確保、備 蓄状況等の 確認	8:30 災害医療コー ディネーターを 招集 10:01 DMAT 調 整本部、県 内9か所に 活動拠点設 置 11:56 DMAT 待 機要請	10:00 連絡が取れ ない有床診 療所への現 地確認を保 健所に依頼 20:00 利根川浸水 区域医療機 関に注意喚 起	13:00 医療機関に 急な停電対 応を注意喚 起 DMAT調整 本部及び活 動拠点本部 を、保健所 を中心とし た体制に移 行		
	被災状況等を EMIS や電話により確認、被災医療機関への必要な支援を関係機関を通じて要請								

【参考】

○各病院の被災状況等（令和元年10月13日現在、第11回千葉県災害対策本部会議資料（10/13）より）

- ・災害拠点病院（26か所）：停電・断水等なし
- ・医療（419か所）：停電6か所（うち1か所の一部病棟で停電による断水）

	10/24	10/25	10/26	10/27	10/28
	木	金	土	日	月
台風	17:00 気象庁：25日夜にかけて大雨。関東地方の多いところで総雨量200～300ミリ	8:20 大雨警報・洪水警報 10:30 加茂川氾濫危険情報（以降、一宮川、村田川、養老川、小櫃川等）			
配備体制	13:30 配備体制確保を周知 17:57 気象情報の提供（関東地方の降雨見通しが前報より悪化）	14:00 本部会議⑮	9:00 本部会議⑯	9:00 本部会議⑰	
	災害対策本部（第1配備） ～10/25（17:00）		災害対策本部（第2配備） 10/25（17:00）～10/30（17:00）		
健康福祉部会議等	13:54 部内に配備体制の確保を周知 18:06 部内に気象情報を周知	11:40 部内に所管施設の河川氾濫・土砂崩れへの警戒を依頼 14:30 部内会議 ・避難指示区域等の施設対応を指示	10:45 部内会議 ・茂原・長柄の施設支援を指示 ・浸水等に伴う感染症対策を指示	10:00 部内会議 ・印旛沼水位上昇への警戒を指示 ・被災施設の支援ニーズ把握や、被災者の健康被害対応を指示	
医療救護	配備体制の確認		浸水被害の医療機関に職員が訪問調査		
	被災状況等を EMIS や電話により確認、被災医療機関への必要な支援を関係機関を通じて要請				

【参考】

○各病院の被災状況等（令和元年10月26日現在、第16回千葉県災害対策本部会議資料（10/26）より）

- ・災害拠点病院（26か所）：浸水1か所（千葉県循環器病センター）
- ・医療（419か所）：浸水2か所（うち、1か所停電）

※浸水が確認された医療機関については、随時電話によって入院診療に支障が出ていないことを確認。

2 災害対策本部（各部各班）等の対応に係る検証

(7) 社会福祉施設への支援

<検証の視点>

- ① 社会福祉施設への支援を関係規程等に沿って行うことができたか。

【関係規程等】

健康福祉部災害対応マニュアル

○班体制

県災害対策本部が設置された場合、災害健康福祉部（災害対策本部健康福祉部）に調整、医療、保健及び福祉の部門ごとに、「総合調整班」、「災害医療班」、「災害保健班」及び「災害福祉班」の4つの班を設置し、部門ごとの連携強化を図り、迅速かつ的確に災害対策を実施する。

○災害福祉班

次長（事務）を班長とし、健康福祉指導課、児童家庭課、子育て支援課、高齢者福祉課、障害者福祉推進課及び障害福祉事業課の職員をもって構成し、主に被災者の福祉に関する災害対策を実施する。また、健康福祉指導課は、班の連絡調整担当課として班内を調整する。

○災害福祉班の業務（社会福祉施設関連の業務を抜粋）

<対象施設> 救護施設、保育所等、児童養護施設等、高齢者福祉施設、障害者（児）福祉施設

<主な業務>

- ・社会福祉施設等の被害状況等の調査に関すること

大規模災害発生時において、必要な災害対策を実施するため、施設の被害状況等を調査する。各担当課から関連施設に対し、下記事項の調査を依頼する。

- ① 施設の被害状況（人的、物的）
- ② 入所者（利用者）の避難の要否
要避難者の人数と、その中で特別な配慮が必要な者がいる場合はその状況
- ③ 必要としている支援（人的、物的）
- ④ 応急対策等実施状況
- ⑤ 施設の運営状況

- ・社会福祉施設等の入所者への対策に関すること

施設の被害状況等に基づき、施設入所者の安全を確保するとともに、福祉サービスが継続して受けられるよう、施設間の受入調整等の対策を講じる。各担当課は、取りまとめた被害状況等に基づき、以下の対策を行う。また、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法の運用等に係る情報など、国や県等が発する各種情報を収集し、必要に応じ各施設、関係団体及び市町村へ周知する。

- ① 避難が必要な施設がある場合は、避難者受入可能な施設の把握、避難者の受入調整・割り振り、避難者の搬送指示（搬送自体は各施設で対応）を行う。
- ② 医療機関への搬送が必要な人が、急病人が発生した場合、施設で搬送可能な医療機関が見つけれない場合には、搬送可能な医療機関の情報提供を行う。
- ③ 人的支援が必要な施設がある場合は、支援できる施設とのマッチングを行う。
- ④ 物的支援が必要な施設については、災害対策本部事務局物資支援班に連絡する。

【対応状況（房総半島台風関係）】

- ・ 9月9日（月）から各施設の被害状況や必要な支援物資等について、電話やFAX等で確認を行い、電話が通じない施設については直接訪問して確認を行った。
- ・ 9月9日（月）13：30、部長室・関係課長をメンバーとした健康福祉部会議（臨時会議）を開催した。社会福祉施設所管課においても、事務次長を中心に、被害・対応状況等の確認・情報共有を図るとともに、今後の支援策や職員体制等について協議を行った（以降随時、健康福祉部会議を開催）。
- ・ 以降随時、社会福祉施設から、自家発電用燃料や生活用水、電源車等の需要を聴き取り、国等に支援を要請した。
- ・ 9月12日（木）連絡のつかない施設との通信手段を確保するため、総務省・各通信業者と協議し、衛星電話等を手配し、要請を待たずにプッシュ型で各施設に配付した。

	9/9	9/10	9/11	9/12	9/13	9/14
	月	火	水	木	金	土
気象・東電発表	5:00 房総半島台風千葉県上陸 14:30 停電復旧見込み「千葉県南部は本日中の全面復旧は困難な見通し」	17:00 停電復旧見込み「今夜中に12万軒まで縮小」	18:30 停電復旧見込み「千葉市エリアは12日、残るエリアは13日以降」		18:00 停電復旧見込み「地域別に、3日以内、1週間以内、2週間以内」	
本部ほか		9:00 災害対策本部設置 9:15 本部会議①	17:30 本部会議②		16:45 本部会議③	
健康福祉部会議等	8:59 被害状況確認指示 13:30 部内会議・被災状況の情報共有、対策を指示 18:00 施設の状況把握1回目	10:30 部内会議・要支援者安否確認を指示 14:00 施設の状況把握2回目	8:45 部内会議・社会福祉施設における状況確認や、熱中症対策を指示 ・在宅避難行動要支援者への緊急安否確認依頼を市町村に通知	8:45 部内会議・保健活動の充実や、社会福祉施設支援を指示 9:30 職員による連絡不能施設訪問調査 ・災害ボランティアセンター設置を通知	8:45 部内会議・君津・安房健康福祉センターへの応援体制を指示 ・連休中の体制確保を指示	・在宅要支援者等の安否確認のための職員派遣を開始
情報収集・支援	各施設に被災状況及び支援ニーズを確認(電話・直接訪問等)	発電用燃料、飲料水等の支援を要請	電源車を要請	・停電中の施設に対し、衛星電話等を配付 ・13:00 社会関係団体との打ち合わせ		
随時、情報収集及び支援の実施						

【参考：社会福祉施設等の被災状況等（令和元年9月11日13時時点）】

	施設数	停電	断水	確認中※
児童関係施設	67	16	4	0
高齢者関係施設	561	87	77	93
障害者関係施設	78	27	14	13
救護施設	3	1	3	0
合計	709	131	98	106

第2回千葉県災害対策本部会議資料（9/11）より

- ・ 停電・断水施設：自家発電機の燃料、水につき、防災危機管理部を通じて優先的な供給を依頼。
- ・ 確認中の施設：電話連絡が難しいため、市町村、健康福祉センターと連携しながら、直接状況を確認。
※9月12日時点では、確認中の施設なし
- ・ 施設数：政令市・中核市所管分を除く。

【検証項目】

ア 社会福祉施設等の被害状況等を把握し、支援を行うことができたか。

【評価・分析】

ア 地域防災計画やマニュアルでは、長期間の停電やそれに伴う通信途絶等時における被害情報の収集、支援・救護を行う手順等が明確になっていない。

停電の長期化に伴い、施設の通信障害が長引く事態が発生したため、職員の現地派遣等を実施したものの、全施設への安否確認や要望聴取に数日を要することとなった。

停電の長期化に伴う情報途絶に対し、プッシュ型で衛星電話等を配付して対応した。

また、介護・医療的ケアを必要とする社会福祉施設等の被災状況把握や、連絡不能な施設の現地確認、水・物資等の要請への対応が重要となり、地域防災計画やマニュアルには規定されていない部分にも対応した。

所管施設数の多さ（例：特別養護老人ホーム等の高齢者施設で数百施設）や支援ニーズの多様さにも関わらず、災害発生時に被災施設から安否情報や支援ニーズ等を一元的かつ効率的に収集・共有するシステムや体制が整備されていない。このため職員が繰り返し電話で連絡を取って安否確認や要望聴取を実施したが、こうした確認を国、県、市町村がそれぞれに行ったため、被災した施設に負担をかけた面もあった。

一般の避難所については、開設状況が市町村から県の災害対策本部に報告される仕組みとなっているが、福祉避難所についてはそうした仕組みがない。

【解決の方向性】

- 長期間の停電やそれに伴う通信途絶の可能性等も踏まえ、社会福祉施設に対する安否確認の方法や範囲、想定される支援ニーズや要請への対応計画、通信事業者等との連携等について整理・検討を行い、マニュアル等の充実を図る。また、被災地の状況確認をスムーズに行うことができるよう、職員等による現地確認体制の構築や、複数の連絡手段の確保などが必要である。
- 国に対し、介護・福祉施設についても、EMIS（広域災害救急医療情報システム）のようなシステムを整備するよう要望する。
- 市町村から災害対策本部に報告する項目として、福祉避難所の開設状況を追加するなど、県が迅速に把握して支援に繋げることができる方法を検討する必要がある。
- 一部の社会福祉施設においては、自主的に地域の高齢者の安否確認を実施した例もあった。社会福祉施設は福祉避難所として指定されている場合もあり、自家発電設備の整備などを進めるとともに、地域の福祉的防災拠点として位置付けるなど地域における福祉的防災機能の強化を図る必要がある。

【東日本台風、10月25日の大雨関係への対応状況】

- 房総半島台風における災害対応を踏まえ、東日本台風への対応に当たっては、事前にタイムラインを作成し、各課の体制・初動オペレーションを確認するとともに、通信手段の途絶等による医療機関・社会福祉施設等の状況把握を行うことができるよう「健康福祉部現地情報連絡員」として、各健康福祉センター職員を指定し衛星電話を配備した。併せて、電源車等の要請方法等の確認、社会福祉施設への注意喚起を行った。
- また、10月25日の大雨対応においても、連絡体制や物資要請ルート等が明確になっていたことから、被災施設に対して必要な支援を円滑に繋ぐことができた。一方で、浸水被害や土砂災害に見舞われた施設があったことから、社会福祉施設に対して避難確保計画作成を働きかけるなど、施設の防災力向上を図る必要がある。

	10/8	10/9	10/10	10/11	10/12	10/13	10/14	10/15	10/16
	火	水	木	金	土	日	月・祝	火	水
台風	14:51 消防庁警戒 情報				6:41 大雨 暴風警報				
配備 体制	16:00 防災 対策推進会 議	13:30 本部会議⑦		13:30 本部会議⑧ 県職員を全 市町村派遣	10:00 本部会議⑨ 19:30 本部会議⑩	11:30 本部会議⑪ 17:00 本部会議⑫	13:00 本部会議⑬		
	災害対策本部（第1配備） ～10/11(13:25)			災害対策本部（第2配備） 10/11(13:25)～10/15(16:30)				(第1配備) 10/15(16:30)	
健康 福祉 部会 議等	8:00 部内会議 ・災害対応 マニュアル作成 を指示 16:45 部内会議 ・防災対策 推進会議 情報共有	マニュアル の再周知	10:00 部内会議 ・初動パレ ーションを確認 16:00 部出先機 関長会 議 ・体制確認 ・現地情報 法連絡員 指定→衛 星電話配 付	16:00 部内会議 ・体制確認	15:00 部内会議 ・被災情報 共有 ・浸水想定 域施設の 洗い出し を指示	8:30 部内会議 ・保健師活 動計画の 早期作成 を指示 15:00 部内会議 ・避難長期 化への対 応を指示	15:00 部内会議 ・避難所情 報の共有 ・社会福祉 施設への 電源車再 要請を指 示	8:45 部内会議 ・避難所情 報の共有 ・社会福祉 施設への 電源車再 要請を指 示	8:45 部内会議 ・被災者支 援を再指 示
情報 収集 ・ 支援	配備体制の 確認 社会福祉施 設に対し備 蓄等の用意 を注意喚起	タイムラインの作 成 社会福祉施 設への電源 車等の要請 方法等を確認	各施設所管 課における 調査項目等 を整理・統 一 施設に対 し、被害報 告を依頼	三連休の体 制・備蓄等 を確認 施設に備蓄 や設備点検 を依頼	社会福祉施 設の被災状 況の集計 電源車を災 害対策本部 に要請	要請電源車 の配備状況 等を確認 利根川浸水 域にある社 会福祉施設 の把握、水 位上昇の注 意喚起	停電・断水 施設に状況 を再確認		
	随時、情報収集及び支援の実施								

【参考】

○各社会福祉施設の被災状況等（令和元年10月13日現在、第12回千葉県災害対策本部会議資料（10/13）より）

- ・人的被害：死者・行方不明者・負傷者 0人
- ・建物被害：サービス提供の継続に支障がある施設 0施設
- ・ライフラインの状況：停電 43施設、断水 15施設

	施設数	停電	断水	確認中
児童関係施設	67	5	1	0
高齢者関係施設	561	25	8	0
障害者関係施設	78	13	6	0
救護施設	3	0	0	0
合計	709	43	15	0

	10/24	10/25	10/26	10/27	10/28
	木	金	土	日	月
台風	17:00 気象庁：25日夜にかけて大雨。関東地方の多いところで総雨量200～300ミリ	8:20 大雨警報・洪水警報 10:30 加茂川氾濫危険情報（以降、一宮川、村田川、養老川、小櫃川等）			
配備体制	13:30 配備体制確保を周知 17:57 気象情報の提供（関東地方の降雨見通しが前報より悪化）	14:00 本部会議 ^⑮	9:00 本部会議 ^⑯	9:00 本部会議 ^⑰	
災害対策本部（第1配備） ～10/25(17:00)		災害対策本部（第2配備） 10/25(17:00)～10/30(17:00)			
健康福祉部会議等	13:54 部内に配備体制の確保を周知 18:06 部内に気象情報を周知	11:40 部内に所管施設の河川氾濫・土砂崩れへの警戒を依頼 14:30 部内会議 ・避難指示区域等の施設対応を指示 各市町村に対し、一人暮らし高齢者・障害者等の要配慮者について、必要なサービスに繋げるよう通知。	10:45 部内会議 ・茂原・長柄の施設支援を指示 ・浸水等に伴う感染症対策を指示	10:00 部内会議 ・印旛沼水位上昇への警戒を指示 ・被災施設の支援ニーズ把握や、被災者の健康被害対応を指示	
情報収集・支援	配備体制の確認	各施設所管課において、施設の被災状況やニーズ等を確認	浸水等によりサービス提供に支障を来すおそれのある施設に、職員が訪問し状況やニーズ等を確認		
随時、情報収集及び支援の実施					

【参考】

○各社会福祉施設の状況等（令和元年10月26日現在、第16回千葉県災害対策本部会議資料（10/26）より）

- ・人的被害：死者・行方不明者・負傷者 0人
- ・建物被害：24施設 うち床上浸水8施設
（特別養護老人ホーム6、軽費老人ホーム1、介護老人保健施設1）
- ・ライフラインの状況：停電1施設、断水1施設

2 災害対策本部（各部各班）等の対応に係る検証

（8）水道供給

<検証の視点>

- ① 水道総合調整、応急給水への対応を適切に行えたか。

（8）－ 1 水道総合調整

【関係規程等】

地域防災計画
○応急給水 ・水道事業者等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」等により実施する。
千葉県水道災害相互応援協定
第3条（応援）に基づき被災事業者から応援要請を受け、調整を行い他の事業者等へ応援要請を行う。 第4条（要請方法）に基づき被災事業者等から応援要請を受ける。
千葉県内水道災害時対処要領
・事業者等は、被害が生じた場合は水政課へ報告する ・水政課は被害が生じた場合は、必要に応じ、事業者等の応急給水及び応急復旧対策における調整・助言を行う。
総合企画部災害実働計画
・水道施設被災状況、断水状況の把握 ・水道事業者間の応急給水及び応急復旧の調整 ・「千葉県水道災害相互応援協定」に基づく水道事業者間の応急給水調整及び応急復旧調整

【対応状況（房総半島台風関係）】

○発災前の対応

- ・9月9日朝から災害対応業務にあたるよう千葉市内在住職員を中心に体制を整えた。

○発災後の対応状況

- ・発災当日、全水道事業者等へ被害報告及び応援要請の際の協力を依頼した。
- ・発災当日から応急給水の応援要請があり、県内事業者の応援により対応を図った。
- ・給水車が応援要請に対して不足するため、県外事業者及び防災危機管理部を通じて自衛隊に応援を要請した。
- ・自衛隊が行う医療機関への応急給水のため、水道事業体に浄水場の24時間対応を要請した。
- ・電源車の要望を調査し、災害対策本部に電源車等の派遣を要請した。

	9/8	9/9	9/10	9/11	9/12	9/13	9/14
	日	月	火	水	木	金	土
台風本部ほか	12:58 警報 12:58 情報収集体制 (自動配備)	5:00 房総半島台風 千葉県上陸	9:00 災害対策本部設置 9:15 第1回会議				
水道調整 (県水政課)	参集職員の確認	水道事業体へ被害報告と応援要請時の協力を依頼 山武郡市広域水道企業団・八匠水道企業団から 応急給水の応援要請の調整 県外事業体及び自衛隊に応援要請	自衛隊が行う医療機関への応急給水のため、浄水場に24時間対応を要請 災害対策本部に電源車等の派遣を要請	応急給水の応援調整、電源車の要請			

【検証項目】

ア 発災前後の対応は適切に行われたか。

【評価・分析】

○ 応急給水における連携

被災事業体への応援給水について、「千葉県水道災害相互応援協定」による、被災事業体からの要請に基づき、速やかに県内外の事業体等の協力を得て給水車の必要台数を派遣し、応急給水を概ね適切に実施できた。

なお、発災当初における一部被災事業体への応急給水にあたり、

- ・市町村防災部局と水道事業体の調整が十分でなく、被災事業体等からの応急給水の要請等が円滑に行われなかったこと
- ・水道事業体の給水区域外で発生した断水に対しても、協定により対応可能なことについて、関係機関への周知が図られていなかったこと
- ・応援事業体が応援給水を行う際、県からの応援内容（期間、活動場所等）に係る情報が少なく、対応に苦慮したこと

などの事例が生じた。

これに対して、

- ・各水道事業体に、市町村防災部局との十分な連携を確保するよう要請
 - ・給水区域外の断水に対して協定が活用できることの周知徹底
 - ・具体的な応援内容を把握し、応援事業体へ提供
- などの対策を講じたところである。

○ 水道施設の停電・浸水対策

県では、停電時においても安定的に水を供給するため、各水道事業体に対し、浄水場等における非常用発電設備の整備などに努めるよう、働きかけを行ってきたところであるが、県内事業体の整備状況は、令和元年9月時点で、必要とする施設の約38%にとどまっており、房総半島台風では、13万戸を超える大規模な断水が発生した。

そのため、被災事業体に対する電源車の要望についての調査と電源車等の派遣を通じて、復電が遅れている被災水道事業体への電源確保を図った。

また、以前から各事業体に対して、燃料協定の締結などにより災害時に燃料を確保するよう要請しており、今回の災害では、被災事業体において燃料協定の活用等により、燃料の確保が図れた。

【解決の方向性】

○ 応急給水における連携の強化

今後も、今回の災害を踏まえ、県関係部局、市町村防災部局、各水道事業体との連携や情報収集体制の強化に取り組むとともに、給水区域外における協定の活用について、周知徹底を図る。

また、被災事業体への迅速な応急給水を行うため、応援派遣に必要な情報を可能な限り整理し、応援事業体に対して速やかに情報提供を行う。

○ 水道施設の停電・浸水対策の強化

東日本台風においては、房総半島台風を教訓に、上陸前に、各水道事業体に対し、非常用発電装置及び燃料の確保に取り組むよう要請を行った。

今回の災害を踏まえ、現在、各水道事業体等とともに課題の検証や有効な対策について検討を行っているところであり、今後、検討結果を踏まえ、停電・浸水対策の強化に取り組む。

なお、停電対策の迅速な強化を図るため、11月に、国に対し、非常用発電装置の整備に当たり、基幹浄水場のみとされている補助対象施設の拡充等を要望するとともに、燃料協定が未締結の水道事業者に対し、早急に協定を締結するよう要請したところである。

【東日本台風、10月25日の大雨関係への対応状況】

	10/8~10/10	10/11	10/12	10/13	10/14~10/16		10/25	10/26
		金	土	日			金	土
台風			6:41 (東日本台風) 大雨暴風警報				8:20 大雨警報 8:20 洪水警報	
配備体制	災害対策本部 (第1配備) ~10/11(13:25)	災害対策本部 (第2配備) 10/11(13:25)~10/15(16:30)			災害対策本部 (第1配備) 10/15(16:30)~10/25(17:00)		災害対策本部 (第2配備) 10/25(17:00)~	
水道調整 (県水政課)	全水道事業者 に ・被害報告の徹底 ・自家発電設備の燃料確保の徹底 ・連絡体制の確保の徹底 ・電源確保の徹底 ・応急給水体制の確保 ・応援態勢の確保 を要請	全水道事業者 に東日本台風 への対応に不備がないか再度確認	被災状況の把握と応急給水の応援調整		18:00頃 断水解消		全水道事業者 に ・被害報告の徹底 ・電源確保の徹底 ・応急給水体制の確保 を要請 被災状況の把握と応急給水の応援調整	

	10/23	10/24	10/25	10/26	10/27	10/28	10/29
	水	木	金	土	日	月	火
台風			8:20 大雨警報 8:20 洪水警報				
配備 体制	災害対策本部（第1 配備） ～10/25 (17:00)			災害対策本部（第2 配備） 10/25 (17:00)～			
水道 調整 (県 水政 課)			全水道事業者に ・被害報告の徹 底 ・電源確保の徹 底 ・応急給水体制 の確保 を要請 被害状況の把握 と応急給水の応 援調整		06:00 頃 断水解消		
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 応急給水の応援調整 </div>				
			←—————→				

(8) - 2 県営水道の応急給水

【関係規程等】

地域防災計画
<p>○応急給水</p> <p>(1) 実施機関</p> <p>ア 飲料水の供給は、市町村長が行うものとする。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。</p> <p>ウ 県、企業団及び市町村圏組合の水道事業体は、市町村が行う応急給水に対し、積極的に協力する。</p> <p>エ 水道事業体等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」等により実施する。</p> <p>(4) 県営水道の応急給水</p> <p>災害により飲料水の確保が困難な給水区域の住民に対し、給水区域内市と密接に連携して応急給水を実施することとし、必要な対策を定める。</p> <p>イ 給水方法</p> <p>(ア) 浄・給水場等での拠点給水</p> <p>(イ) 給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水</p> <p>(ウ) 仮配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水</p>
「給水区域内各市における応急給水等連絡調整会議」設置要綱
<p>(目的) 第1条 震災時等における応急給水等に関し、千葉県企業局と千葉県企業局水道事業の給水区域を所管する各市が協力して、迅速かつ確に応急給水等を実施するための連絡調整及び情報交換を行うことを目的として、「給水区域内各市における応急給水等連絡調整会議」を設置する。</p>
給水区域内各市における応急給水等連絡調整会議に係る確認事項
<p>1 (趣旨)</p> <p>県企業局と給水区域内各市は、千葉県地域防災計画に基づき、災害により飲料水の確保が困難な給水区域の住民に対し、協力して応急給水を実施することとしている。</p> <p>災害時に、より迅速かつ確に応急給水を行うため、県企業局と各市の具体的役割分担等について、平成23年3月11日に発生した東日本大震災における応急給水活動及び給水区域内市における応急給水等連絡調整会議等において協議してきた結果を踏まえ、本書において以下の通り確認するものである。</p> <p>3 (情報連絡体制)</p> <p>(1) 各市と県企業局は連絡者および連絡先について、年度当初に一覧表を作成のうえ双方確認することとし、変更の都度これを改正する。</p> <p>4 (各市災害対策本部への局職員の派遣)</p> <p>県企業局は、各市が災害対策本部を設置した場合、各市と協議のうえ応急給水活動における調整を行うため、各市の対策本部に連絡調整員1～2名を派遣する。</p> <p>6 (応急給水の実施)</p> <p>(1) 県企業局と各市は、7に掲げた役割分担に基づき応急給水を実施する。</p> <p>(2) 応急給水の実施に当たっては、被害状況、人員・資機材の状況等に応じ、県企業局と各市対策</p>

本部で調整を行う。

7 (県と各市の役割分担)

(1) 応急給水に係る役割分担

県地域防災計画に基づき、応急給水活動をより迅速かつ的確に実施するため、別紙のとおり活動内容ごとに県企業局と各市の役割分担を定める。なお、災害時には、役割分担について、被害状況等により県企業局と各市災害対策本部で、適宜、調整ができるものとする。

(別紙)

災害時の応急給水に係る県企業局と各市の役割分担

県地域防災計画に基づき、県企業局給水区域内の応急給水活動に係る事前対策及び災害時の作業について、県企業局及び各市の役割分担を以下のとおり定める。

なお、応急給水に係る情報について、県企業局と各市対策本部は共有化を図るとともに、役割分担は、被害状況や復旧の進捗状況、応急給水活動状況等を勘案しながら、必要に応じ県企業局と各市対策本部で調整できるものとし、双方が緊密に連携して応急給水を実施するものとする。

【県企業局及び各市の役割分担】

応急給水内容	分 担	役 割
(1) 県企業局浄水場・給水場における近隣住民への応急給水	県企業局	・水の確保、非常用給水設備の整備、非常用飲料水袋等の備蓄
(2) 非常用水源や民間の協力井戸等を活用した拠点給水	各市	・非常用水源等の整備、民間との協力体制の整備
(3) 病院等の重要施設及び避難場所等への応急給水	各市	・小学校等の避難場所の開設及び運営 ・非常用水源の整備、非常用飲料水の備蓄、非常用飲料水袋等の備蓄、その他飲料水の確保 ・住民の自主防災組織やボランティアの活用
	県企業局	・給水車等による運搬給水 ・非常用飲料水の備蓄、非常用飲料水袋等の備蓄 ・病院等の重要施設及び避難場所に至る配水管路の耐震化
	各市 県企業局	・施設の位置・規模等のデータ整理、輸送ルートの検討
(4) 消火栓を活用した仮配管や仮設給水栓による応急給水	県企業局	・管路の耐震化、仮配管や仮設給水栓の整備、非常用飲料水袋等の備蓄

企業局水道事業事故等対策行動基準

第1編 事故時の体制

2 危機度と配備体制の決定

(2) 危機度に応じた配備体制（風水害の場合）

危機度	配備種別	配備体制	
		本局	出先機関
危機度1		・配備体制を敷かず、関係所属長等が指定する職員にて対応	
危機度2	第1配備	危機管理班	配備なし
危機度3	第2配備	危機管理班及び各課指定職員 2～4名で対応	指定職員 (課長級含む3名～6名)で対応
危機度4	第3配備	各課1/2程度で対応	所属長以下1/2程度で対応

※ 浄・給水場の職員や委託者については、平時から24時間体制で対応

判断視点に応じた配備体制・危機度レベル 一覧 [目安]

危機度	風水害
危機度1	大雨・暴風・高潮・洪水警報
危機度2	大雨・暴風・高潮・洪水特別警報
危機度3	県本部：災害対策本部第1・2配備
危機度4	県本部：災害対策本部第3配備

千葉県水道災害相互応援協定

(応援) 第3条

2 県は被災事業体等からの要請に基づいて応援の調整を行うとともに、他の事業体等に応援要請を行うこととし、応援要請を受けた事業体等は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

【対応状況（房総半島台風関係）】

○発災前の対応

- ・企業局水道事業事故等対策行動基準に基づき、危機度1の体制として、浄・給水場の職員や委託者が24時間対応した。
- また、台風の上陸に備えて、連絡体制を確認するとともに、建設工事の安全対策を徹底するよう担当部署に指示した。

○発災後の対応状況

- ・被災当日、県企業局給水区域内の管路事故等の被害状況を確認した結果、一部の浄水場等で停電が発生したが非常用自家発電設備を稼働することで、通常どおり給水を継続した。^{※1}
- ・貯水槽式給水方式^{※2}や直結増圧式給水方式^{※2}で給水している一部の集合住宅等では、所有者が管理している各家庭に水を送るポンプが停電により停止した断水が広範囲にわたり発生していたことから、給水区域内の市や多数のお客様から問い合わせを受けていた。

- ・多くの問い合わせに対して、停電時においても、集合住宅等の貯水槽やポンプを通さずに接続されている直結給水栓^{※2}がある場合は、給水が可能である旨を説明し、水栓の場所等については、管理会社に相談するよう案内した。併せて、企業局ホームページにも同内容について掲載し、お客様に周知した。
- ・千葉県稲毛区の大規模団地において、直結給水栓が無く断水が続き、水が出ないなどの問合せを多く受けていたことから、給水車2台を出動させ対応した。
- ・総合企画部から要請があり、山武郡市広域水道企業団、南房総市、多古町等に給水車を派遣し、応急給水を実施した。
- ・総合企画部から要請があり、柏井浄水場及び北総浄水場で補給拠点を24時間体制で整え、自衛隊の給水車へ、延べ15台、75m³の補給を実施した。

※1 【参考1】

※2 【参考2】

	9/8	9/9	9/10	9/11	9/12	9/13	9/14
	日	月	火	水	木	金	土
台風 本部 ほか	12:58 警報 12:58 情報収集体制 (自動配信)	5:00 房総半島台風 千葉県上陸	9:00 災害対策本部設置 9:15 第1回会議				
応急 給水 (県 企業 局)		<給水区域内> 集合住宅のお客様(個人)の要望を受けた給水区域内の市から応急給水の打診があったが受けられなかった 千葉市内の多数の問合せがあった集合住宅で応急給水(2台) 給水区域内の集合住宅のお客様から、水が出ないなどの問合せが多数あり、直結給水栓の案内をした	<給水区域外> 山武郡市広域水道企業団で応急給水(2台) 多古町で応急給水(2台)	<給水区域外> 南房総市で応急給水(2台)			
		<給水区域外> 山武郡市広域水道企業団で応急給水(2台)	柏井浄水場で自衛隊への給水車補給拠点を24時間体制で確保	柏井浄水場及び北総浄水場で自衛隊への給水車補給拠点を24時間体制で確保	24時間体制で給水車への補給実施		

【検証項目】

- ア 発災前後の対応は適切に行われたか。
- イ 発災当日、給水区域内の市から集合住宅への応急給水の打診があったが、対応できなかったのはなぜか。

【評価・分析】

- ア 企業局の一部の浄・給水場等でも、長時間の停電が発生したが、千葉県石油協同組合との協定等により燃料の確保ができたことで、非常用自家発電設備を稼働し、通常どおり給水を継続することができた。

柏井浄水場及び北総浄水場では、自衛隊の給水車へ補給対応するため、24時間体制で職員を配置し、応急給水の補給拠点を確保した。

総合企画部からの要請を受け、山武郡市広域水道企業団、南房総市、多古町等に給水車を派遣するなど、これまで行ってきた応急給水訓練や計画等に沿って対応できた。

各市が災害対策本部を設置した場合、各市と協議のうえ応急給水活動における調整を行うため、各市の対策本部に連絡調整員1～2名を派遣することとしている。

しかしながら、企業局では通常どおり給水を継続することができており、各市から要請がなかったため、連絡調整員を派遣しなかった。

- イ 千葉県地域防災計画に基づく給水区域内の市との連絡調整が不十分であったことから、給水区域内の市からの応急給水の打診を受けられない事例があった。

企業局の水道水の供給は通常どおりに行えていたが、広域的な停電により、広範囲に渡り点在する多数の集合住宅で各家庭への水道水の供給が同時期に停止した今回の事態は、これまでに経験のないケースであり、被災当日は、企業局にお客様から問い合わせを多数受け、その対応に時間を要していた。

また、千葉県地域防災計画に定められた病院等の重要施設や避難場所等への応急給水に備えて体制を整えておくとともに、今後起こりうる企業局給水区域内の施設事故等による断水等にくまなく対応するためにも、必要な給水車を待機させておく必要があった。(実際に9月11日の深夜に落雷により複数の浄・給水場で瞬停が相次ぎ、にごり水の苦情もあったことから、給水車出動の準備をした。)

このような状況において、(停電により各家庭に水を送るポンプが停止した貯水槽式給水方式で給水している集合住宅のお客様(個人)の要望を受けた)給水区域内の

市から、企業局に給水車を出せるかどうかの事前の打診があったが、企業局で有している問い合わせ情報の共有や、応急給水活動の調整が不十分であったため、打診を受けることができなかった。

【解決の方向性】

- 房総半島台風では、停電が発生した広範囲の中に、水が出ない住宅が点在するという特殊なケースであり、企業局としても、その場所をすぐに把握することが困難であった。今回のようなケースについて、地域防災計画の応急給水の考え方で適切に対応できるものか、また、今後どのように対応していくのか、11市とも意見交換をしながら検討しているところである。

また、直結給水栓の有無を迅速に確認できるよう、マッピングシステムの改良費用を令和2年度当初予算に計上している。

- 直結給水栓等は、停電時にも水が使用できることを集合住宅の管理会社等に説明し、居住者への周知を依頼した。また、集合住宅のお客様に対し、幅広く周知するため、県営水道の広報紙、ホームページ及びメディアで広報・啓発している。
- 県地域防災計画の配備体制等の見直しを踏まえ、水道事業の危機管理マニュアルも見直しを行う。
- 浄水場等に設置されている非常用自家発電設備について、必要な水を3日間送り続けられるよう、設備の増強を計画的に行っているところであるが、更なる長時間停電に備え、燃料確保の強化について令和2年度当初予算に計上している。

【東日本台風、10月25日の大雨関係への対応状況】

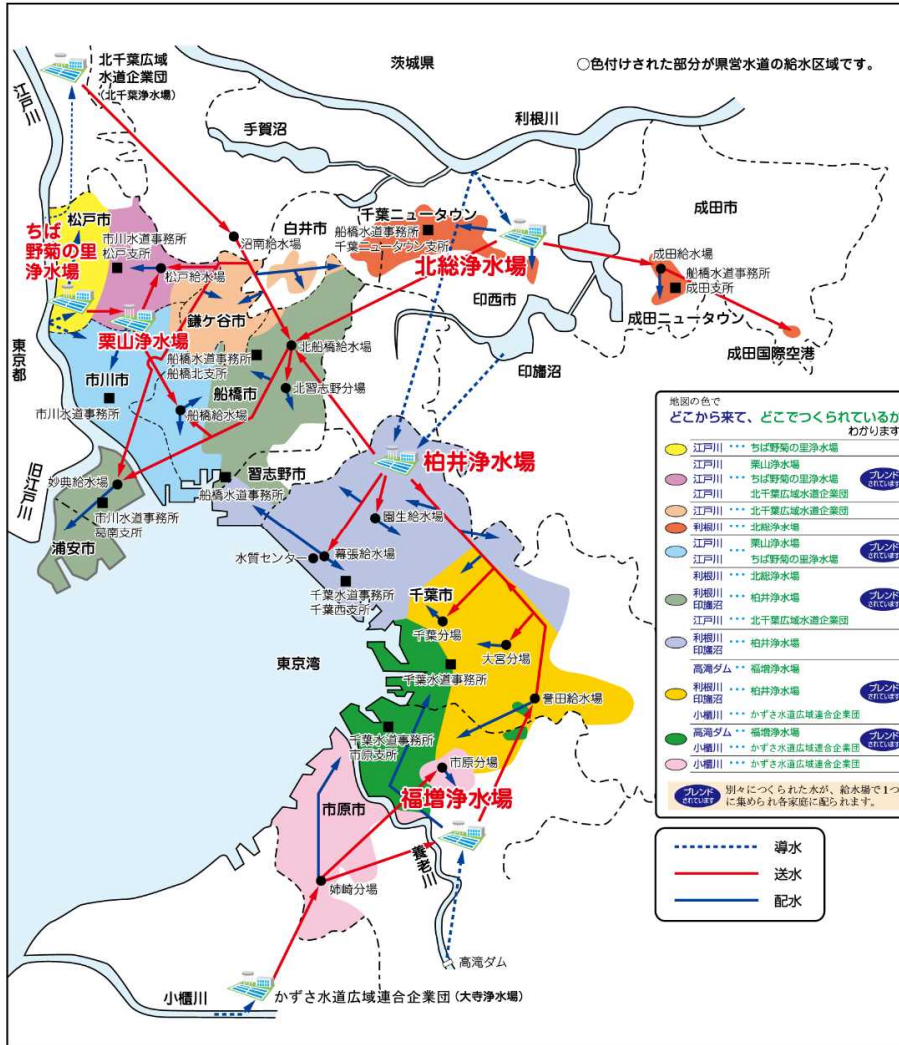
- 東日本台風及び10月25日の大雨では、房総半島台風の対応を踏まえ、上陸前に各市に対し、企業局施設稼働状況等を適宜情報提供するとともに、連絡調整員派遣や応急給水の要請について各市から積極的に情報を収集し、連携を強化した。

また、大規模停電に伴う集合住宅等のお客様からのお問合せ等に備えて、台風上陸前にホームページに掲載する等で、直結給水栓の活用を広報した。

	10/8～10/10	10/11	10/12	10/13	10/14～10/16		10/25	10/26
		金	土	日			金	土
台風			6:41 (東日本台風) 大雨暴風警報				8:20 大雨警報 8:20 洪水警報	
配備体制	災害対策本部 (第1配備) ～10/11(13:25)	災害対策本部 (第2配備) 10/11(13:25)～10/15(16:30)			災害対策本部 (第1配備) 10/15(16:30)～10/25(17:00)		災害対策本部 (第2配備) 10/25(17:00)～	
応急給水 (県企業局)	給水区域 11市に連絡体制及び応急給水の要請方法を再確認 給水区域 11市に連絡調整員(リエゾン)を派遣可能であることを周知 「停電時の直結給水栓活用について」ホームページ等で周知	給水区域 11市・水政課等からの応援要請対応等として24時間体制で待機(15日16:30まで) 資機材等を再確認(非常用飲料水袋、ペットボトル水等) 給水区域 11市に情報提供 ・応急給水拠点の周知	10:00 千葉市に連絡調整員(リエゾン)派遣(13日まで) 給水区域 11市に情報提供 ・当局施設に異常がないこと(15日まで)	応急給水活動 ・鴨川市に給水車3台(14日まで) ・千葉市に給水車1台を派遣 給水区域 11市に対し、応急給水の必要の有無について確認(15日まで) 福増浄水場で自衛隊への給水車補給拠点を24時間体制で確保(17日まで)	応急給水活動 ・かずさ水道広域連合企業団に給水車1台を派遣(15日まで) 福増浄水場で自衛隊給水車への給水1台実施(14日)			

	10/23	10/24	10/25	10/26	10/27	10/28	10/29
	水	木	金	土	日	月	火
台風			8:20 大雨警報 8:20 洪水警報				
配備 体制	災害対策本部（第1配備） ～10/25(17:00)			災害対策本部（第2配備） 10/25(17:00)～			
応急 給水 (県 企業 局)			給水区域 11 市・水政課等か らの応援要請 対応等として 24 時間体制で 待機（27 日 18:30 まで） 給水区域 11 市 に情報提供 ・当局施設に 異常がない こと 給水区域 11 市 に対し、 応急 給水の必要の 有無について 確認 応急給水活動 ・鴨川市に給水 車 3 台を派遣 (26 日まで)	応急給水活動 ・千葉市内で、 水を入れた 非常用飲料 水袋 30 袋 を配布	応急給水活 動のため待 機 ・鴨川市に 給水車 3 台		応急給水活 動 ・千葉市内 で、水を入 れたポリ タンク 10 個を貸与

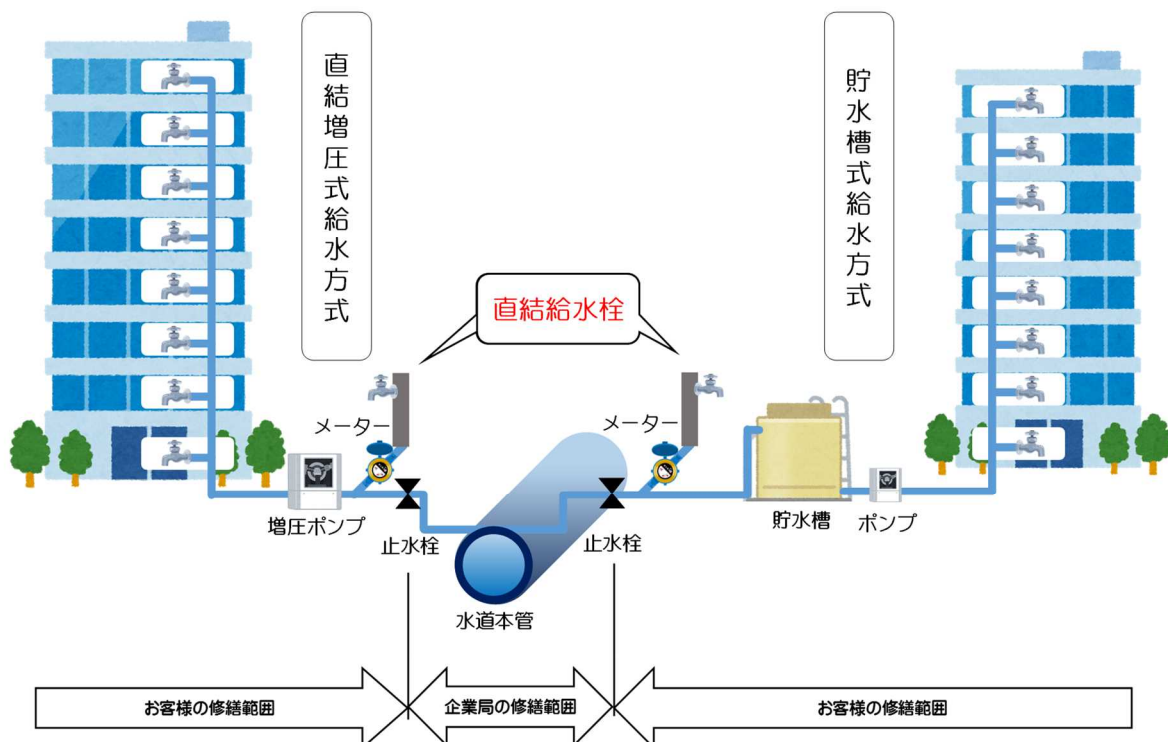
【参考 1 : 給水区域図 (県企業局)】



県営水道給水区域

- 千葉市
 - 市川市
 - 船橋市
 - 松戸市
 - 習志野市
 - 市原市
 - 鎌ヶ谷市
 - 浦安市
 - 成田市
 - 印西市
 - 白井市
- ※アンダーラインは 全域県営水道

【参考 2 : 貯水槽式給水方式と直結増圧式給水方式】



2 災害対策本部（各部各班）等の対応に係る検証

(9) 風害・水害対策（公共土木施設等）

<検証の視点>

- ① 風害・水害対策を適切に行えたか。

【関係規程等】

地域防災計画
<p>○災害対策本部設置前の初動対応 関係部局は、次の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 気象に関する情報の収集及び伝達・ 被害情報の把握及び報告 <p>○情報収集・伝達体制 円滑な応急対策活動を実施するため各防災機関は、緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整える必要がある。</p> <p>○水防活動 水防本部水防配備指令による配備</p> <ul style="list-style-type: none">・ 水防本部の水防配備指令により、配備体制をとることとする。・ 水防本部から氾濫危険情報の通知を受けた際には、水防本部指令班及び該当する現地指導班、水防管理者は確実迅速に水防警戒体制による自動配備を行う <p>○土砂災害警戒情報 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、気象業務法第11条及び災害対策基本法第55条に基づき銚子地方気象台と千葉県が共同発表する。</p> <p>○被害施設の応急対策方法 交通支障箇所を調査</p> <ul style="list-style-type: none">・ 災害が発生した場合に当該道路の被害の状況を調査の上、報告するものとする。 <p>○交通規制 道路管理者の通行の禁止又は制限</p> <ul style="list-style-type: none">・ 道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて通行を禁止し、又は制限するものとする。 <p>○道路啓開 路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。</p> <p>○道路関係障害物の除去計画 道路上の障害物の除去は道路管理者が行う。 特に「緊急輸送道路一次路線」については最優先に実施する。</p> <p>○管理施設 施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。</p>
水防計画
<ul style="list-style-type: none">・ 県下に大雨、高潮、洪水警報が発表され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき、水防注意（準備・警戒）体制を執る。・ 都道府県知事は、指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がそれに達したときは、都道府県の水防計画で定める水防管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

【対応状況（房総半島台風関係）】

○被災前の対応

9月6日（金）

- ・関係機関へ銚子地方気象台から得た気象情報を伝達した。
- ・関係機関との連絡体制を確認の上、夜間連絡員を確保するよう関係機関に伝達した。

9月8日（日）

- ・大雨警報等の発表を見込み、水防配備体制をとった。
- ・道路は、危険箇所について事前通行規制を実施した。

○被災後の対応

9月9日（月）

- ・倒木や土砂災害等で交通に支障を生じた箇所においては速やかに交通規制を実施し、緊急輸送道路を優先的に、道路啓開活動を実施した。
- ・洪水特別警戒水位に達した河川については、氾濫危険情報を発表して水防管理者など各関係機関へ通知し、一般に周知した。
- ・土砂災害警戒情報は、銚子地方気象台と共同で発表し、市町村などの各関係機関や一般に周知した。
- ・各出先機関のパトロールなどにより、公共土木施設等の被害状況を速やかに調査し、応急復旧作業などを行った。

	9/6	9/7	9/8	9/9	9/10	9/11	9/12	9/13	9/14
	金	土	日	月	火	水	木	金	土
台風本部ほか			12:58 情報収集体制（自動配備）	5:00 房総半島台風千葉県上陸	9:00 災害対策本部設置 9:15 第1回会議				
水防	気象情報を伝達 連絡体制の確認 夜間連絡員の確保		21:00 水防配備体制	2:26～ 土砂災害警戒情報 5:00～ 氾濫危険情報 17:00 水防配備体制解除					
道路			事前通行規制	交通規制	交通規制				
被害確認その他				7:10 パトロール開始 被害状況の把握 道路啓開の実施 応急復旧等の実施	道路啓開・応急復旧等の実施				

【検証項目】

- ア 風害・水害に備え、気象情報を共有し、適切に配備体制を執ったか。
- イ 河川の氾濫危険情報や土砂災害警戒情報は適切に通知、発表できたか。
- ウ 道路の被害状況を調査の上、交通が危険であると認められる場合は、区間を定めて通行を禁止し、又は制限したか。
- エ 道路上の倒木や土砂災害などの障害物除去は、緊急輸送道路を優先的に、道路啓開活動を実施できたか。
- オ 管理する施設の被害状況を速やかに調査し、復旧を行えたか。

【評価・分析】

- ア 気象に関する情報を関係機関へ伝達した。
関係各課は、連絡体制の確認や夜間連絡員の確保を実施した。
気象情報等をもとに、台風上陸の前日に配備体制を執った。
- イ 洪水特別警戒水位に達した河川については、氾濫危険情報を発表して水防管理者など各関係機関へ通知し、一般に周知した。
土砂災害警戒情報は、銚子地方气象台と共同で発表し、市町村などの各関係機関や一般に周知した。
- ウ 道路の被害状況を調査の上、倒木や土砂災害などで交通が危険である場合は、速やかに交通規制を行った。また、通行止めの情報については、日本道路交通情報センターを活用し、随時、テレビやラジオ、インターネットなどから情報発信を行った。
- エ 緊急輸送道路を優先的に道路啓開活動を実施した。
- オ 各出先機関等のパトロールなどにより、公共土木施設等の被害状況を速やかに調査し、応急復旧作業などを行った。

【東日本台風、10月25日の大雨関係への対応状況】

	10/10	10/11	10/12	10/13	10/14	10/15	10/16	10/17	10/18
	木	金	土	日	月	火	水	木	金
台風			6:41 (東日本台風) 大雨暴風警報						
配備体制	災害対策本部 (第1配備) ~10/11(13:25)	災害対策本部 (第2配備) 10/11(13:25)~10/15(16:30)				災害対策本部 (第1配備) 10/15(16:30)~			
水防	配備体制 の確認	13:25 水防非常 第2体制を 指示				17:15 水防注意 体制・水防 準備体制 に移行			11:10 水防体制解 除
道路		17:00~ 事前通行 規制	9:00~ 交通規制	交通規制					
被害 確認 その他			9:00~ パトロール開始 被害状況の把握 道路啓開の実施 応急復旧等の実 施	道路啓開・応急復旧等の実施					

	10/23	10/24	10/25	10/26	10/27	10/28	10/29	10/30	10/31
	水	木	金	土	日	月	火	水	木
台風									
配備体制	災害対策本部 (第1配備) ~10/25(17:00)		災害対策本部 (第2配備) 10/25(17:00)~10/30(17:00)				災害対策本部 (第1配備) 10/30(17:00)~		
水防		配備体制 の確認	8:50~土砂災害 警戒情報 8:55水防警戒体 制配備 17:20 水防非常 第2体制へ移行	17:55 水防体制 解除 (港湾事 務所)	23:15 水防注 意体制 へ移行			9:00 水防体制解除	
道路			9:00~ 事前通行規制 交通規制	交通規制					
被害 確認 その他			16:45~ パトロール開始 被害状況の把握 道路啓開の実施 応急復旧等の実 施	2:20 パトロー ル指令	14:00 パトロー ル指 令				
				道路啓開・応急復旧等の実施					

【10月25日の大雨の状況】

千葉県では、10月25日広い範囲で雨が降り続き、県内6箇所のアメダスでは200ミリを超える大雨となり、市原市牛久では285ミリの雨を記録した。また、牛久、大多喜、佐倉、鴨川、君津市坂畑では最大1時間降水量が50ミリを超え、鴨川では85.5ミリ/hを記録し、観測史上1位の値を更新した。およそ半日の間に1ヶ月を超える量の雨が広い範囲に降った。この大雨により広い範囲で土砂崩れや、河川の越水、道路の冠水などが発生し、広範囲にわたり甚大な被害が発生したことを受け、対応すべき3項目について以下のとおり方針を定めた。

○土砂災害警戒区域等の指定

平成26年度の土砂災害防止法改正を受け、国が基礎調査完了の目標を令和元年度までとしたことから、県では、平成30年度までに基礎調査を完了させる予定であったが、平成29年度に農林水産省所管の地すべり危険箇所のうち、人家への被害が生じる恐れのある箇所が追加されることになったことから完了時期を令和元年度に改めた。また、同じ平成26年度の土砂災害防止法改正により義務となった基礎調査結果の区域図の公表を実施してきており、次の出水期前の令和2年5月末までの完了を目指している。

土砂災害警戒区域等の指定については、これまでは、住民等の十分な理解を重視し、指定への同意を得ることを基本方針とし、住民説明会の開催や、アンケート調査に個別に回答するなど丁寧に対応してきたことから、手続きに時間を要していた。

10月25日の大雨では、千葉市緑区板倉町や市原市郡本において土砂災害が発生し、避難勧告は発令されていたものの、尊い人命が失われた。この地区は、いずれも基礎調査は完了していたが、区域の指定までは至っていなかった。県では、このことを重く受けとめ、「人命第一」の考えに基づき、指定手続を法制度の趣旨や土砂災害の危険性の周知に重点を置くこととし、次の出水期前の令和2年5月末までに指定率50%、その1年後の令和3年5月末までに指定完了することを目指すこととした。また、年度末までに基礎調査を終え、速やかに指定予定箇所の住民へ直接周知するとともに、避難勧告等の必要な情報が確実に伝わるよう、市町村と協力して取り組んでいく。

また、千葉市緑区誉田町では、危険箇所として抽出されなかった箇所で崩落が発生したことから、がけ地に係る住民相談を受けて現地確認を行うなどにより入手した、土砂災害の恐れがある箇所の情報を県と市町村とが共有し、住民の避難行動に結び付ける仕組みを作るため、市町村との議論を始めるとともに、改めて最新の知見を用いて調査対象区域を選定し基礎調査を行うことを検討している。

前述の対応を確実に実施するため、県の執行体制については、令和2年4月1日から、

河川環境課に「土砂災害対策担当課長」を配置し、「土砂災害対策室」を新設することとしている。

○洪水浸水想定区域の指定・公表

10月25日の大雨では、19河川が越水し、うち17河川が水位周知河川とその支川であった。

平成27年の水防法改正により、水位周知河川において「想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図」を指定・公表することとなり、国は地下街を浸水想定区域に含む河川については概ね5年、それ以外の河川については概ね10年を指定の実施目標とし、県でもこの目標に沿って水位周知河川である26河川について浸水想定区域図の作成を進めてきた。

その後、県・市町村・気象台等で構成する「千葉県大規模氾濫に関する減災対策協議会」において、当初の目標を早める方針が示され、平成29年度から概ね5年で実施する取り組みとして、県は浸水想定区域図を令和2年度までに指定・公表し、それを基に市町村はハザードマップを令和3年度までに作成することを目標として、順次取り組んでいた。

10月25日以前に最大規模の降雨による浸水想定区域図を公表済であったのは手賀沼のみであったが、令和元年12月には真間川等8河川を公表し、残る17河川は、段階的に行ってきた手順を並行して実施するなど作業工程の見直しにより作成期間の短縮を図り、次の出水期前の令和2年5月末までに公表することとした。

また、県では、浸水想定区域に加え、浸水深や浸水継続時間などハザードマップ作成に必要なデータを提供するとともに、作成方法についての助言や好事例の紹介、市町村間の調整などを行い、市町村が住民にとって分かりやすく地域特性に応じたハザードマップを作成できるよう支援を行っている。

○河川監視体制

県では、108箇所の水位計により河川水位を監視し、県民の自主的な避難行動を促すことを目的に県ホームページ等にて常時公開している。また、出水時に氾濫危険情報を発表することで、市町村が発令する避難勧告等の判断に活用することとしている。

水位計の管理については、定期的な点検や補修等を随時行うとともに、老朽化した機器を計画的に更新している。

10月25日の大雨時には、11箇所の水位計で欠測が生じ、ホームページ上で水位データを公開することができなかった。この中には水防警報発令等に係る水位周知河川の基準局が3箇所あり、降雨以前から故障していた1箇所については県職員が目視により水位

を確認して対応し、他の2箇所は氾濫危険水位に到達し、周知した後、さらに上昇した水位の影響で欠測に至ったもので、水位情報の周知に問題はなかった。

10月25日の大雨時の状況を踏まえ、洪水時に危機管理上重要な水位観測所においては、機器の故障や不測の事態等による欠測を防止するため、観測システムの二重化を図ることとし、水位周知河川を対象に、洪水時の水位観測に特化した危機管理型水位計を次の出水期前の令和2年5月末までに設置することとした。また、水位周知河川以外の河川についても、市町村の意向も踏まえ、設置方針を策定した上で、水位計の設置を検討していく。

また、河川監視カメラについても、画像により河川の状況の切迫性を伝えることができ、市町村が発令する避難勧告等を受けての迅速な避難や住民自らの避難行動に結び付くと考えられることから、今後、設置を検討することとしている。

2 災害対策本部（各部各班）等の対応に係る検証

(10) ボランティア、NPOとの連携

<検証の視点>

ボランティア、NPOとの連携はうまくいったか。

【関係規程等】

地域防災計画

ボランティアの協力（風水害編 第16節など）

- ・ 県及び市町村は、大規模災害時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施する。
- ・ 県災害ボランティアセンターは千葉県災害ボランティアセンター連絡会（連絡会）が運営する。
- ・ 県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

【対応状況（房総半島台風関係）】

- ・ 9月 9日 県社協から市町村社協に、市町村災害ボランティアセンターの設置意向を調査
- ・ 9月12日 県災害ボランティアセンターを設置

		9/8 日	9/9 月	9/10 火	9/11 水	9/12 木	9/13 金
	台風	12:58 警報	5:00 房総半島台風 千葉県上陸				
	配備体制	12:58 情報収集 体制(自動 配備)		9:00 本部設置 9:15 第1回会議			
情報 収集	リエゾン派遣					いすみ市役所へ 職員を派遣 (以後随時、市町村 に派遣)	館山市ほか 12市へ職 員を派遣
	ボランティア (・災害ボラン ティアセン ター (VC) ・連絡会加盟の NPO等)		7:48 県社協から市 町村社協に対 し、市町村災 害VCの設置 意向を調査。	13:38 県防災政策課が県 社協から市町村災 害VCの設置状況 報告を受領。 香取市が通常のボ ランティアセンタ ーで対応開始。	18:00 県社協が県 災害VC設 置準備会議 開催。(県職 員参加) 県は翌12 日に県災害 VCを設置 することで 準備開始。	10:43 県災害VCを設 置。 19:30 県災害VC本部体 制等会議の開催。 (県職員参加) 市原市・八街市で 災害VC開設、以 降被災地域の市 町災害VC開設。	9:00~17:00 県災害VCの 運営 (各日、県職 員2名が活 動)
			千葉県災害ボランティアセンター連絡会（連絡会） 千葉県地域防災計画に基づき、県災害ボランティアセンター を運営する。千葉県社会福祉協議会、日本赤十字社千葉県支 部、ボランティア団体、NPOなど16団体で構成。		連絡会加盟NPO等は県災害VC設置準備会 議に参加し、以降県災害VC運営及び被災地 調査、市町村災害VC設置支援等を行う。		
	NPO (①県内NPO (中間支援組織) ②JVOAD等 県外NPO)			支援物資提供及び 状況調査のため、 被災地入り。以降、 ブルーシート展張 などの支援活動を 実施。(②)		県災害VCの運営 に2団体が参画 (①)	

【検証項目】

- ア 県災害ボランティアセンターの設置及び閉所の時期は適切であったか。
- イ ボランティアの協力を十分に得られたか。
- ウ NPO・ボランティアと連携・協力し、被災者のニーズを把握することができたか。

【評価・分析】

ア 県災害ボランティアセンターの設置について、連絡会メンバーの県社会福祉協議会（以下、「県社協」）及び千葉県防災危機管理部の職員が、台風通過後9月9日の朝から被災状況や市町村災害ボランティアセンターの設置意向等の情報交換を開始した。

9月12日、県は市町村災害ボランティアセンターの後方支援を行うため、「県災害ボランティアセンター」を設置し、連絡会が運営を開始した。（県社協内で運営。）

設置時期については、被災地の災害ボランティアセンターの開設準備の確認等を経て、適切な時期に遅滞なく設置できたものと考えている。

その後、東日本台風及び10月25日の大雨による市町村災害ボランティアセンターの開設及び運営を経て、11月29日の長柄町災害ボランティアセンターの閉所により、県内27の被災市町で設置された災害ボランティアセンターがすべて活動を終了した。

これに伴い県は、12月6日に県災害ボランティアセンターを閉所した。なお、閉所に伴い、今後発生した被災者ニーズについては、各地の社会福祉協議会を窓口として対応する旨、広報・周知を行った。

イ ボランティアの協力について、連絡会メンバーのNPOやボランティア団体は、災害初期（9月12日）から被災地に入り、被災地の災害ボランティアセンターの設置（立上げ）や運営などを支援した。

27の被災市町に設置された災害ボランティアセンターでは、県内外から集まった延べ37,000名以上のボランティアが、被災家屋内のごみや土砂搬出などの作業を行った。

県は、県災害ボランティアセンターに職員を派遣し、連絡会メンバーと連携して、被災地でのボランティアセンターの開設状況の確認や、被災地で必要としている支援や物資の提供の調整、また、ボランティアを希望する者への情報発信（特設サイト、SNS）などに当たった。

一方、県南部や北東部を中心とした被災家屋へのブルーシートの展張作業や民有地での倒木処理については、一般的なボランティアは危険で作業できず、現在も県外から応援に入っている技術系NPOなどの支援を受けている。

なお、検証会議の市町村アンケート調査の結果では、今回の災害において、「ボランティアの協力を得られなかった。」と回答した団体が複数あったこと（アンケート問42）

や、また、社会福祉協議会との連携強化等の課題が挙げられたこと(アンケート問43)、技術系NPOなどのリスト化を期待する意見等があったこと(アンケート問44)から、その要因等について確認・検証し、県として必要な取組みを検討する必要がある。

ウ 被災者ニーズの把握について、本年度から連絡会にオブザーバーとして参加した県内のNPOが県災害ボランティアセンターの運営に参画し、インターネットを通じた物資提供のマッチングシステムを新たに提示・運営するなど、県災害ボランティアセンターの円滑な活動に役立った。(当該システムは、市町村災害ボランティアセンター等から要請のあった支援物資をインターネット上に公開し、その情報を見た支援者がインターネットで物資を購入すると、当該物資が直接、災害ボランティアセンター等に支援物資として配送される仕組み。今回の災害では、16の災害ボランティアセンター等に計3,243点の物資が提供された。)

また、県内各被災地で支援活動を行っているNPO等が参加する「情報共有会議」がJVOAD(全国災害ボランティア支援団体ネットワーク)の主催で9月17日と9月26日の2回開催され、被災地で求められている支援やNPO等が行っている支援内容などの報告が行われた。

県として、今後もNPO等との連携・協力をさらに促進し、災害時に被災者が求める支援を適切かつ、速やかに実施できるよう検討していく必要がある。

【東日本台風、10月25日の大雨関係への対応状況】

		10/10	10/11	10/12	10/13	10/14	10/15
		木	金	土	日	月	火
	台風			6:41 (東日本台風) 大雨暴風警報			
	配備体制	災害対策本部 (第1配備) ~10/11(13:25)		災害対策本部 (第2配備) 10/11(13:25)~10/15(16:30)			災害対策本部 (第1配備) 10/15(16:30)~
情報 収集	リエゾン派遣						
	ボランティア (・災害ボラン ティアセン ター(VC) ・連絡会加 盟のNPO 等)	引き続き県職員が県災害VCで活動(9/26より各日1名) 引き続き、連絡会加盟NPO等は県災害VC運営及び被災地調査、市町村災害VC設置支援等を行う。	東日本台風接近に伴う千葉県災害VC連絡会臨時会議(県職員参加)	東日本台風接近に伴い、県災害VC活動中止。	東日本台風接近に伴い、県災害VC活動中止。 17:00 情報収集会議(県職員参加)	県災害VC活動再開。対応増加が見込まれ、県職員2名が活動。	各日県職員1名が活動。
	NPO (①県内NPO (中間支援組織) ②JVOAD等 県外NPO)	県災害VCの運営に2団体が参画。(①) ブルーシート展張などの支援活動を継続実施。(②)					

		10/23	10/24	10/25	10/26	10/27	10/28	
		水	木	金	土	日	月	
	台風			8:20 大雨警報 8:20 洪水警報				
	配備体制	災害対策本部 (第1配備) ~10/25(17:00)			災害対策本部 (第2配備) 10/25(17:00)~			
情報 収集	リエゾン派遣							
	ボランティア (・災害ボランティアセンター (VC) ・連絡会加盟の NPO等)	引き続き県職員 が県災害VCで 活動(各日1名)。 引き続き、連絡会 加盟NPO等は県 災害VC運営及び 被災地調査、市町 村災害VC設置支 援等を行う。			被災地の現地 調査(県社協)	被災地の災害 VC設置意向 を県災害対策 本部に連絡。		
	NPO (①県内NPO (中間支援組織) ②JVOAD等 県外NPO)	県災害VCの運営 に2団体が参画。 (①) ブルーシート展張 などの支援活動を 継続実施。(②)						

【解決の方向性】

- 今後、県外の支援団体がいなくなっても、ブルーシート張替え等の作業を続けることができるよう、県内のNPOが中心となり、10月に支援団体「千葉南部災害支援センター」を立ち上げ、必要な技術の習得や作業人材の確保などの活動を始めた。(イ)
- 県では、同支援センターが行う学習会の広報協力、県職員の参加、また、県で実施している公的支援の情報提供を行うなど、連携を図っている。(イ)
- 県（環境生活部）主催の「千葉県市民活動支援組織ネットワーク会議（市町村の市民活動支援センターや県内NPO等で構成）」の中に「防災作業部会」を新たに設置し、今秋の一連の災害を踏まえた、災害時のNPO・ボランティア団体と行政との連携・協働について、12月6日から研究・検討を開始した。(ウ)
- ボランティア、NPOとの連携については、県及び被災市町の災害ボランティアセンターの活動記録や検証会議の市町村アンケート調査の結果等を「県災害ボランティアセンター連絡会定例会（年間数回、平時に開催。）」などで検証し、今後の活動に活かしていく。(ア、イ、ウ)

2 災害対策本部（各部各班）等の対応に係る検証

(1 1) 大規模停電への対応等

<検証の視点>

- ① 大規模停電に対してどのように対応したか
- ② 停電件数や復電の見通し等について、東京電力との情報共有、意見交換等のあり方は適切であったか。

【関係規程等】

地域防災計画

○電力施設災害対策計画（風-3-109）

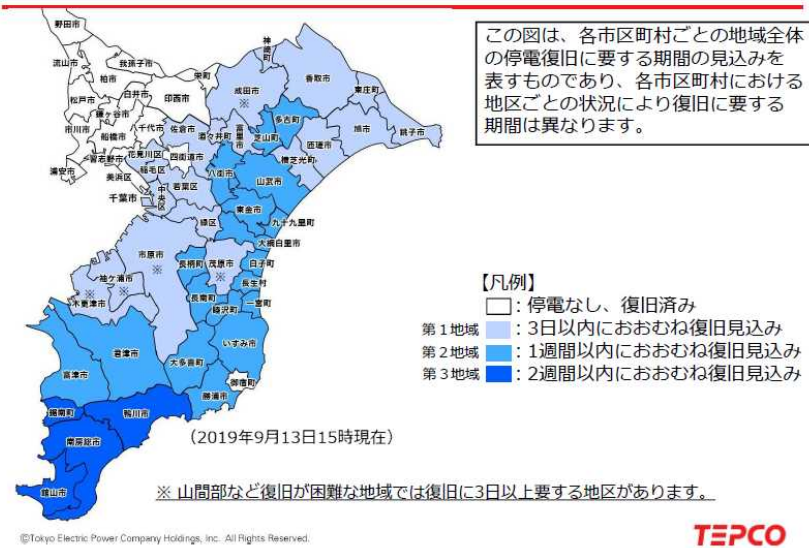
- ・東京電力パワーグリッド(株)は、災害時における電力施設の応急対策が社会一般に及ぼす影響の大なることに鑑み、電力施設災害対策計画を定める。

【対応状況（房総半島台風関係）】

(1) 東京電力による停電復旧の見込みについて

- 9月9日 14:30 の東京電力の発表によると、
 - ・栃木県・埼玉県は復旧した。東京都は本日中に復旧できる見通し。
 - ・千葉県南部は本日中の全面復旧は困難な見通し。
- 9月10日 17:00 の発表によると、
 - ・約 58 万件が停電していたが、今夜中に約 12 万件まで縮小する見込み。約 12 万件についても、11 日中の復旧を目指す。
- 9月11日 8:00 の発表によると、
 - ・千葉県については約 40 万件以上が停電している。本日中にすべての停電が解消する見通しは立っていない。
- 9月12日 5:00 の発表によると、
 - ・千葉市、八千代市、四街道市、印西市の全域及び市原市の一部地域は本日中、その他の地域は明日（13日）以降復旧する。
- 9月12日 18:30 の発表によると、
 - ・（千葉県の停電は）本日中に約 40 万件縮小する見通し。
- 9月13日 18:00 の発表によると、
 - ・千葉県市町村毎の復旧期間イメージを公表。

<別紙> 千葉県市区町村ごとの地域全体の停電復旧までに要する期間のイメージ



(2) 燃料供給要請

- 9月9日、医療整備課から防災政策課に病院からの燃料供給要請が見込まれるとの連絡があり、千葉県石油商業組合に燃料供給について相談をするも、停電の影響が大きく、要請を見合わせ、国（資源エネルギー庁）に協力を求め、病院の燃料の備蓄状況、連絡先、発電機の情報連絡した。
- 9月11日、応援受援班で燃料等のニーズの詳細を確認するため、支援を要する病院について、県職員を派遣し、現地にて聞き取りを実施した。

(3) 電源車派遣要請

- 9月9日、給水・電力復旧調整会議で東京電力から停電状況等について説明を受け、その中で、既に電源車の派遣に向けて準備を進めている旨、説明があり、引き続きの対応を要請した。
- 9月10日、医療整備課（災害医療本部）から、医療機関への電源車派遣依頼あり。同課による優先順位付けの上、東京電力に電源車派遣を要請した。
また、水政課から、水道事業体への電源車派遣依頼があり、国（資源エネルギー庁）及び東京電力に電源車派遣を要請した。
- 9月11日、健康福祉指導課から、社会福祉施設への電源車派遣依頼あり。所管課による優先順位付けの上、東京電力に電源車派遣を要請した。以降、各課から随時追加の電源車派遣依頼があり、その都度、応急対策班において取りまとめの上、東

京電力に電源車派遣を要請した。

(4) 倒木伐採支援

- 9月11日、陸上自衛隊第1空挺団長に対して、電力復旧のための倒木伐採支援について災害派遣を要請した。
- 9月15日、航空自衛隊中部航空方面隊司令官に対して、電力復旧のための倒木伐採支援について災害派遣を要請した。

(5) 東京電力との情報共有、意見交換等の状況

- 9月9日、給水・電力復旧調整会議で東京電力から停電状況等について説明を受け、その後、電源車派遣や倒木伐採で東京電力のリエゾンと連携して処理にあたった。

(6) 災害救助法の適用

- 9月8日の夜に、防災政策課の副課長及び班長（被災者支援担当）が災害救助法の適用を検討するため登庁した。
- 9月9日早朝の台風上陸時においては、災害救助法適用の指標とする大規模な家屋被害や避難者の発生は確認されなかったため、直ちに同法を適用する判断ができなかった。
- 台風の通過後も大規模な家屋被害や避難者の発生が確認されず、また、東京電力から近日中に電力が復旧する旨の見通しが示されていたため、県として同法の適用の判断ができない状況が続いた。しかしながら、9月12日の時点で、すでに停電が長期にわたっていたことから「多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要とする」状況にあるとして、停電が継続していた県内41市町村に対し、国（内閣府防災担当）と協議の上、災害救助法の適用（法施行令第1条第4号（4号適用））を決定した。

	9/8	9/9	9/10	9/11	9/12	9/13	9/14
	日	月	火	水	木	金	土
台風 本部 ほか	12:58 警報 12:58 情報収集体制 (自動配備)	5:00 房総半島台風 千葉県上陸	9:00 災害対策本部 設置 9:15 第1回会議		18:30 災害救助法の 適用決定・公 表(4号適用)		
停電 対応		14:25 石油商業組合 に燃料供給に ついて相談を するも、停電 の影響が大き く、要請を見 合わせ 14:39 東電 PG と連 絡が取れる 17:00 東電 PG 来庁、 リエゾン派遣 を要請 20:00 リエゾン配置	12:34 東電 PG へ電 源車派遣要請 14:00 東電 PG へ停 電早期解消を 要請	6:00 陸上自衛隊に 電力復旧に伴 う倒木伐採の 災害派遣要請	14:00 東電 PG へ停 電早期解消を 要請		12:00 知事が東電 PG 社長と面 会し、停電早 期解消を要請

【検証項目】

- ア 燃料供給要請の対応は適切だったか。
- イ 電源車派遣要請の対応は適切だったか。
- ウ 倒木伐採支援の対応は適切だったか。
- エ 停電件数や復電の見通し等について、東京電力との情報共有、意見交換等のあり方は適切であったか。
- オ 災害救助法の適用に係る対応は適切だったか。

【評価・分析】

ア 燃料供給要請

緊急性が高い要請だったことからとりまとめはせず、順次対応せざるを得なかった。

イ 電源車派遣要請

市町村、関係各課からの電源車の支援要請については、手順、スキームが確立しておらず、初動時に混乱があった。

電源車の要請方法として、県内関係課が県災害対策本部に依頼し、東京電力本社に要請する方法と、市町村から市町村派遣の東京電力の現地派遣員を通して東京電力本社に要請する方法の2系統があり、県災害対策本部で把握できない分があり、県全体として効率的な電源車の配備要請ができなかった。

県災害対策本部に関係課から電源車の派遣依頼の際に、優先順位を付しておらず、限られた電源車の効率的な配備要請ができなかった。

依頼のあった施設において、応急的な対応として電源車ではなく、自家発電の燃料供給で対応できるところもあり、限られた電源車を効率よく活用する上での課題となった。

東日本台風では、房総半島台風での反省を活かし、2系統あった要請のルートを1本化し、すべて県災害対策本部を経由し、東京電力本社に依頼する方法とした。また、市町村に、あらかじめ優先順位を付したリストを用意してもらい、速やかに電源車の依頼ができるように手配した。

ウ 倒木伐採支援要請

自衛隊へ要請するにあたり、重機の導入により道路の破損等が懸念されたが、事前に、道路管理者と連絡をとり対応することで二次災害を回避できた。

広範囲に倒木が発生し、処理に時間を要した。その要因としては、電力会社が被害状況の全体像を把握できなかったこと、倒木処理には、電力会社の技術者の立ち合いが必要であり、電源車の対応などで技術者が不足していたことがある。

エ 電力会社との情報共有等

県庁に派遣された東京電力リエゾンには、当初、防災危機管理センター内に常駐していたことから、情報の共有を図ることができた。また、倒木伐採などの調整案件の増加に伴い、リエゾン数を増員するなどの体制強化はできていた。

東日本台風の際には、電源車対応に特化したリエゾンの配置などもあったが、最終的には、本社や千葉支社からの回答を待たざるを得ず、調整に時間を要した。

オ 災害救助法の適用

東京電力が発表した電力復旧の見通しを信じ、県として独自に同社との情報共有や意見交換等を行うに至らず、同社の見通しどおりにならなかった場合の事態（停電が長期化し、これに伴い多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれや、避難して継続的に救助を必要とする状況などが発生するおそれがあること）を十分に想定することができなかった。

前述の対応状況のとおり、県では台風が上陸する前から法適用の検討に備えた体制を整えたものの、台風の上陸時、また、通過後においても大規模な家屋被害や避難者の発生が確認できなかったことや、復旧見通しであった停電が長期化することが後日判明するといった「想定外の事態」が重なった結果、本災害による法適用は、台風が通過した3日後に4号適用するという、全国的に例のない事例となった。（台風に伴う4号適用は、被害や避難者の発生状況を踏まえ、台風通過時又は通過後速やかに適用を決定するのが通例である。）

【解決の方向性】

- 災害時、より円滑に石油類燃料を供給できるよう、千葉県石油商業組合との協定の見直しなどを行うとともに、日ごろから、国（資源エネルギー庁）及び千葉県石油商業組合と顔の見える関係を構築する。
 - ・今後、国に対し、ガソリンスタンドの自家発電設備購入費用に対する補助制度の拡充を要望するとともに、災害時において、避難所のほか、給油施設などへの電源供給も可能となる、能力の高い非常用発電機の備蓄について検討する。
 - ・石油連盟が計画する「災害時石油供給連携計画訓練」見学会への県庁職員の参加。
 - ・千葉県石油商業組合に「千葉県ライフライン連絡協議会」への参加を要請する。

- 限られた資源（電源車、燃料等）を有効かつ迅速に活用するため、病院など優先的に対応が必要な施設に関し、あらかじめ非常用発電の有無や持続時間、油種など、応急対応の判断材料となる各種情報について、県においてリスト化を図る。
 - ・電源車等を効率的に活用するため、国、関係各課、市町村及び電気事業者と連携し、要請の手順を一本化するとともに、かつ、優先順位の付け方をマニュアル化するなど、平時から迅速に手配、対応できるよう準備をしておく。

○長期停電の原因となった倒木については、電力会社や通信会社との協定の検討を含め、「千葉県ライフライン協議会」を通じて、有効な方策を検証する。

・当該課題の対応に関し、先行している和歌山県など他県の先進事例を参考にしながら、今回の台風の対応状況を踏まえ、協定の締結を行う。

○東京電力とは、平時から情報共有し、樹木伐採（予防伐採、倒木伐採）、電源車要請手順、復旧見通し公表などで、連携を強化するとともに、他県の先進事例なども参考にしながら協定の締結を行う。

また、現場のニーズを速やかに共有するため、市町村に派遣された東京電力のリエゾンとも連携し、情報収集を迅速に行う。

・今後は、状況に応じて、東京電力に対し県リエゾンの派遣なども検討する。

○実動訓練では、事業者と連携した倒木対応に係るライフラインの応急復旧訓練の充実を検討する。

○今後、自然災害により再び停電が発生した場合、東京電力からの情報収集を積極的に行い、停電の長期化の見通しや、これに伴い「多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする状況（いわゆる『4号基準』）」の発生について、状況の把握・分析を速やかに行うとともに、国（内閣府防災担当）や被災市町村と協議し、災害救助法適用の見通しを立てる。

また、庁舎の被災など、停電以外の「想定外の事態」の発生により防災情報システムが使用できない場合に備え、市町村の災害救助法担当職員と電話やFAX等による被害情報の報告について、平時から申し合わせておく。

【東日本台風、10月25日の大雨関係への対応状況】

	10/09	10/10	10/11	10/12	10/13	10/14		10/25	10/26
	水	木	金	土	日	月		水	木
台風本部ほか				6:41 (東日本台風) 大雨暴風警報				8:20 大雨警報 8:20 洪水警報	
停電対応	東電 PG と電源車の効率配置に向けた打ち合わせ	市町村に電源車派遣要請手順について通知 11:00 千葉県石油商業組合電話打合せ →燃料支援体制の確認及び重油取扱業者情報提供依頼 15:00 経産省県 LO 打合せ →燃料支援体制の打合せ(国の協力体制の確認)	16:33 県各部署防災担当者宛てに災害時の燃料の調達について、メールにて連絡 17:00 各市町村防災担当部長宛てに災害時の燃料の調達について通知 21:00 経産省県 LO 打合せ →燃料支援体制の打合せ(国の協力体制の確認)	11:31 東電 PG へ電源車派遣要請 13:30 県関係部署打合せ (健康福祉指導課、高齢者福祉課、障害福祉事業課) →燃料支援体制の打合せ 20:00 経産省県 LO 打合せ→燃料支援体制の打合せ(国の協力体制の確認)		10:00 千葉県石油商業組合電話打合せ →被害状況等の共有 13:00 陸上自衛隊に電力復旧に伴う倒木伐採の災害派遣要請			9:47 東電 PG へ電源車派遣要請
災害救助法適用				16:00 市町村から避難所・避難者の情報を収集。 内閣府リエゾンに房総半島台風の救助が継続している扱いにして良い旨を確認				内閣府リエゾンに房総半島台風及び東日本台風の救助が継続している扱いにして良い旨を確認	

第4章 その他報告事項等

(1) 災害時の広報

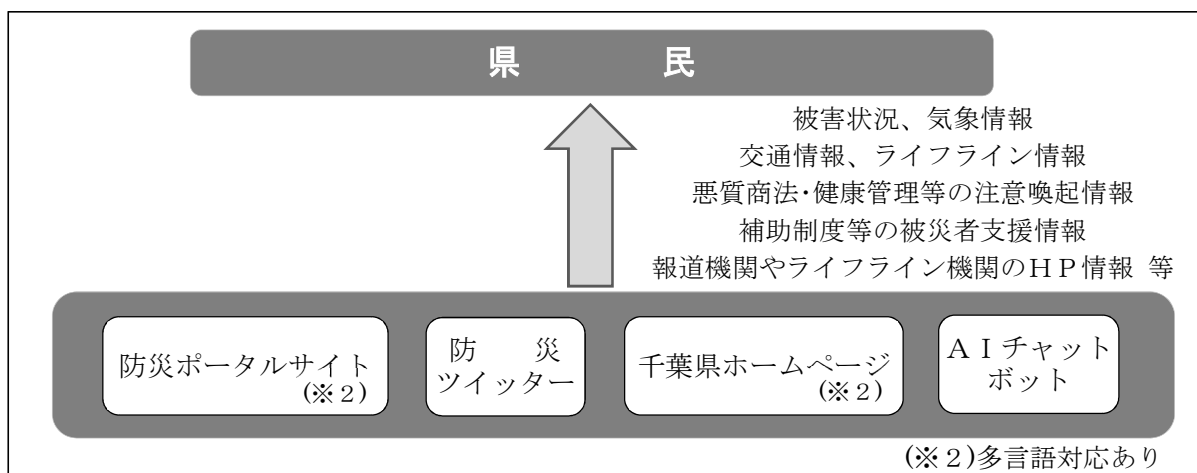
【関係規程等】

地域防災計画
○ 災害時の広報 ・ 県、市町村、防災関係機関は相互に連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確な情報を迅速に提供することに努める。

【対応状況】

- 災害対応等の各段階に応じて、被害状況、気象情報、交通情報、ライフライン情報、生活上の注意喚起情報及び各種相談窓口や補助制度等の被災者支援情報など、被災者が必要とする情報について、防災ポータルサイト、県ホームページ、防災ツイッター、AIチャットボット（※1）などを相互に連携させて発信するとともに、報道機関やライフライン機関などのホームページやSNSと相互リンクすることで、広く県民への周知に取り組んだ。

（※1）スマートフォンやタブレットで被災者が入力した問合せに対し、AIが会話形式で応答することで、罹災（りさい）証明や住家被害認定など生活再建等に必要な情報を提供するもの



- ちば県民だよりや県広報番組（テレビ・ラジオ）などを通じて、被災者支援情報などの周知に取り組んだ。
- 大規模停電が発生し、テレビやインターネットから情報を得られない状況が生じたため、被災市町村における給水・充電・物資提供などの生活関連情報を、県で取りまとめてプレスリリースし、新聞報道を通じた情報発信を行った。
- 住宅被害を受けた方に対する各種支援策を取りまとめたパンフレットを国及び庁内関係課で検討・作成し、健康福祉センター職員等が被災者を訪問する際に配布することなどにより支援策の周知に取り組んだ。また、市町村に対して、独自支援策を盛り込んだパンフレットを作成することができるよう、パンフレット原稿を市町村に提供するとともに、窓口まで来られない方や在宅の要支援者等の情報の届きにくい方々に対し、必要

な情報が届くよう、各市町村の防災部門、住宅部門及び福祉部門が連携して周知を図るよう依頼した。

【今後の課題】

- 防災ツイッターを9月15日に開設し運用を始めたが、県民に広く情報を展開するためには、日頃から情報発信の手段として活用し、認知度を高めておく必要がある。
- 発災後、より早く情報提供ができるよう、様々な広報手段の活用や関係機関との連携などについて事前に検討し、準備しておく必要がある。
- 発災後、より早い段階から情報提供ができるよう、庁内関係課の連携体制を事前に準備しておく必要がある。

(2) 国や市町村と連携した住民避難に向けた取組

【関係規程等】

災害対策基本法	
(都道府県知事の通知等)	
第55条 都道府県知事は、法令の規定により、気象庁その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する警報をしたときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係指定地方行政機関の長、指定地方公共機関、市町村長その他の関係者に対し、必要な通知又は要請をするものとする。	
(市町村長の警報の伝達及び警告)	
第56条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。	
(市町村長の避難の指示等)	
第60条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。	

避難勧告等に関するガイドライン (H31.3.29改定)

[避難のタイミングを明確化]			
レベル3:高齢者等避難		レベル4:全員避難	
警戒レベル (洪水、土砂災害)	住民がとるべき 行動	行動を促す 情報	防災気象 情報
警戒 レベル5	命を守る 最善の行動	災害の発生情報 (出来る範囲で発表)	指定河川 洪水予報 土砂災害 警戒情報 警報 危険度分布 等
警戒 レベル4	避難	・避難勧告 ・避難指示(緊急)	
警戒 レベル3	高齢者等は避難 他の住民は準備	避難準備・高齢者等 避難開始	
警戒 レベル2	避難行動の確認	注意報	
警戒 レベル1	心構えを高める	警報級の可能性	

■ 特別警報を含む防災気象情報についても、各レベルとの対応を整理し、その位置づけを明確化し提供

【対応状況】

これまで、避難勧告等の防災情報が発信されているものの、多様かつ難解であるため、多くの住民が活用できない状況にあったことから、住民等が情報の意味を直感的に判断し、迅速に避難行動がとれるよう、国が、平成31年3月に「避難勧告に関するガイドライン」を改定し、5段階の警戒レベルにより提供することとなった。

県では、この警戒レベルについて、県民だよりへの記事掲載や各種訓練での広報のほか、県内の金融機関でのチラシ配布等により、県民への周知に努めたほか、市町村に対しても、住民への周知に努めるよう働きかけたが、県民の理解は充分とは言えない状況である。

実災害での対応としては、昨年の中日本台風の際に、市町村に、早期の避難所開設や避難勧告の発令に留意するよう、文書や電話で要請を行ったほか、県民向けには、県防災ポータルサイトやツイッターなどを活用し、気象情報のほか、市町村からの避難情報への留意や早めの避難などを呼びかけた。

【今後の課題】

今回の災害、特に10月25日の大雨により多くの命が奪われたが、被害者の中には、自動車での移動中に被災された高齢者も数名あった。道路冠水などが発生している際は、車での行動は控え、建物内での垂直避難など他の方法での避難を心掛けるなど、個人個人が自らの命を守る適切な行動がとれるよう、県民の防災意識の向上が必要である。

平成31年3月には国が「避難勧告等に関するガイドライン」を改定し、住民が災害時に避難行動が容易にとれるよう、防災情報をわかりやすく提供（警戒レベル1～5の数値で提供）することとされており、今後も、県は、市町村とともに、様々な広報手段を活用し、住民への啓発に努めるとともに、ハザードマップの作成や避難誘導のための標識の設置など、市町村が実施する地域防災力向上に向けた取組が進むよう、千葉県地域防災力向上総合支援補助金などにより支援する。

また、県では市町村に対し、昨年の台風の際に、早期の避難所開設、的確な避難勧告発令など、十分な事前準備を働きかけたところであり、引き続き、県民の安全・安心の確保に向け、市町村との連携の強化を図る。併せて、引き続き、県民への警戒レベルの周知に努めるほか、市町村に対しては、実災害発生時に避難勧告等を行う際に、防災行政無線や広報車などの様々な手段を活用し、避難情報の受け手である住民が適切な避難行動をとれるよう、情報の伝達に努めるよう働きかける。

(3) 風水害に対する被害想定を作成

【関係規程等】

災害対策基本法	
災害対策基本法 第二条の二（基本理念）	災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。
三	災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
逐条解説 災害対策基本法 [第三次改訂版]	
「科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて」とは、想定外を避け、不測の事態を防ぐために、最新の科学的知見を用いることで、どのような災害がどの程度の規模で発生し、どのような被害が生ずるのかを的確に想定するとともに、実際の災害対応から得られた教訓を活用することを求めたものである。	

【対応状況】

平成19年度及び平成26・27年度に近い将来（今後100年程度以内）本県に大きな影響を及ぼす可能性のあるマグニチュード7クラスの4つの地震（下表参照）を対象に阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験や最新の知見と技術力を用いて、地震被害想定調査を実施したが、風水害に係る被害想定は実施していない。

No.	想定地震名	マグニチュード	震源の深さ※	地震のタイプ	調査年度
1	千葉県北西部直下地震	7.3	約50km	プレート内部	平成26・27年度
2	東京湾北部地震	7.3	約28km	プレート境界	平成19年度
3	千葉県東方沖地震	6.8	約43km	プレート内部	
4	三浦半島断層群による地震	6.9	約14km	活断層	

※震源の深さ：震源域における破壊開始点の深さ

【今後の課題】

今後とも、国に対し、地球温暖化により、増加が懸念される猛烈な台風に対する調査研究の充実・強化し、科学的知見を踏まえた対策を講じるよう、要望するとともに、県としては、国の動向も踏まえ、被害想定の実施について研究していきたい。

(4) 要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援

【関係規程等】

災害対策基本法
<p>(避難行動要支援者名簿の作成)</p> <p>第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。</p> <p>2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。</p> <p>一 氏名</p> <p>二 生年月日</p> <p>三 性別</p> <p>四 住所又は居所</p> <p>五 電話番号その他の連絡先</p> <p>六 避難支援等を必要とする事由</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。</p>
<p>【市町村の地域防災計画に盛り込む必要がある事項：災害対策基本法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難支援等関係者となる者 ・ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲 ・ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 ・ 名簿の更新に関する事項 ・ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村長が求める措置及び市町村が講ずる措置 ・ 要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知または警告の配慮 ・ 避難支援等関係者の安全確保 <p>【市町村の個別計画に盛り込む必要がある事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発災時に避難支援を行う者 ・ 避難支援を行うに当たっての留意点 ・ 避難支援の方法や避難場所、避難経路 ・ 本人が不在で連絡が取れない時の対応 など

【対応状況】

避難行動要支援者個別計画の作成については、市町村が要支援者名簿をもとに、地域の特性や実情を踏まえつつ、要支援者と打ち合わせを行いながら作成するものであるが、市町村からは、計画作成が進まない理由として担当職員の不足や支援者の確保が困難なことが挙げられている。

県では市町村による個別計画の作成が進むよう、作成方法を盛り込んだ手引きを示すとともに、地域防災力向上総合支援補助金の活用を促している。

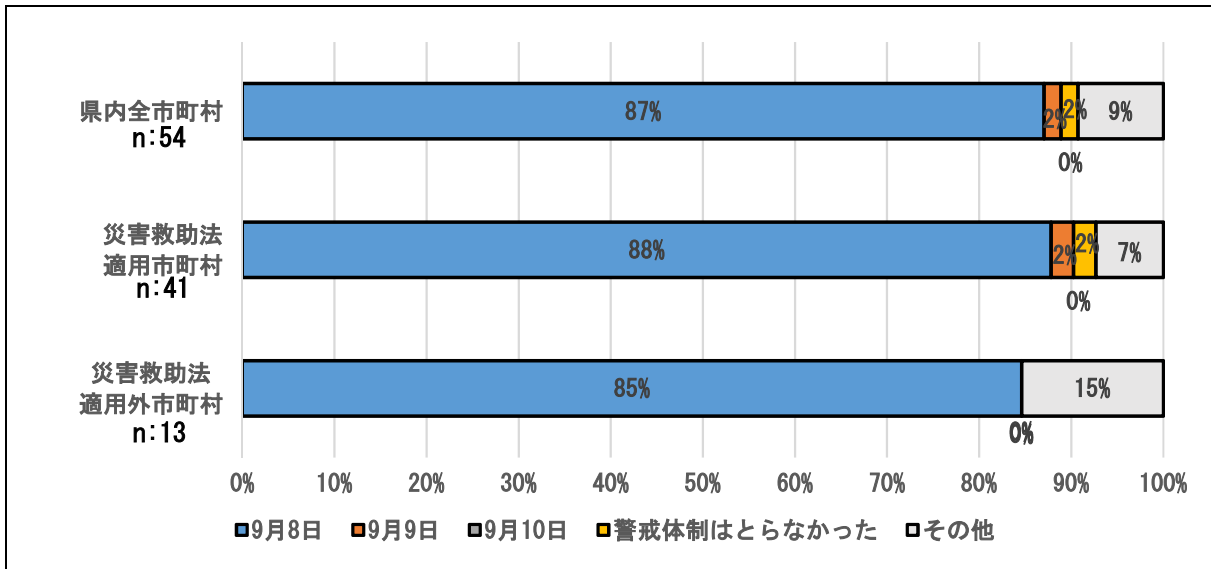
【今後の課題】

今後、市町村へのヒアリング等を通じて、今回の災害における要配慮者に関する活動状況や課題を把握し、避難行動要支援者名簿や個別計画の利用状況について有効であった事例などを取りまとめ、市町村と共有を図り、より実効性の高い計画の作成が進むよう市町村の取組を支援する。

参考資料（市町村へのアンケート結果）

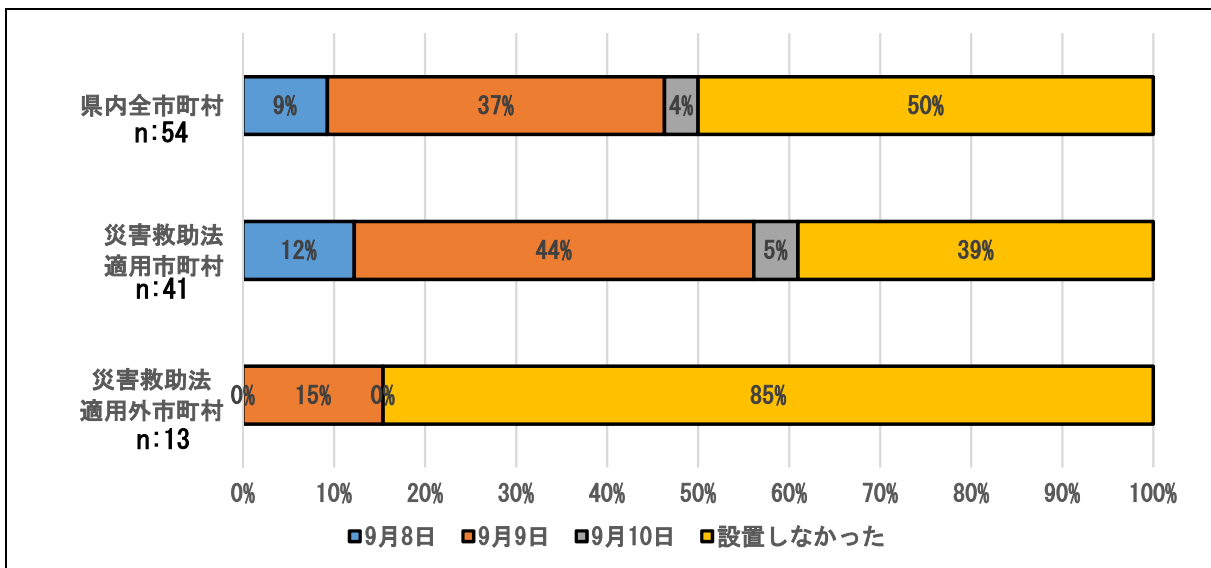
1 台風15号に対する初動対応について

問1 貴市町村では、いつから台風15号への警戒体制(警戒本部設置等)をとりましたか。該当する選択肢の番号のうち、ひとつだけ回答して下さい。



台風15号への警戒体制について、県内全市町村の87%にあたる47団体が9月8日から警戒体制をとっていた。また、9月9日から警戒体制をとっていた団体、警戒体制をとらなかった団体は、それぞれ2%（1団体）だった。

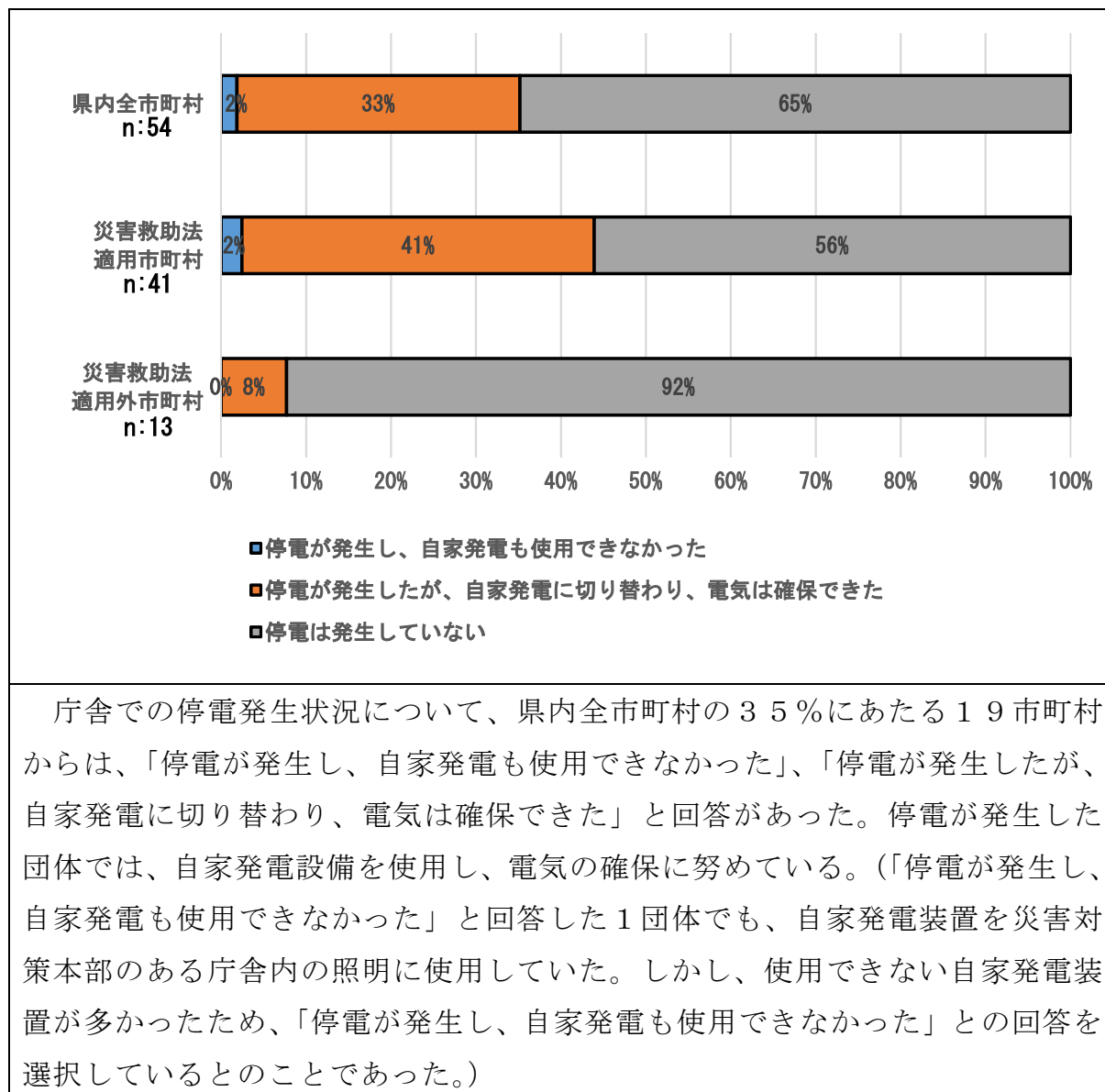
問2 貴市町村では、災害対策本部を設置しましたか。設置したのはいつですか。



災害対策本部の設置状況について、県内全市町村の50%にあたる27団体が9月10日までに災害対策本部を設置していた。また、災害救助法適用地域では、61%の25団体が9月10日までに災害対策本部を設置していた。

2 市町村庁舎における停電発生状況や自家発電設備の稼働等について

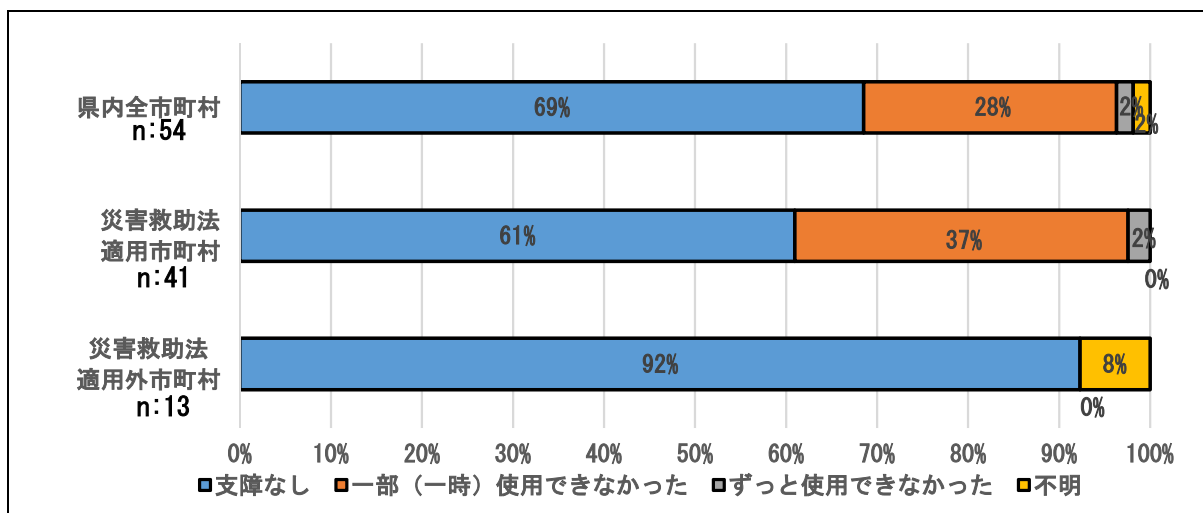
問5 貴市町村の庁舎において、停電(自家発電に切り替わるまでの一時的な停電を除く)は発生しましたか。該当する番号を記入してください。



3 県と市町村、市町村と支所等、市町村と住民との連絡（通信）手段について

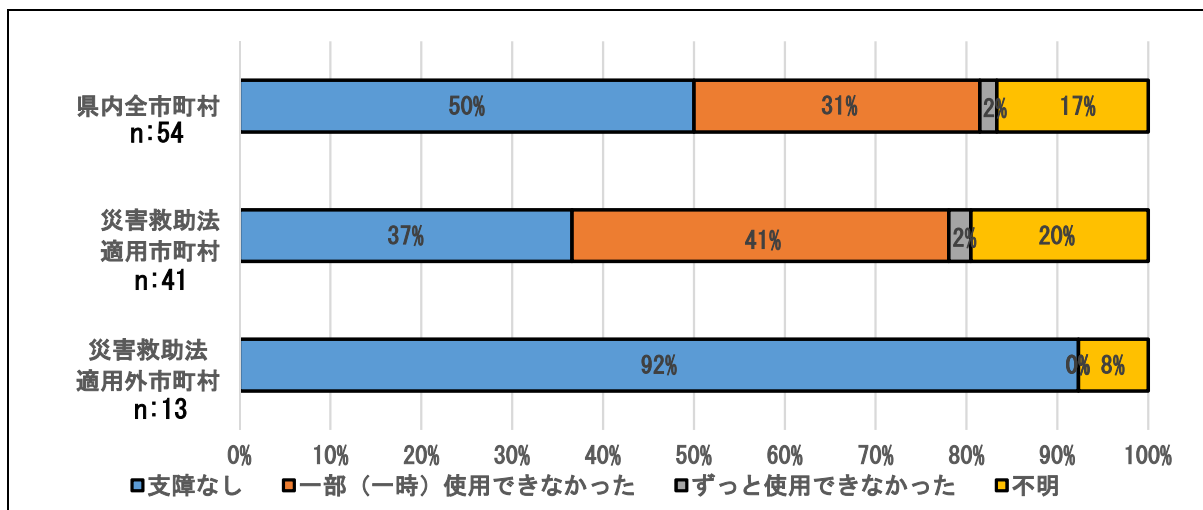
問6 9月9日～9月11日にかけて貴市町村庁舎と県本庁(災対本部等)の間の通信状況についてお聞きします。以下に挙げた通信手段の使用可能状況を教えてください。

(1) 固定電話



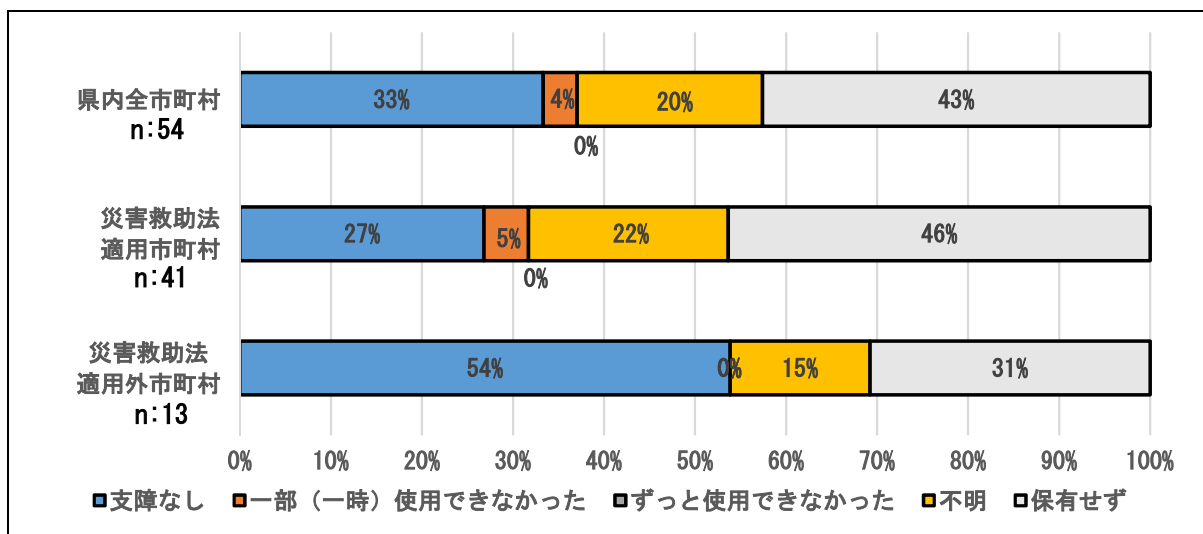
固定電話の通信状況について、県内全市町村の69%にあたる37団体は「支障なし」と回答している。一方、28%にあたる15団体は「一部（一時）使用できなかった」と回答し、2%にあたる1団体は、「ずっと使用できなかった」と回答している。

(2) 携帯電話



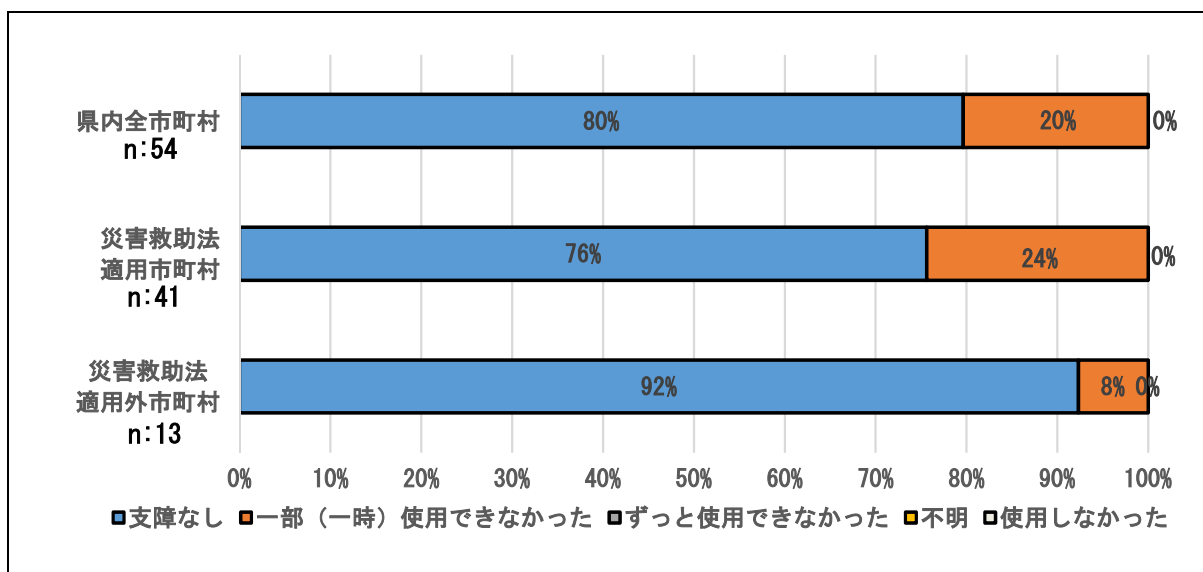
携帯電話の通信状況について、県内全市町村の50%にあたる27団体は「支障なし」と回答している。一方、31%にあたる17団体は「一部（一時）使用できなかった」と回答し、2%にあたる1団体は、「ずっと使用できなかった」と回答している。

(3) 衛星携帯電話



衛星携帯電話の通信状況について、県内全市町村の33%にあたる18団体からは「支障なし」と回答している。一方、4%にあたる2団体からは「一部（一時）使用できなかった」と回答しており、「ずっと使用できなかった」と回答した団体はなかった。また、43%にあたる23団体からは「保有せず」との回答だった。

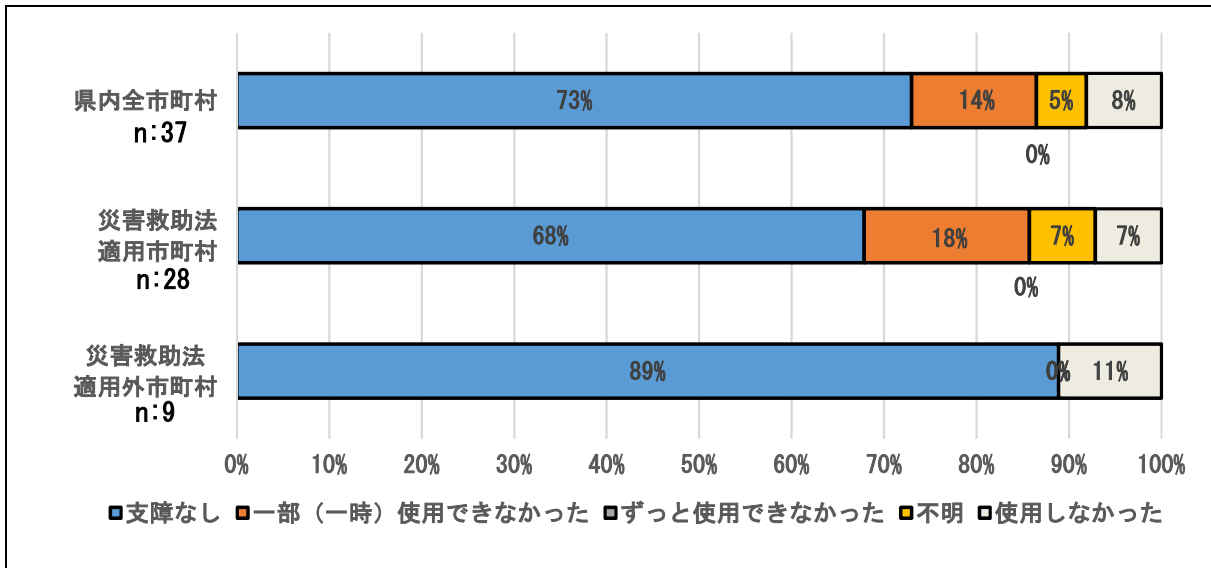
(4) 県防災情報システム



県防災情報システムの通信状況について、県内全市町村の80%にあたる43団体からは「支障なし」と回答している。一方、20%にあたる11団体は「一部（一時）使用できなかった」と回答しており、「ずっと使用できなかった」と回答した団体はなかった。

(5) 県防災行政無線

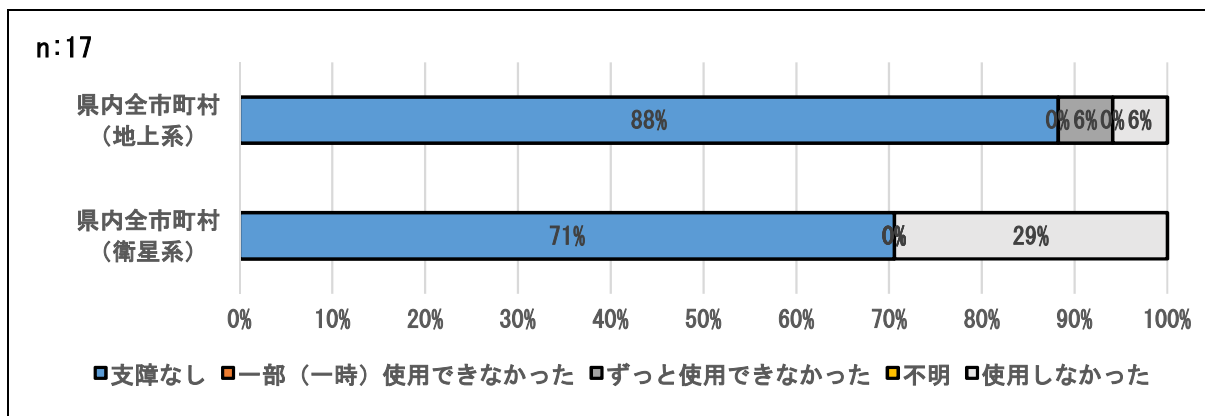
(地上系と衛星系を区別していない37団体)



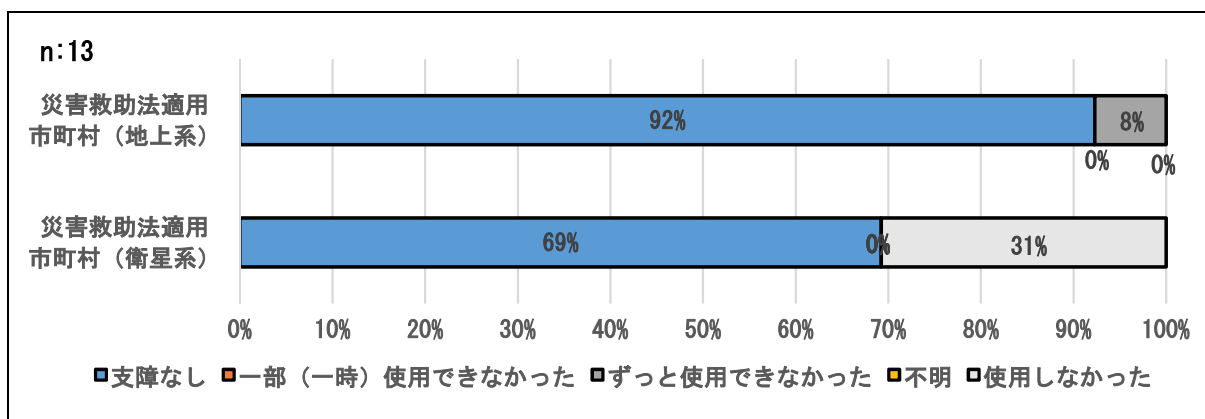
県防災行政無線の通信状況について、地上系と衛星系を区別していない37団体では、回答団体の73%にあたる27団体は「支障なし」と回答している。14%にあたる5団体は「一部（一時）使用できなかった」と回答しており、「ずっと使用できなかった」と回答した団体はなかった。

(地上系と衛星系を区別している17団体)

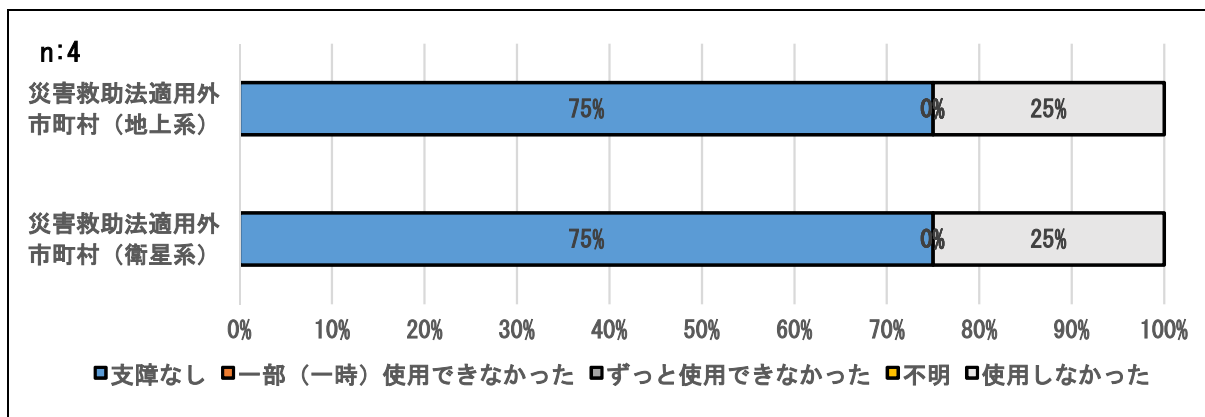
【県内全地域】



【災害救助法適用地域】

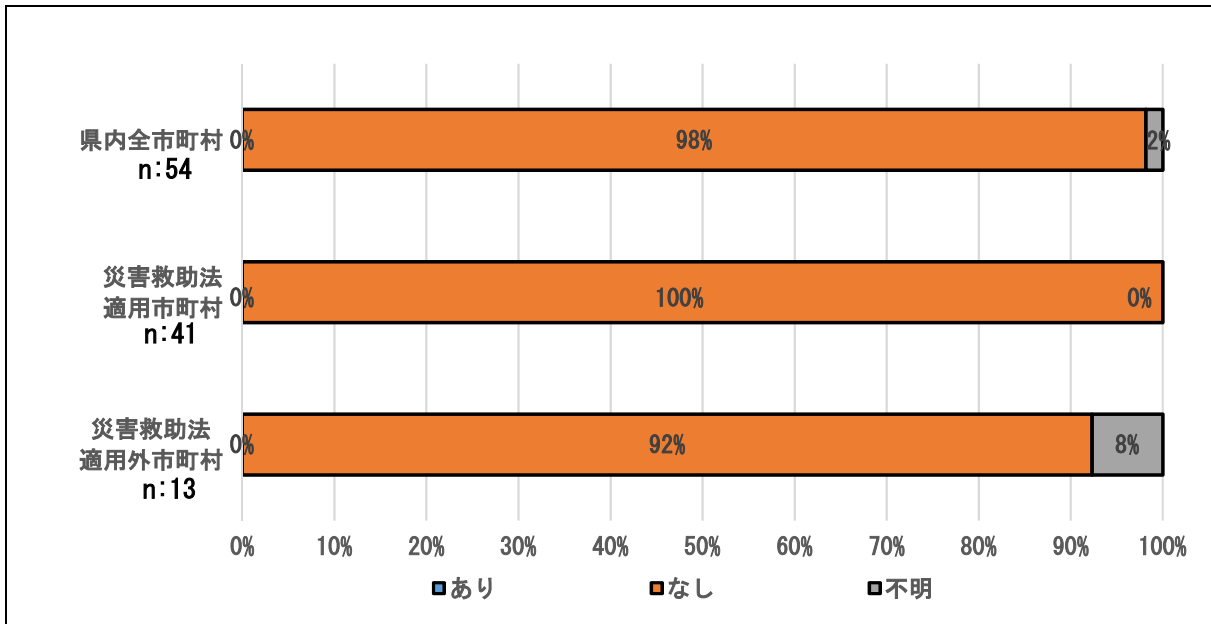


【災害救助法適用外地域】



県防災情報システムの通信状況について、地上系と衛星系を区別している17団体では、地上系について、「ずっと使用できなかった」と回答した団体が6%（1団体）だった。衛星系については、「ずっと使用できなかった」、「一部(一時)使用できなかった」との回答はなく、「支障なし」との回答が71%、「使用しなかった」との回答が29%だった。

問6-1 問6(1)~(5)の通信手段の全てが使えなくなった時期はありましたか。



全ての通信手段が使用できない時期の有無について、県内全市町村の98%にあたる53団体が「なし」と回答し、2%にあたる1団体が「不明」と回答しており、「あり」と回答した団体はなかった。

災害救助法適用地域では、全41市町村が「なし」と回答し、「あり」、「不明」と回答した団体はなかった。

問 6-5-1 県防災情報システムに関して、操作が煩雑、定性的被害の報告がしにくい等のご意見があれば、記入して下さい。 (自由記載)

【主な意見の要旨】

- 被害報告を一括で行いたい、1件ずつの入力はできない。
 - ・被害報告を一括取り込みしたい。
 - ・今回の台風15号は、住宅被害が多く発生したため、入力は困難。

- 操作しづらい、入力しにくい。
 - ・操作しづらい。
 - ・入力した履歴が残らない。(避難者の人数等)

- システムが重い、フリーズする、ネットワーク遅延が生じた。
 - ・システムが全体的に重いため、作業に時間を要する。
 - ・データ更新に時間がかかる。

- 報告ルールを変更しないでほしい、報告の仕方が定まっていない。

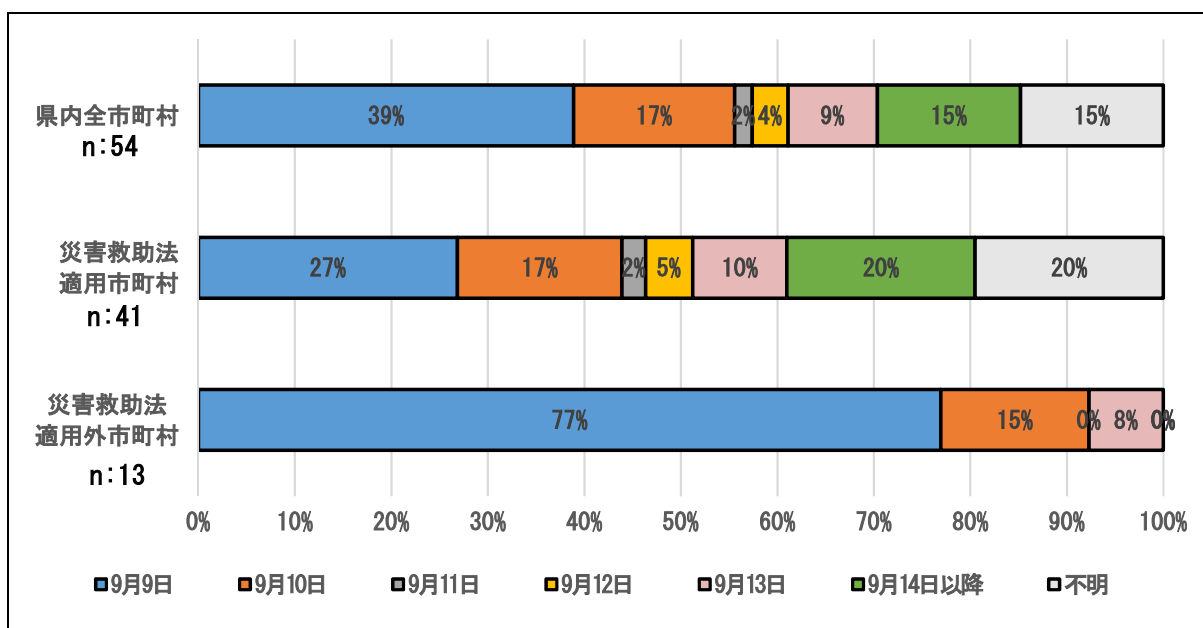
- システムが煩雑、簡易化してほしい。
 - ・システムが煩雑なため、情報を入力している人的・時間的な余裕がない。
 - ・被害に関する報告等は、災害対応等と並行して行うものであり、情報入力等に係る操作を、より簡易的なものにしていただきたい。

- 防災情報システムで入力しているにも関わらず、重複する別の照会がある。

- 県の報道発表に使用されるため、不確定な情報を即時入力できない。

4 貴市町村による被害情報の収集と県への報告について

問 13 貴市町村が管内の被害の概要を把握できたのはいつ頃ですか。選択肢の番号のうち、ひとつだけ回答して下さい。

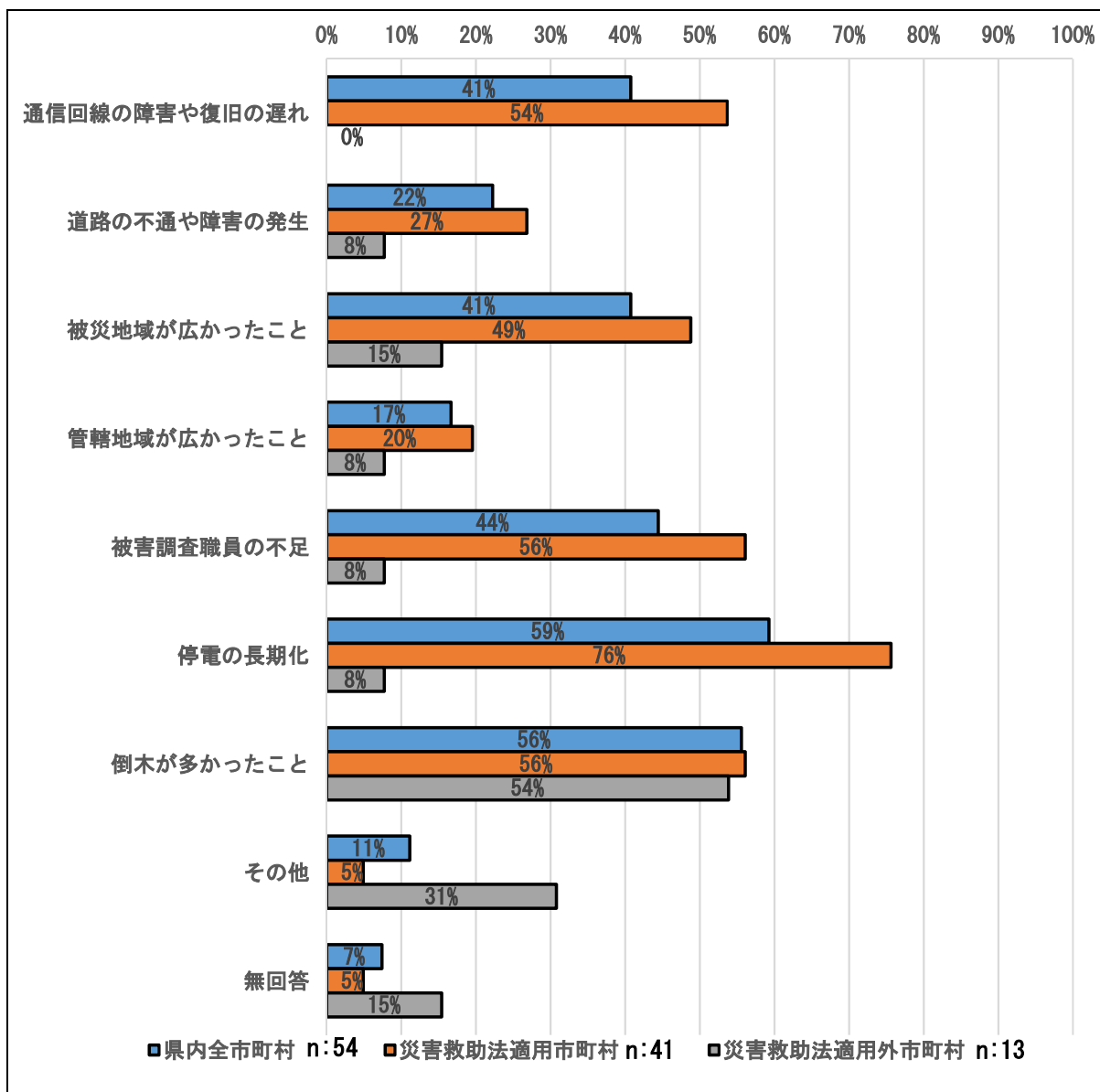


管内の被害の概要を把握できたのは、県内全市町村では9月9日、9月10日合わせて56%にあたる30団体が発災直後に被害の概要が把握できたと回答。

また、災害救助法適用地域では、9月9日、9月10日合わせて44%の18団体、災害救助法摘要外地域については、92%にあたる12団体が回答。

問 14 貴市町村では、被害の概要を把握する上で障害になったことはありますか。以下の中から該当するもの全ての番号を記入して下さい。

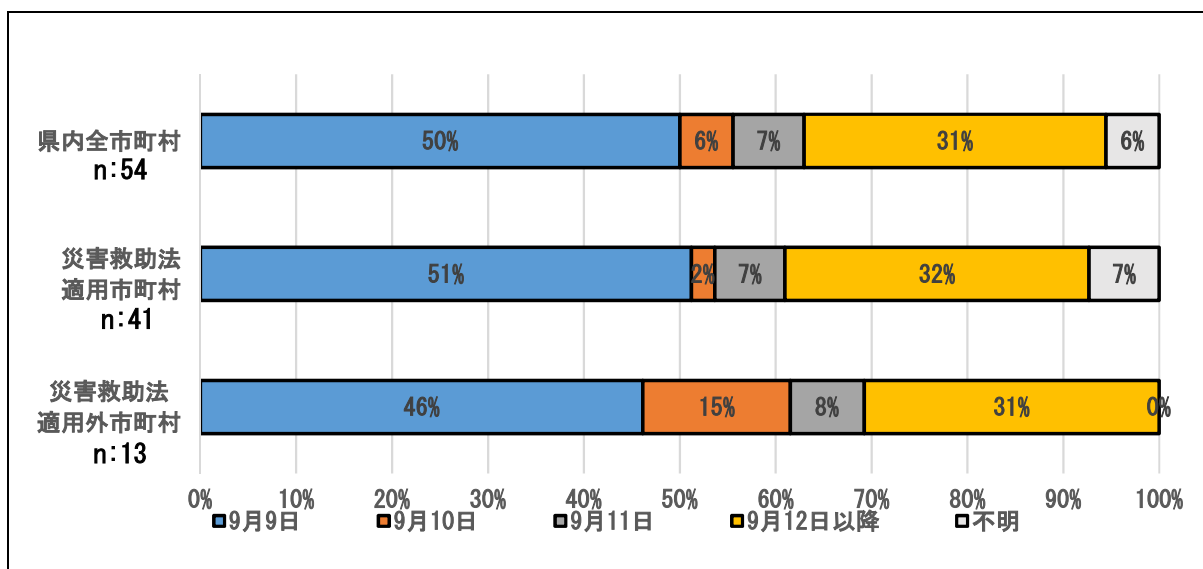
(複数選択)



各市町村において、被害を把握するうえで障害になった要因として「停電の長期化」であり59%にあたる32団体（災害救助法適用地域では76%31団体）となった。次いで「倒木が多かったこと」であり、56%にあたる30団体（災害救助法適用地域では56%23団体）となった。

5 貴市町村における千葉県への被害状況に関する報告について

問 15 貴市町村が最初に千葉県に報告したのは、いつですか。

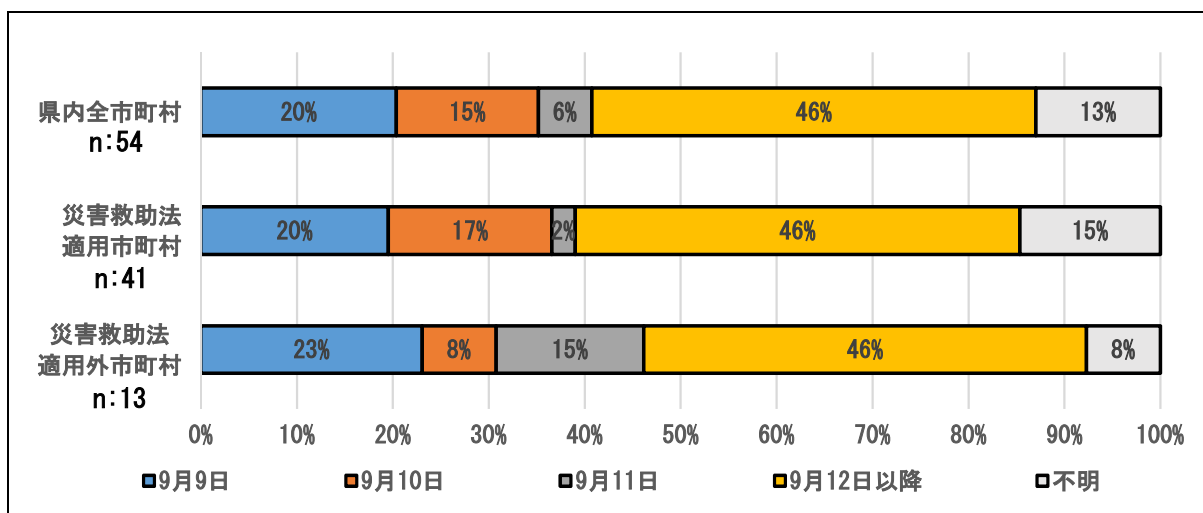


各市町村が県に対して第1報の報告を行った時期として、50%にあたる27団体が発災直後に報告を行っている。

【主な報告内容】

- ・ 人的被害
- ・ 住家被害
- ・ 停電情報
- ・ 倒木被害

問 16 県への2回目の報告はいつですか。



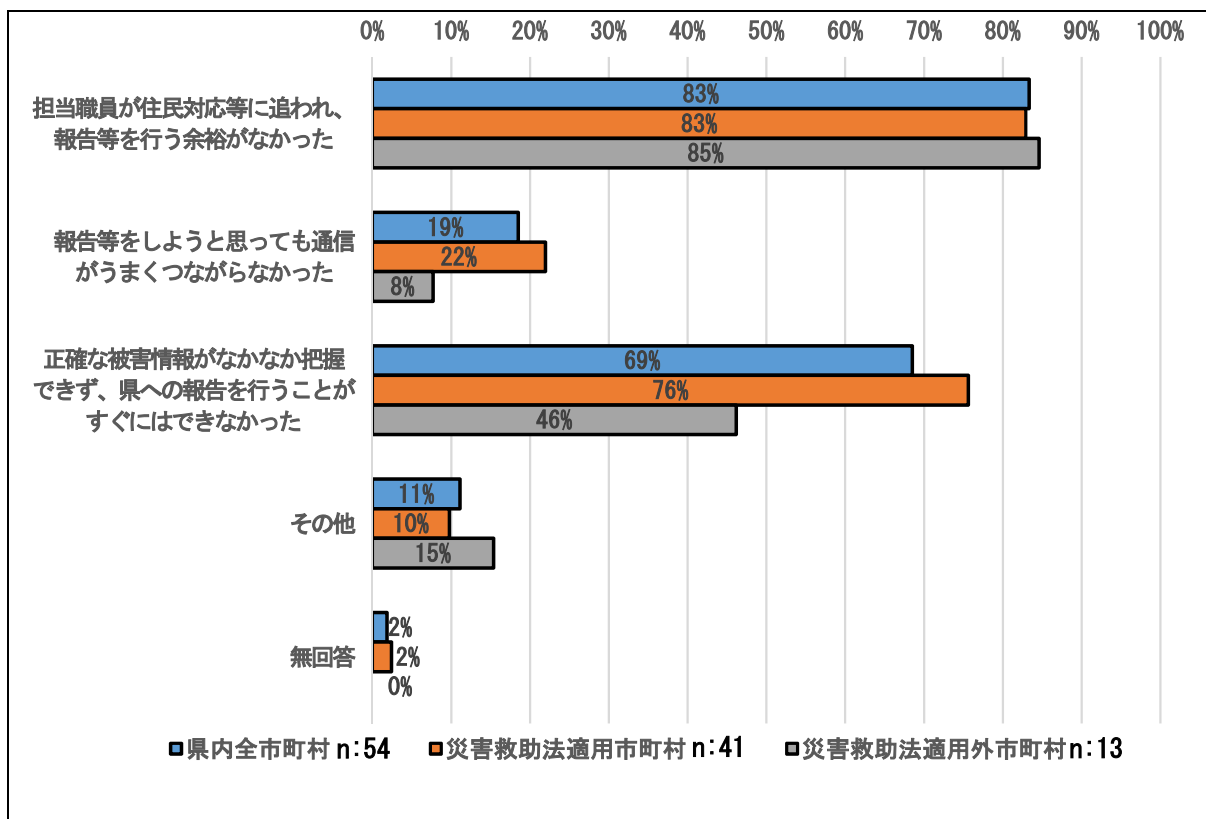
各市町村が県に対して第2報の報告を行った時期として、9月9日もしくは、10日と回答し市町村は、35%にあたる19団体であった。

また、9月12日以降もしくは不明と回答したところは、59%にあたる32団体であった。

【主な報告内容】

- ・ 人的被害
- ・ 住家被害
- ・ 停電情報
- ・ 倒木被害の続報等

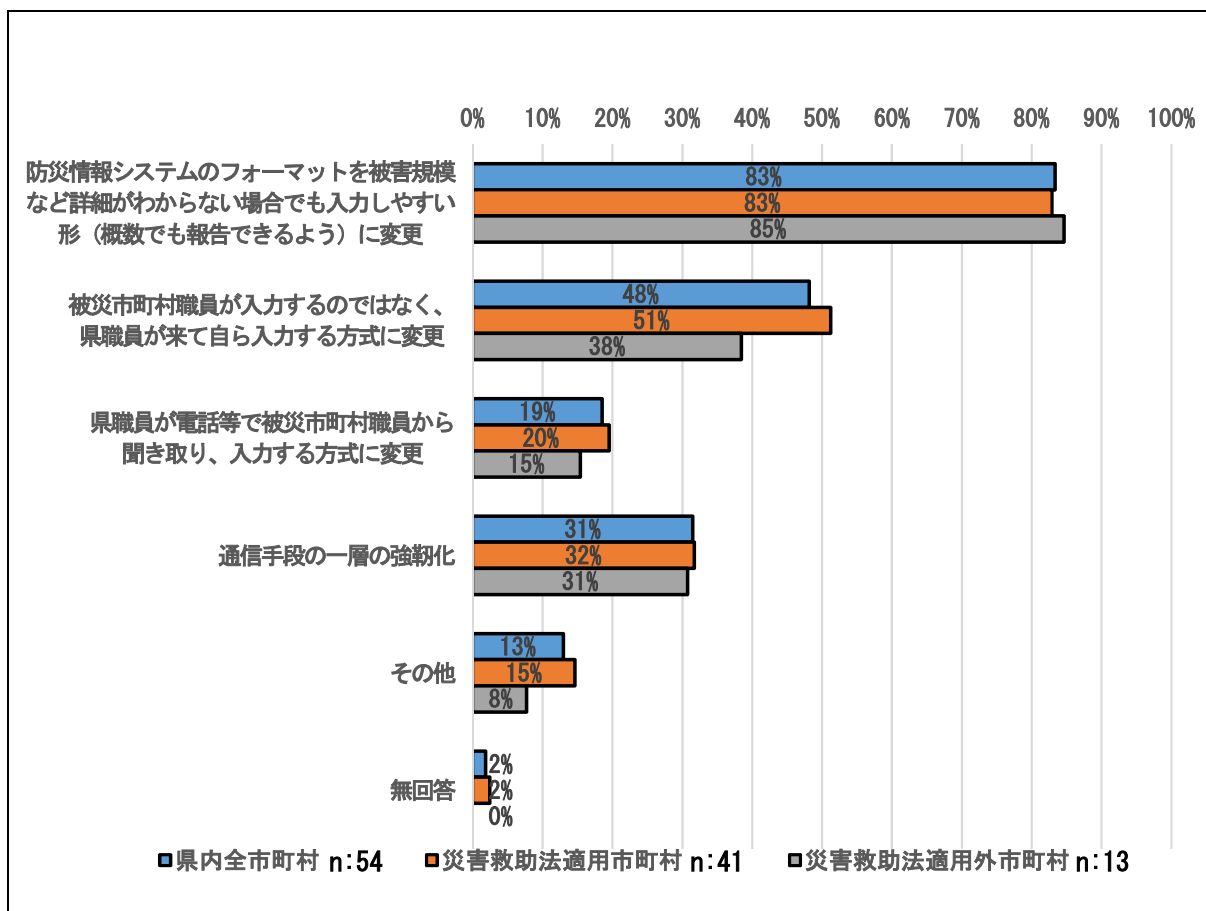
問 17 貴市町村が千葉県に被害状況の報告等を行う上で障害になったことはありますか。以下の中から該当するもの全ての番号を記入して下さい。
(複数選択)



各市町村が報告を行う上で障害になったことについて、県内全市町村の83%にあたる、45団体が「担当職員が住民対応等に追われ、報告等を行う余裕がなかった」と回答をしている。

また、69%にあたる、37団体が「正確な被害情報がなかなか把握できず、県への報告を行うことがすぐにはできなかった」と回答をしている。

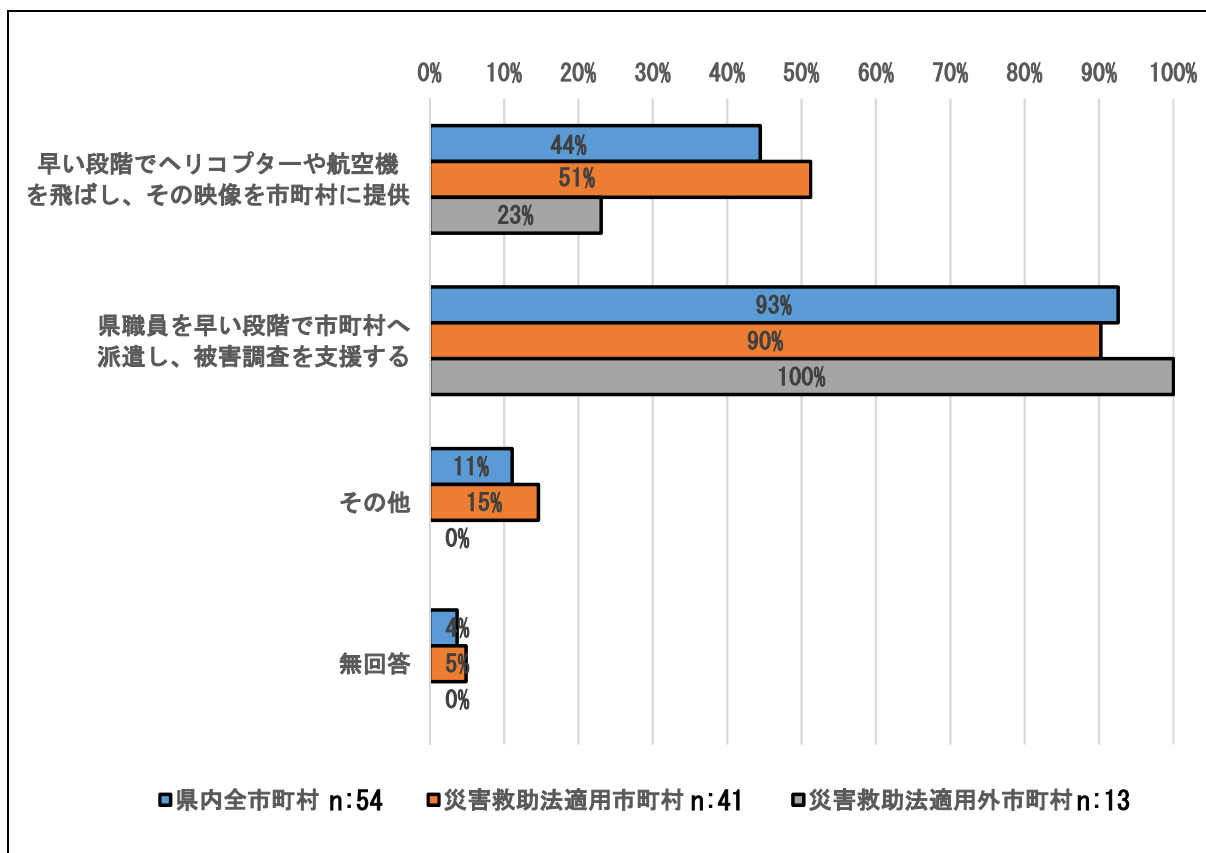
問 18 貴市町村が県に被害状況を知らせる方法に関して改善が必要と感じたことがありますか。以下の中から該当するもの全ての番号を記入して下さい。（複数選択）



被害状況を知らせる方法に関して改善が必要と感じたことについて、県内全体市町村の83%にあたる、45団体が、防災情報システムのフォーマットを被害規模など詳細がわからない場合でも入力しやすい形（概数でも報告できるよう）に変更して欲しいとの意見であった。

また、48%にあたる26団体が「被災市町村職員が入力するのではなく、県職員が来て自ら入力する方式に変更」と回答している。

問 19 以下に、今後、災害時の被害調査に関して千葉県が市町村支援として行えそうなことを挙げました。この中で、貴市町村が望ましいとお考えになるものを全て選び、番号を記入して下さい。（複数選択）



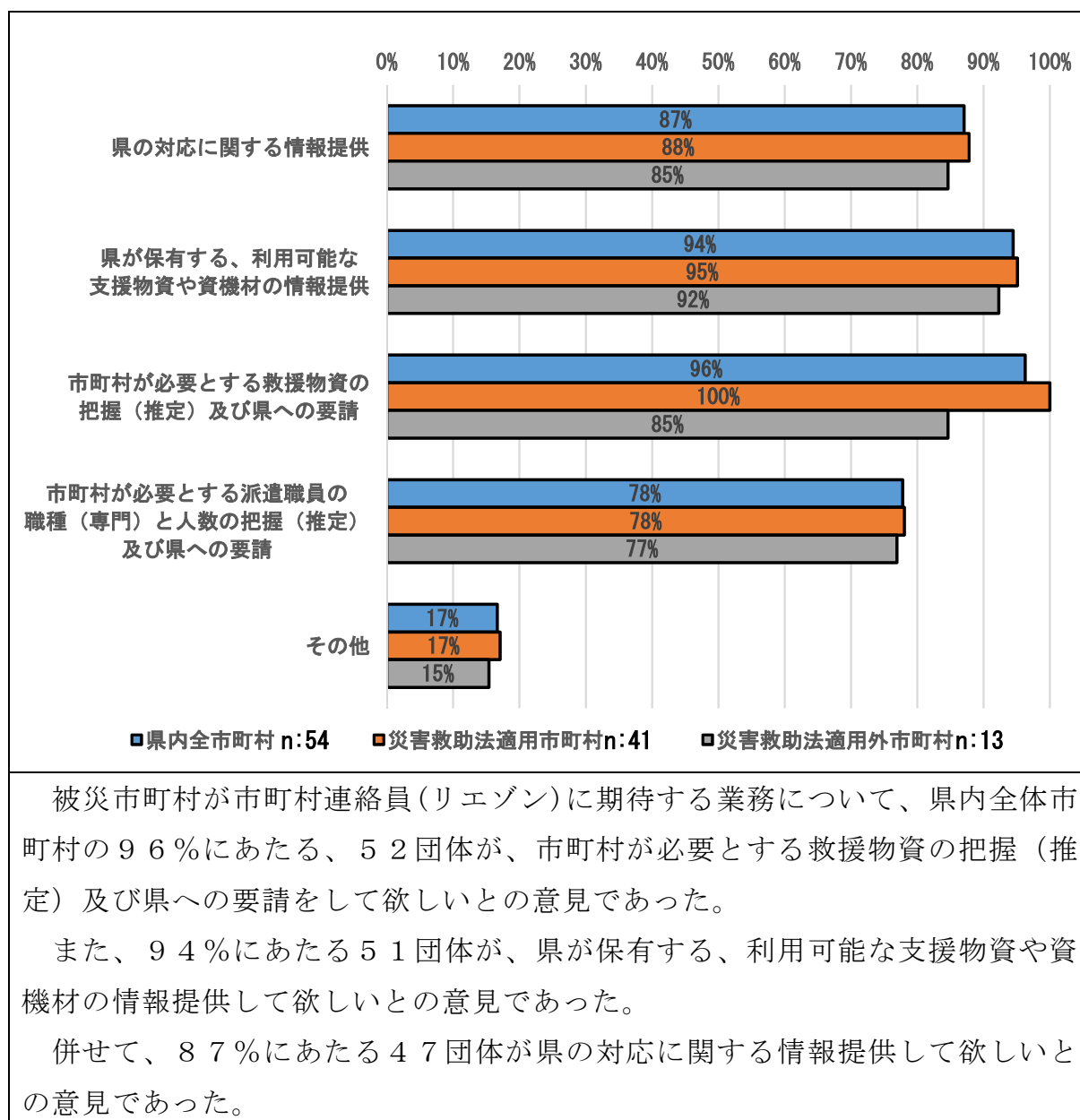
災害時の被害調査に関して千葉県が市町村支援について、県内全体市町村の93%にあたる、50団体が、県職員を早い段階で市町村へ派遣し、被害調査を支援して欲しいとの意見であった。

また、44%にあたる24団体が早い段階でヘリコプターや航空機を飛ばし、その映像を市町村に提供して欲しいとの意見であった。

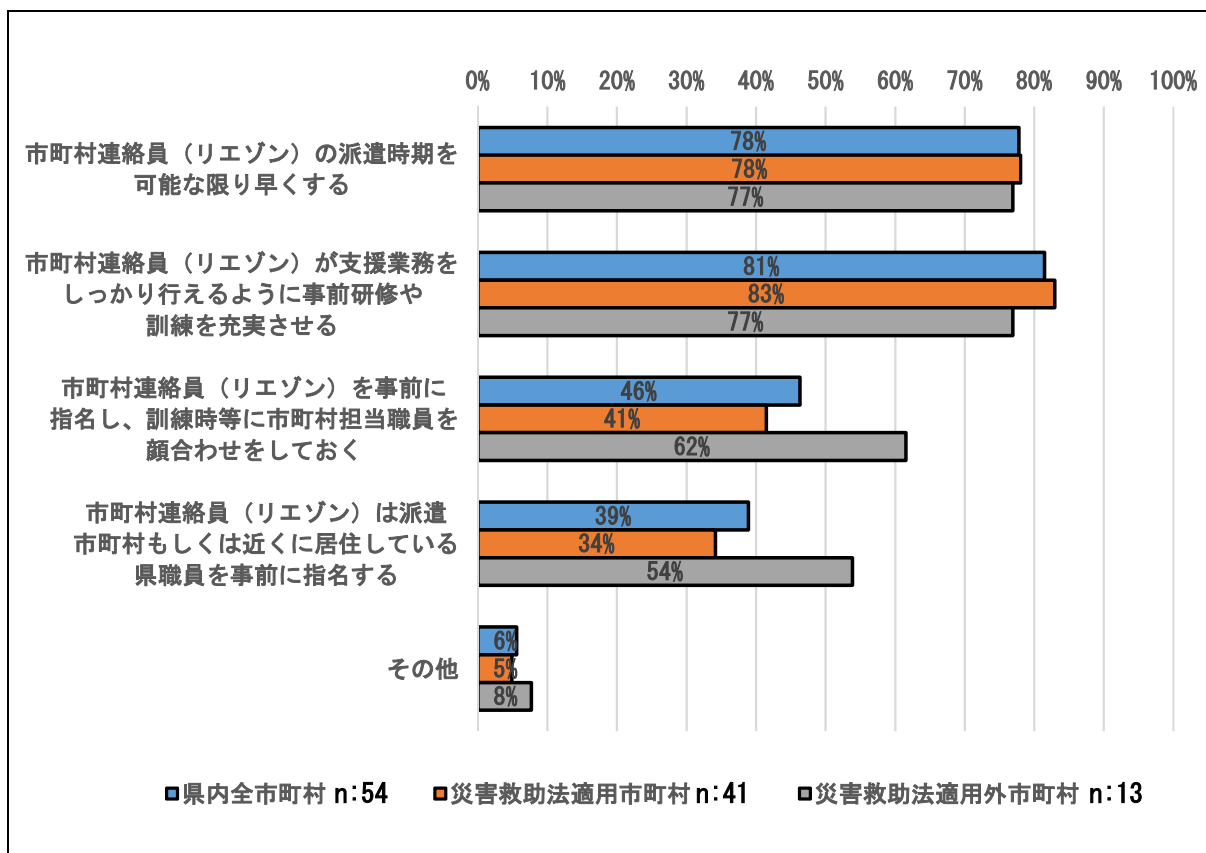
6 千葉県による市町村連絡員（リエゾン）の派遣について

問22 被災市町村が市町村連絡員(リエゾン)に期待する業務は何でしょうか。

以下の中から該当するもの全ての番号を記入して下さい。（複数選択）



問 23 以下に、今後、市町村連絡員(リエゾン)について、千葉県が取り組むべき対策を挙げました。このうち貴市町村が望ましいと考える対策の番号を全て記入して下さい。(複数選択)



被災市町村が市町村連絡員(リエゾン)に期待する業務について、県内全体市町村の81%にあたる、44団体が市町村連絡員(リエゾン)が支援業務をしっかりと行えるように事前研修や訓練を充実させてほしいとの意見であった。

また、78%にあたる42団体が市町村連絡員(リエゾン)の派遣時期を可能な限り早くしてほしいとの意見であった。

問25 県の市町村連絡員(リエゾン)について、何かご意見・要望があれば、
御記入ください。 (自由記載)

【主な意見の要旨】

○防災の知識や専門的な知識を有した職員を派遣して欲しい、県の関係機関とやり取りができる職員が欲しい。

- ・ 県災害対策本部と直接やり取りできるリエゾンが早期に必要
- ・ 千葉県への報告・連絡・相談役を担ってほしい。

○派遣されるリエゾン職員の事前の情報提供

- ・ 派遣された連絡員が、その時点で何が出来るか教示してもらえれば、活かしやすいと考える。
- ・ 災害時に備え、日頃から町と連絡員とで連絡を取り合える環境が望ましいと考えます。

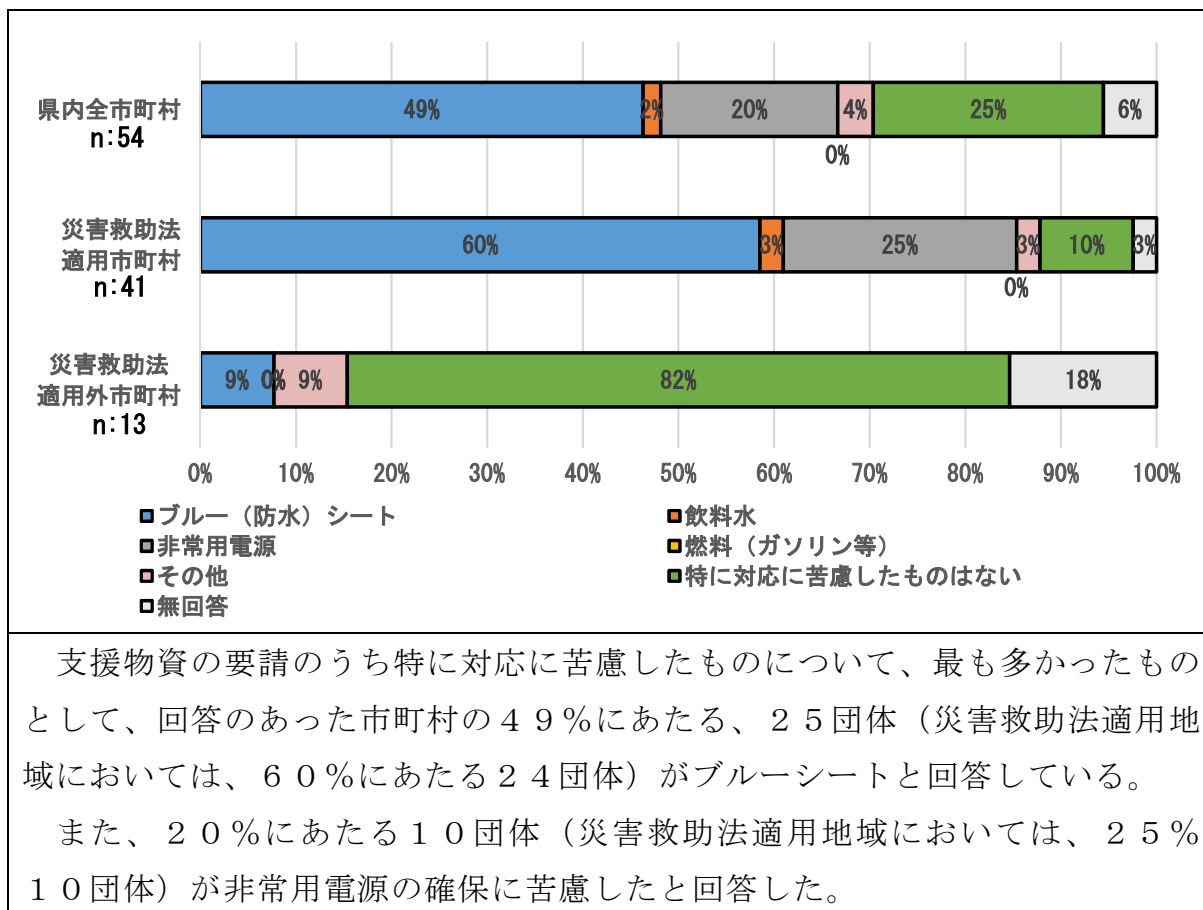
○リエゾン職員の早期派遣

○リエゾン職員に業務の支援をして欲しい。

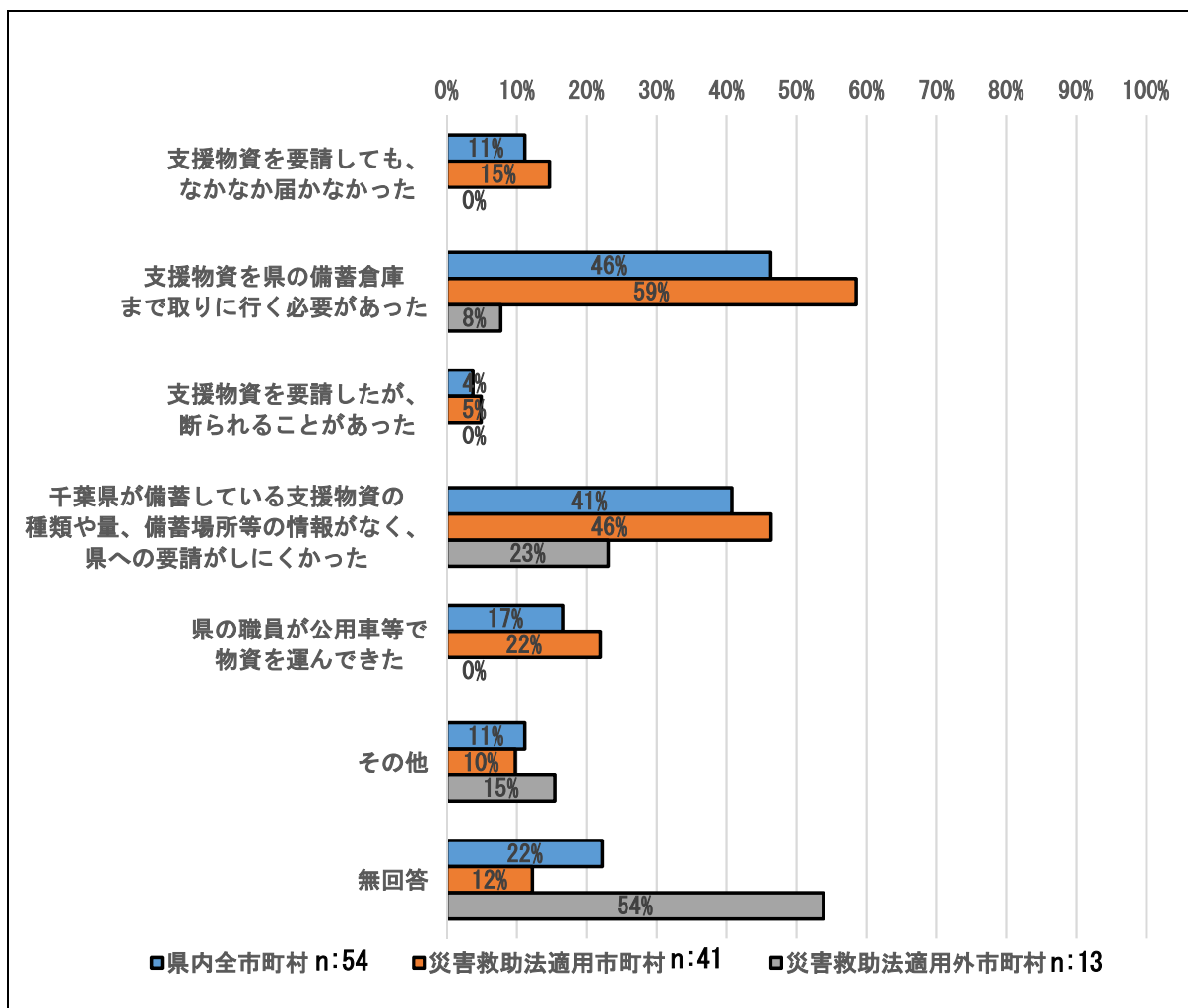
- ・ 災害時は、非常に困惑し住民の苦情対応で県へ報告する余裕がないため、報告に関しては、リエゾンの力をお借りしたい。

7 支援物資の調達・配送等について

問 27 貴市町村で住民等からの支援物資の要請のうち特に対応に苦慮したものは何ですか。最も苦慮したものをひとつだけ選び、その番号を記入して下さい。



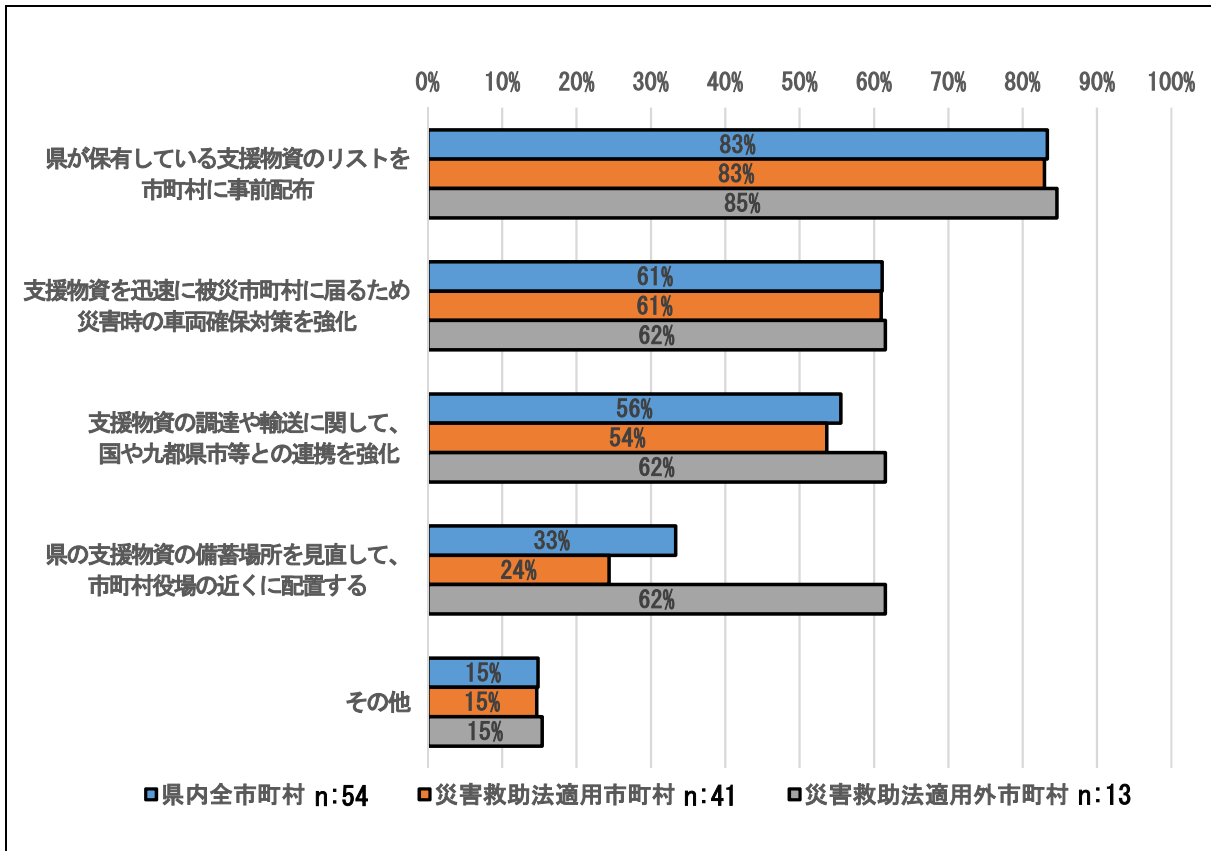
問 29 千葉県による支援物資の対応については、以下のようなことがありま
 したか。以下の中から該当するもの全ての番号を記入して下さい。
 (複数選択)



千葉県による支援物資の対応について、県内全体市町村の46%にあたる、25団体（災害救助法適用地域においては、59%24団体）が「支援物資を県の備蓄倉庫まで取りに行く必要があった」と回答をしている。

また、41%にあたる22団体（災害救助法適用地域においては、46%19団体）が、千葉県が備蓄している支援物資の種類や量、備蓄場所等の情報がなく、県への要請がしにくかったとのことであった。

問 30 千葉県支援物資について、今後、どのような改善すべきだと思いますか。以下の中から該当するもの全ての番号を記入して下さい。(複数選択)

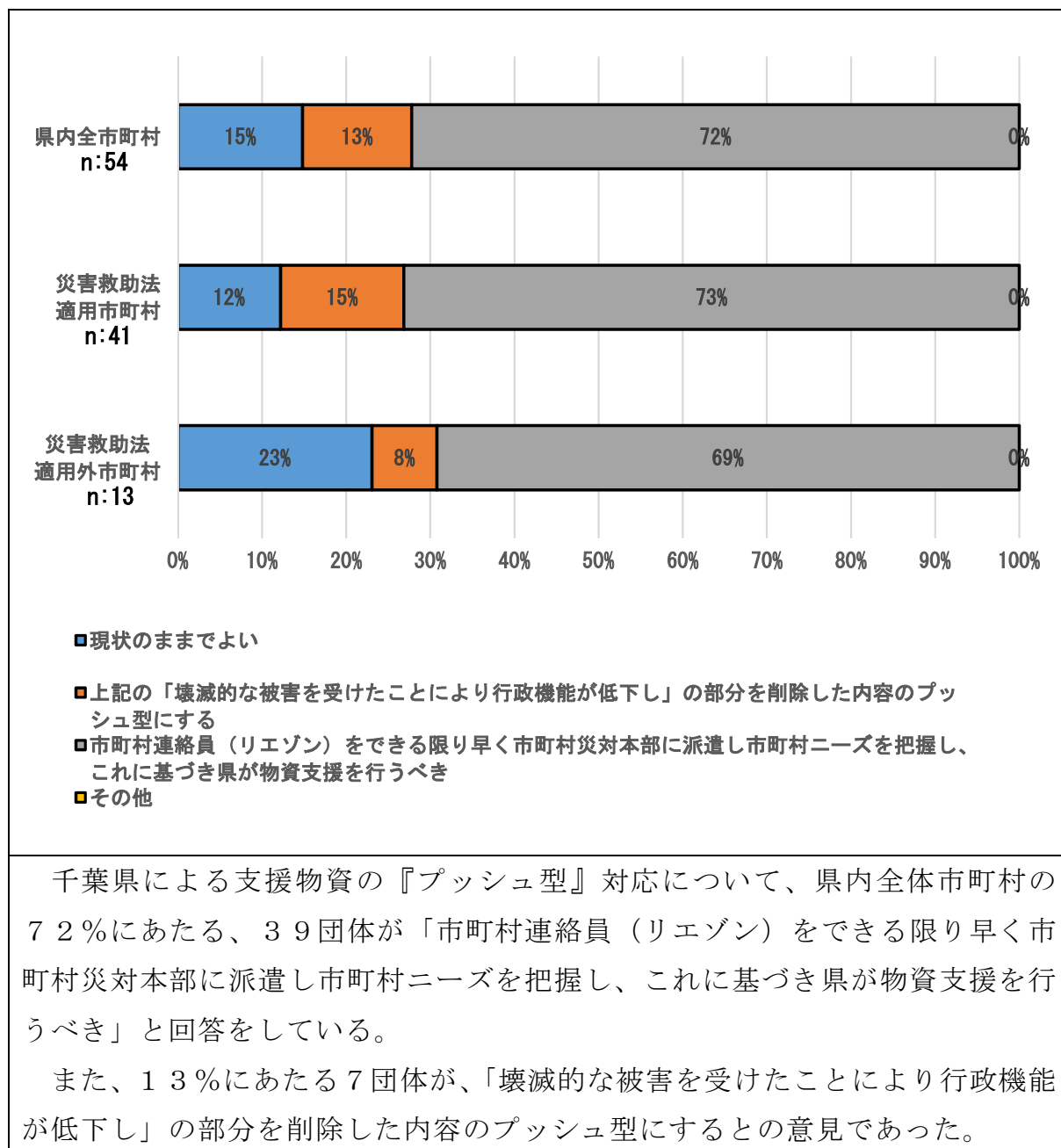


千葉県の支援物資について、今後の改善について、県内全体市町村の 83% にあたる、45 団体が「県が保有している支援物資のリストを市町村に事前配布」との意見であった。

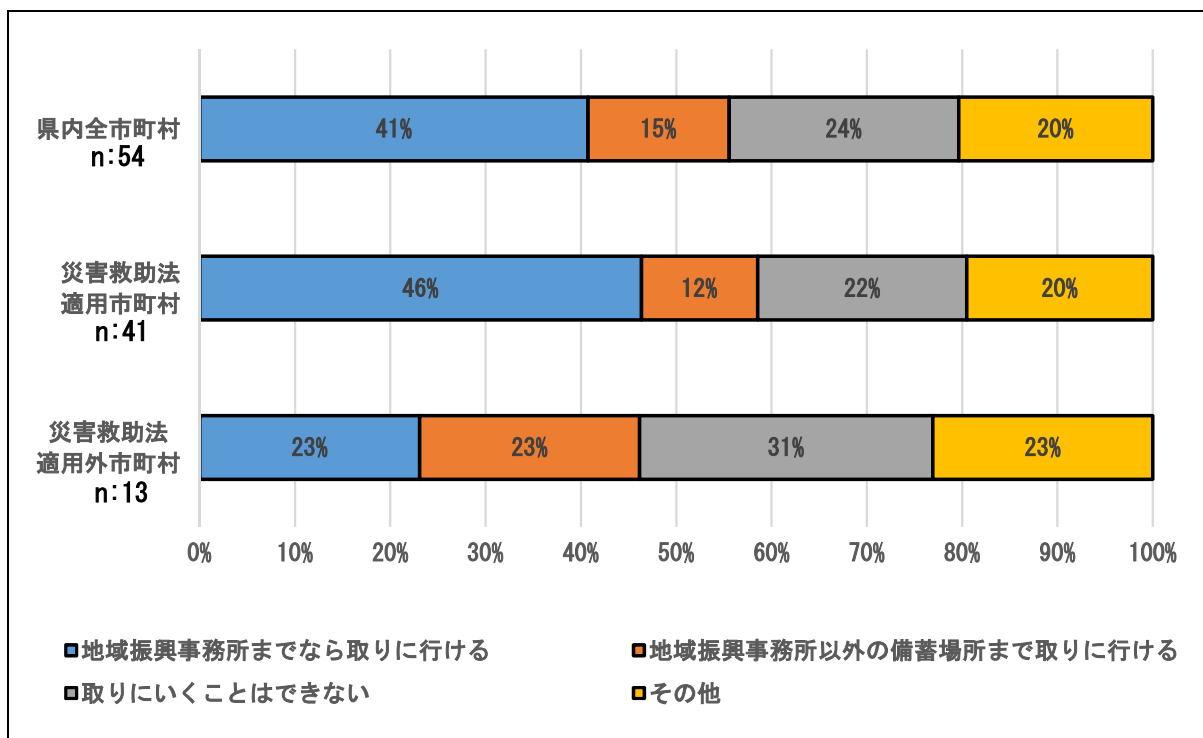
また、61% にあたる 33 団体が、支援物資を迅速に被災市町村に届けるため災害時の車両確保対策を強化して欲しいとのことであった。

問 31 千葉県地域防災計画では、「県からの救援物資の供給支援は、被災市町村からの具体的な要請に基づいて行うことを原則とする」(プル型)とされています。

また、「壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む『プッシュ型』による供給を行う」とされています。この点について、貴市町村では、どのようにお考えでしょうか。選択肢の番号のうち、ひとつだけ回答して下さい。



問 32 県からの備蓄物資の供給について、運送事業者による貴市町村への搬送がすぐにはできない場合、貴市町村では、どのような対応が可能ですか。選択肢の番号のうち、ひとつだけ回答して下さい。



県からの備蓄物資の供給について県からの備蓄物資の供給について各市町村対応可能な内容について、県内全体市町村の41%にあたる、22団体（災害救助法適用地域においては、46%19団体）が「地域振興事務所までなら取りに行ける」と回答をしている。

また、15%にあたる8団体（災害救助法適用地域においては、12%5団体）が、「地域振興事務所以外の備蓄場所まで取りに行ける」との回答であるが、24%にあたる13団体（災害救助法適用地域においては、22%9団体、災害救助法適用外地域においては、31%4団体）が「取りに行くことはできない」との回答であった。

問33 備蓄物資や物資輸送についての課題・意見・要望について、御記入
ください。 (自由記載)

【主な意見の要旨】

- 支援物資の正確なニーズ把握及び輸送体制を強化して欲しい。
 - ・市町村のニーズの早期把握と被災自治体が物資を取りに行くことがないよう、輸送体制を強化してほしい。
 - ・混乱した状況下で、物資を取りに行くことが難しい。
 - ・輸送時間を配慮されたい。到着時間がまちまちで、夜間となったり大幅に遅れたり、と受け入れに苦慮した。

- 県が保有している備蓄物資の情報について情報提供してもらいたい。
 - ・県の備蓄物資リストを明確に公表する（どこに、何が、どれだけある）
 - ・災害発生後でも構わないので、備蓄物資の情報をいただきたい。

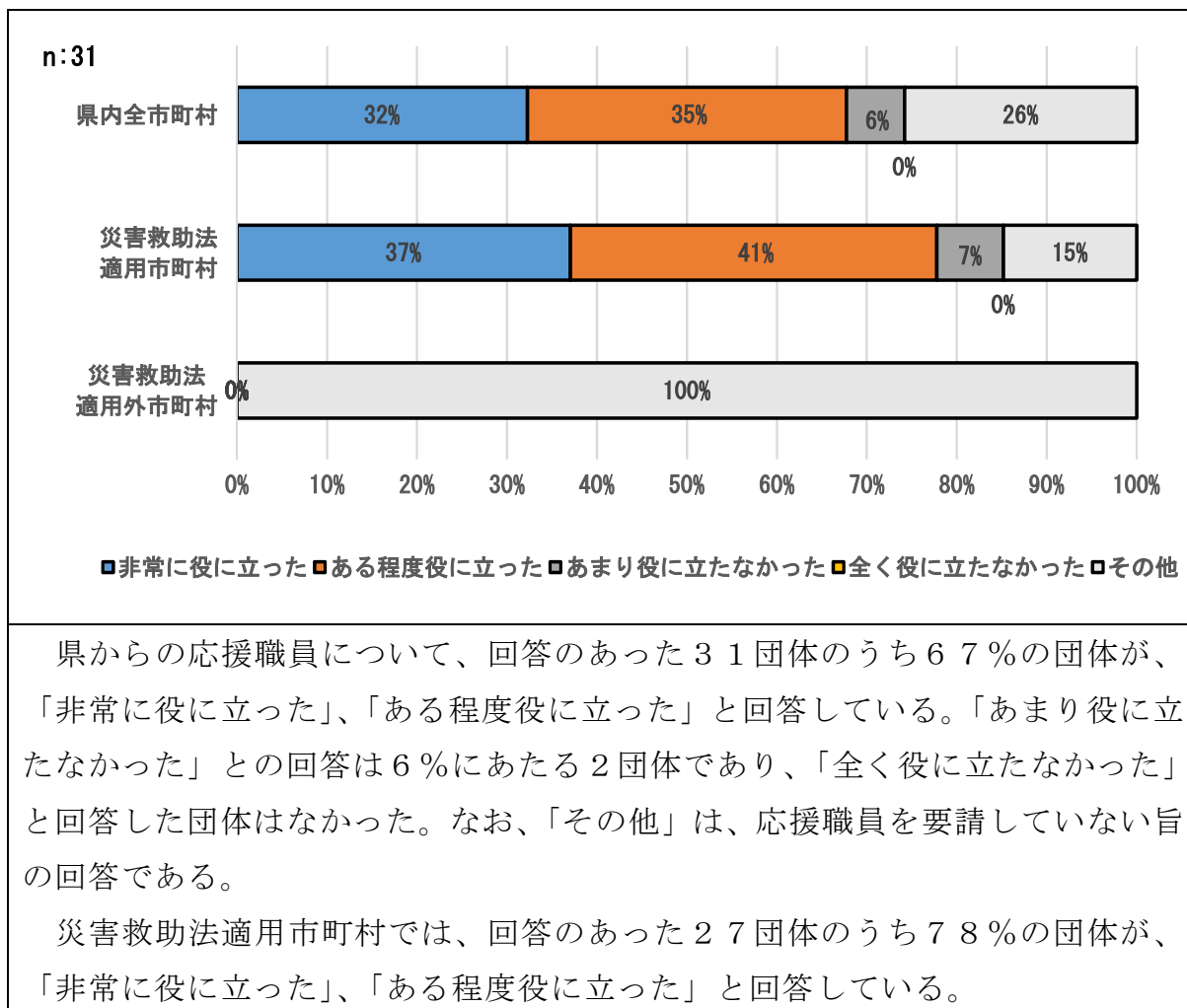
- 備蓄倉庫の配置を見直して欲しい。

- 市町村ニーズに合った備蓄物資を備蓄して欲しい。

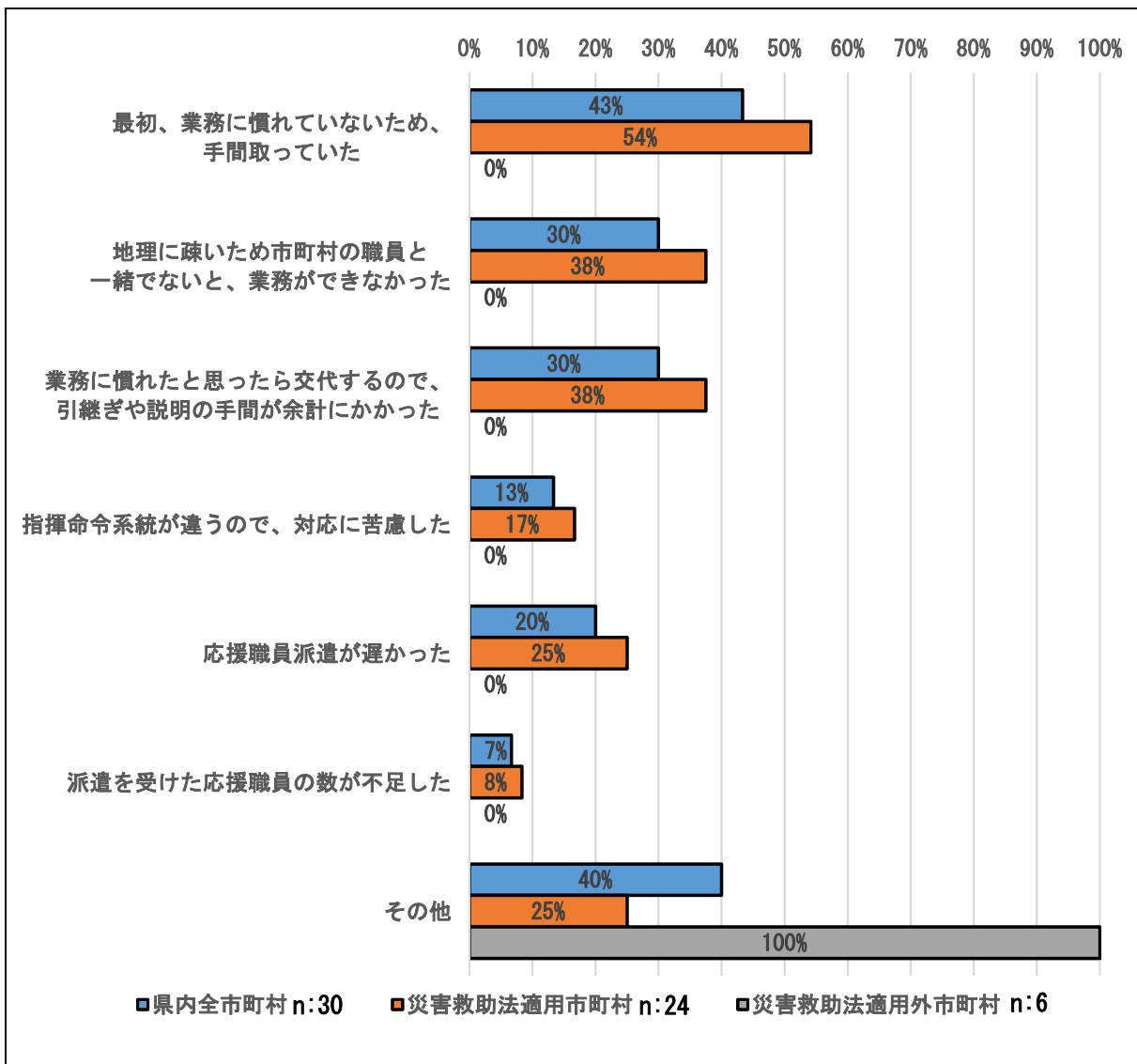
- 要請元の一元化。
 - ・物資支援要請を国、県に対し同じ内容で行うこともあったため、要請先を県に一元化することで効率化が図られると考えます。

8 人的支援（住家被害調査や罹災証明発行業務等のための職員派遣）について

問35 県からの応援職員は、どの程度役に立ちましたか。選択肢の番号のうち、ひとつだけ回答して下さい。



問36 県からの応援職員をめぐる課題についてお伺いします。以下に挙げたようなことはありましたか。以下の中から該当するもの全ての番号を記入して下さい。 (複数選択)

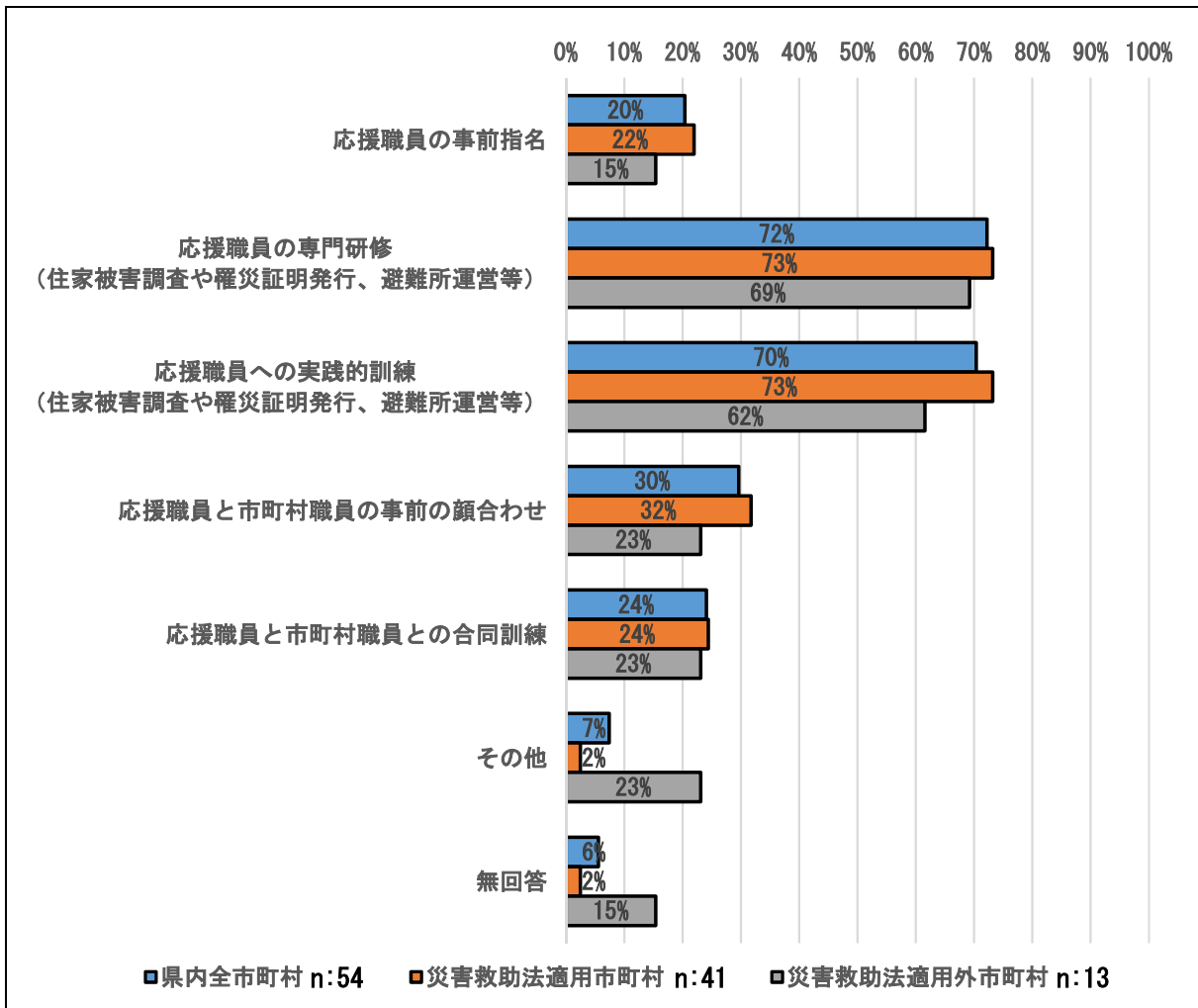


県からの応援職員をめぐる課題について、30団体から回答があった。回答団体の43%が「最初、業務に慣れていないため、手間取っていた」を回答している。

また、回答団体の30%が「地理に疎いため市町村の職員と一緒にないと、業務ができなかった」、「業務に慣れたと思ったら交代するので、引継ぎや説明の手間が余計にかかった」を回答している。

なお、「派遣を受けた応援職員の数が不足した」との回答は、2団体からであり、いずれも「技術職（土木系）」の応援職員が不足したとの回答だった。

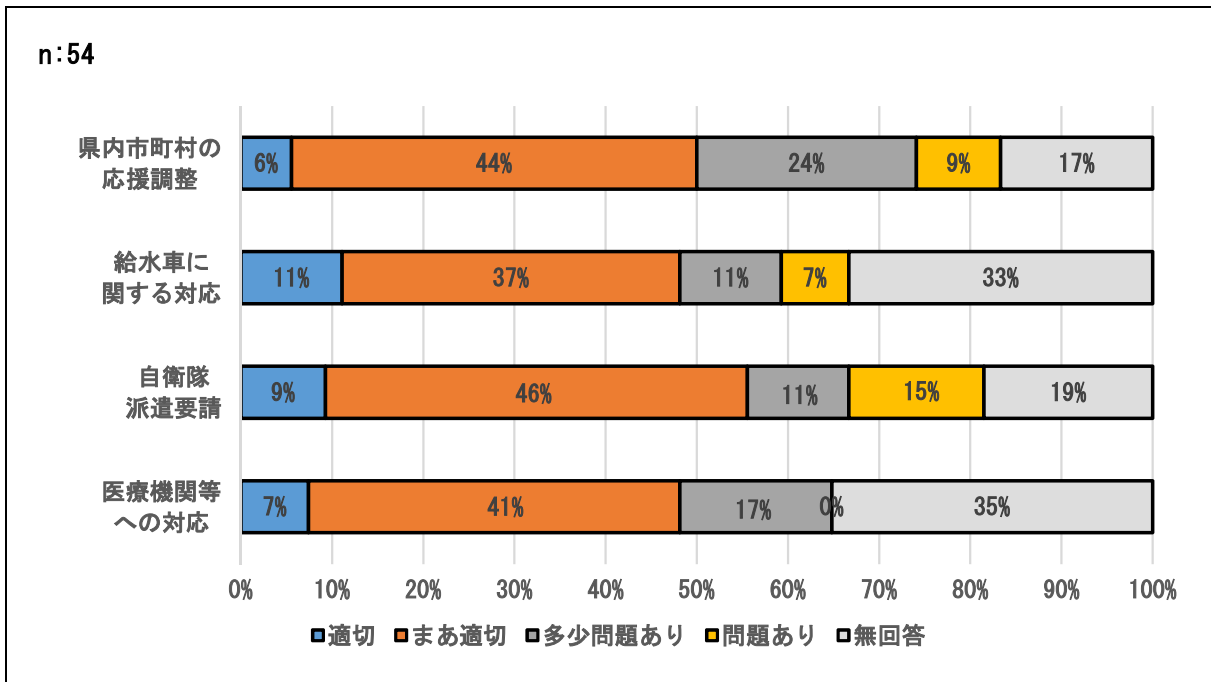
問 37 今後、県からの応援職員について、県はどのような取り組みをすべきだと思いますか。以下の中から該当するもの全ての番号を記入して下さい。
(複数選択)



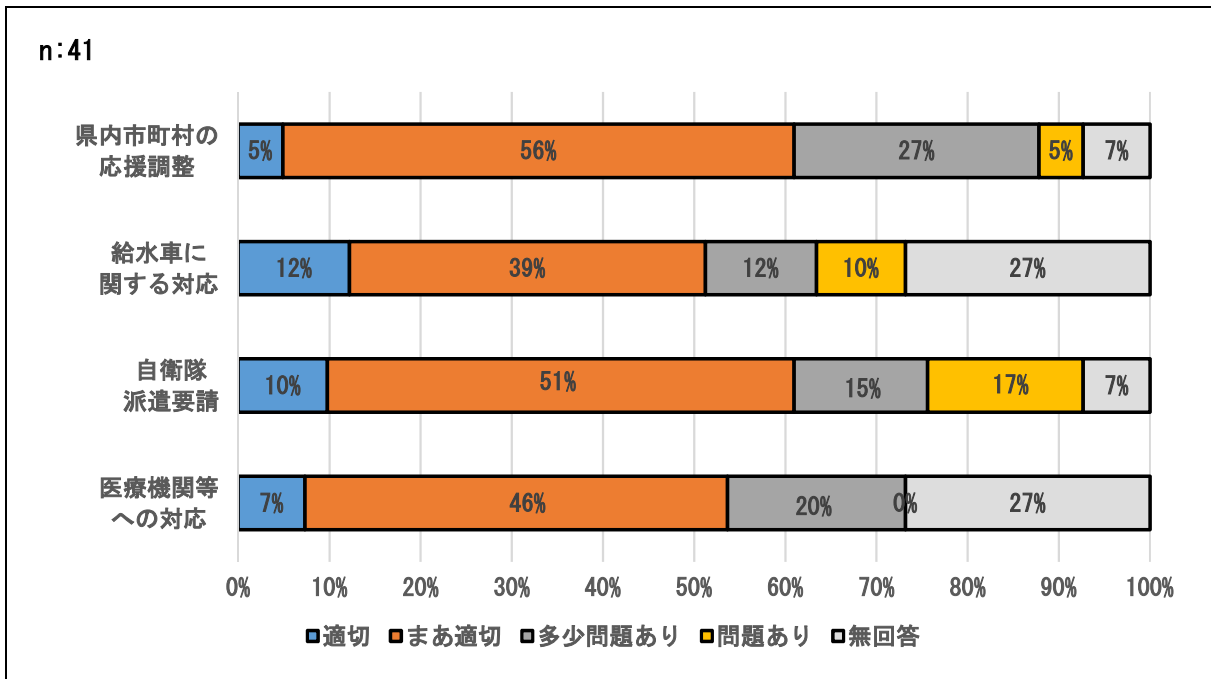
応援職員に係る県の取組みとして、約70%の団体が「応援職員の専門研修」、「応援職員への実践的訓練」を回答している。また、30%の団体は「応援職員と市町村職員の事前の顔合わせ」を回答し、24%の団体は「応援職員と市町村職員との合同訓練」を回答している。

問38 以下に台風 15 号のときに県が行った対応を挙げました。貴市町村は、これらの対応をどう評価しますか。

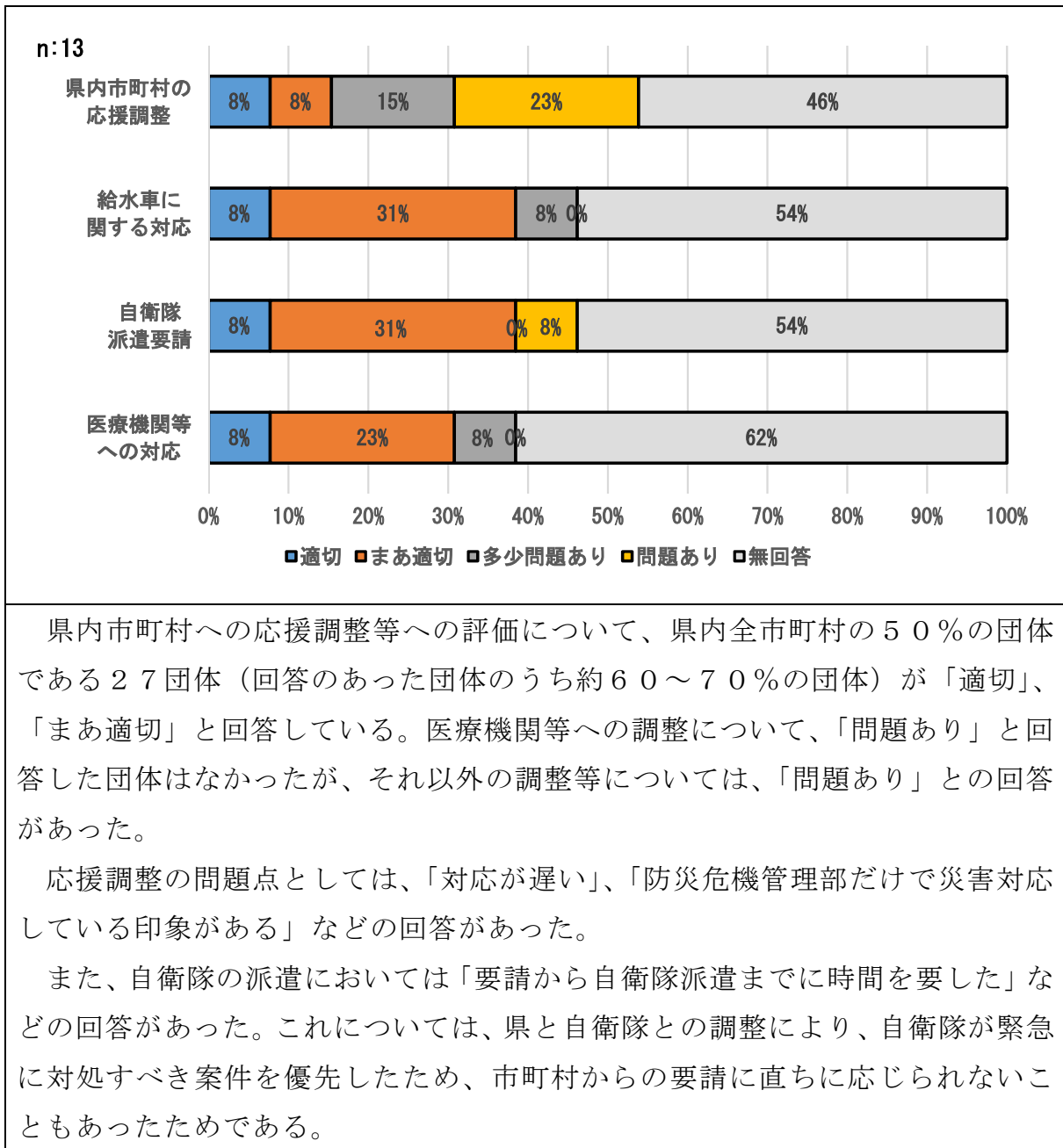
(1) 県内全域



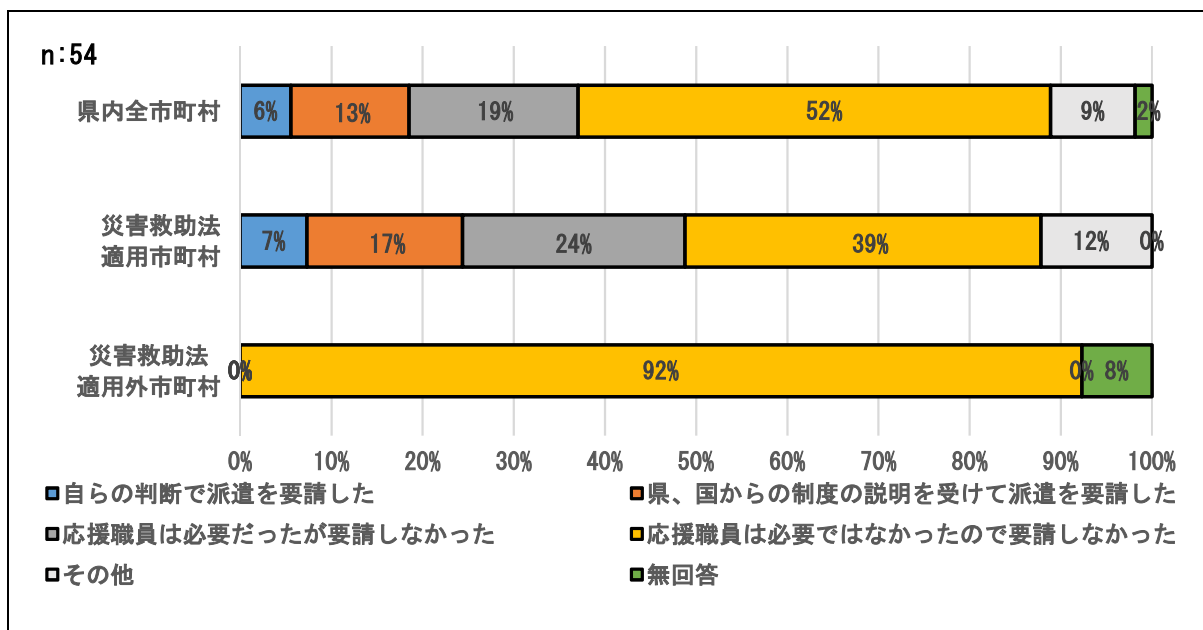
(2) 災害救助法適用地域



(3) 災害救助法適用外地域



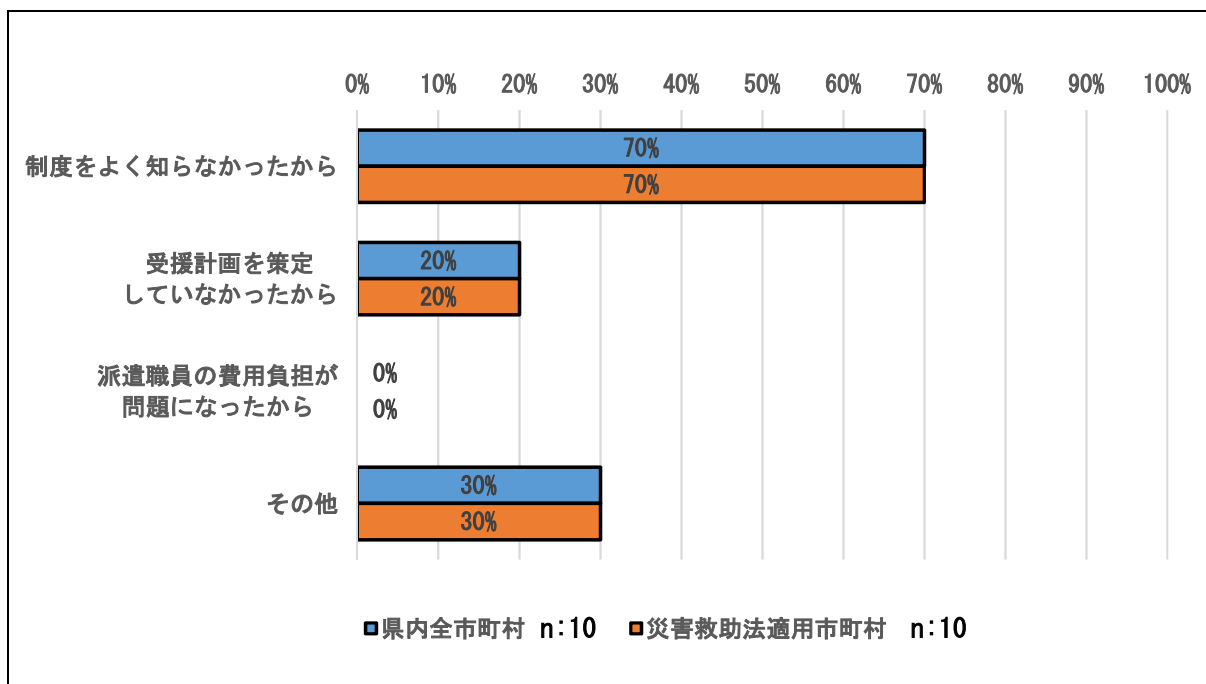
問 39 総務省の「被災市区町村応援職員確保システム」に基づく「総括支援チーム」、「対口支援」の派遣を要請することについて貴市町村ではどのように対応しましたか。選択肢の番号のうち、ひとつだけ回答して下さい。



「被災市区町村応援職員確保システム」での派遣要請について、県内全市町村の6%にあたる3団体が自らの判断で派遣を要請し、13%にあたる7団体は県、国からの説明を受けて派遣を要請している。一方、約20%にあたる10団体は「応援職員は必要だったが要請しなかった」と回答している。

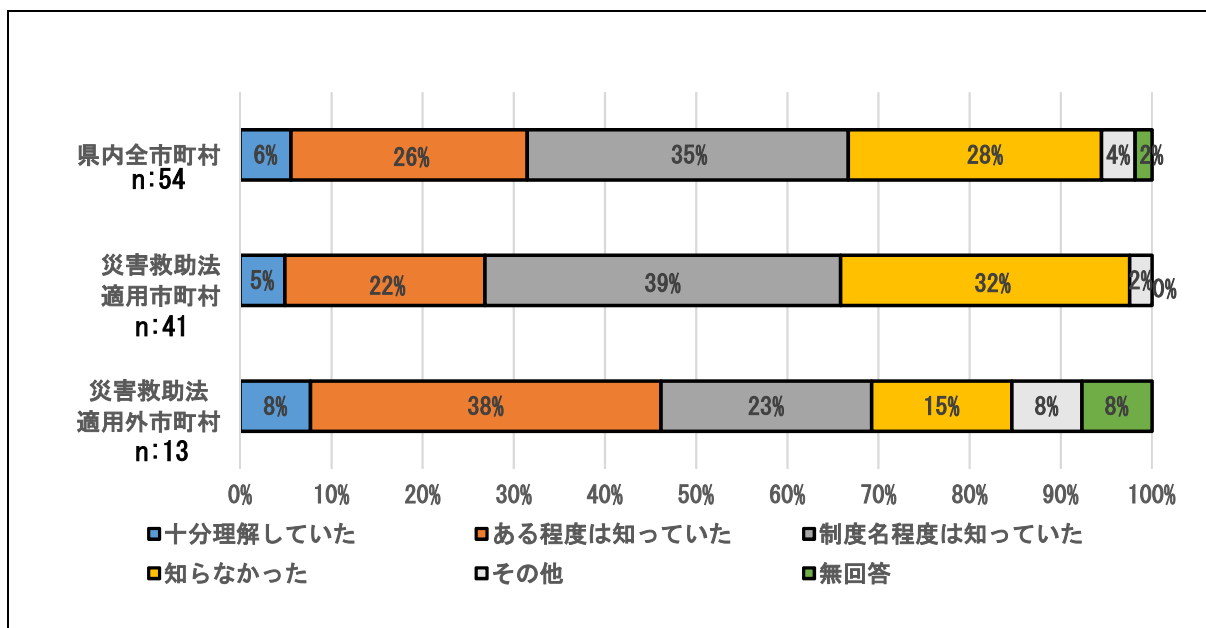
また、災害救助法適用外地域の団体からは、「応援職員は必要ではなかった所以要請しなかった」との回答のみだった。

問 39-1 (問 39 で「応援職員は必要だったが要請しなかった」と回答した場合にお答えください) 派遣を要請しなかった理由について、以下の中から該当するもの全ての番号を記入して下さい。



上記問 39 の「応援職員は必要だったが要請しなかった」理由について、70%の団体が「制度をよく知らなかったから」と回答し、20%の団体が「受援計画を策定していなかったから」を回答している。「派遣職員の費用負担が問題になったから」と回答した団体はなかった。

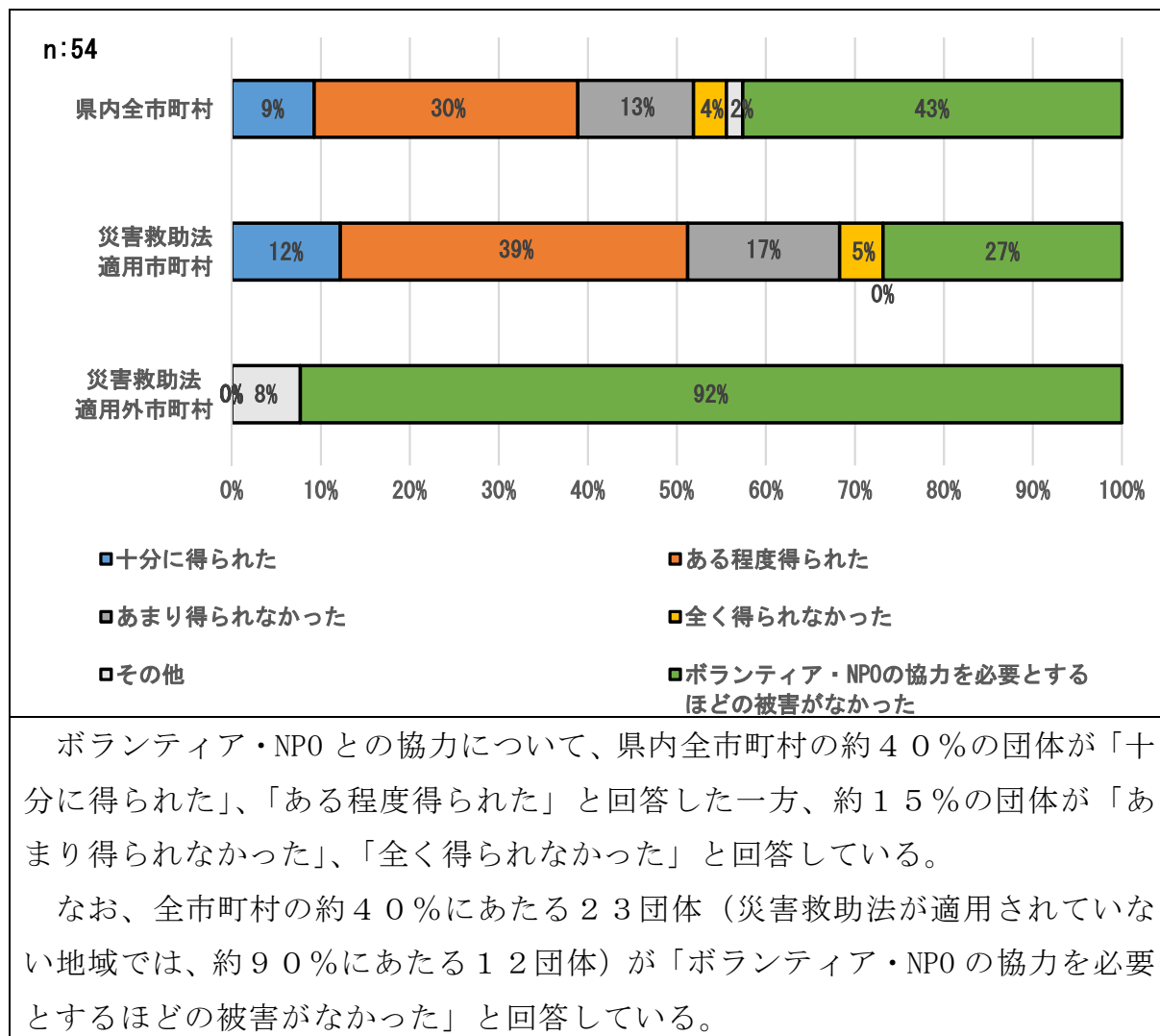
問 40 「被災市区町村応援職員確保システム」について、貴市町村の首長まで十分理解されていたでしょうか。選択肢の番号のうち、ひとつだけ回答して下さい。



「被災市区町村応援職員確保システム」に関する首長の理解について、約30%の団体が「十分理解していた」、「ある程度は知っていた」と回答し、35%の団体が「制度名等は知っていた」と回答している。一方、約30%の団体は「知らなかった」と回答している。

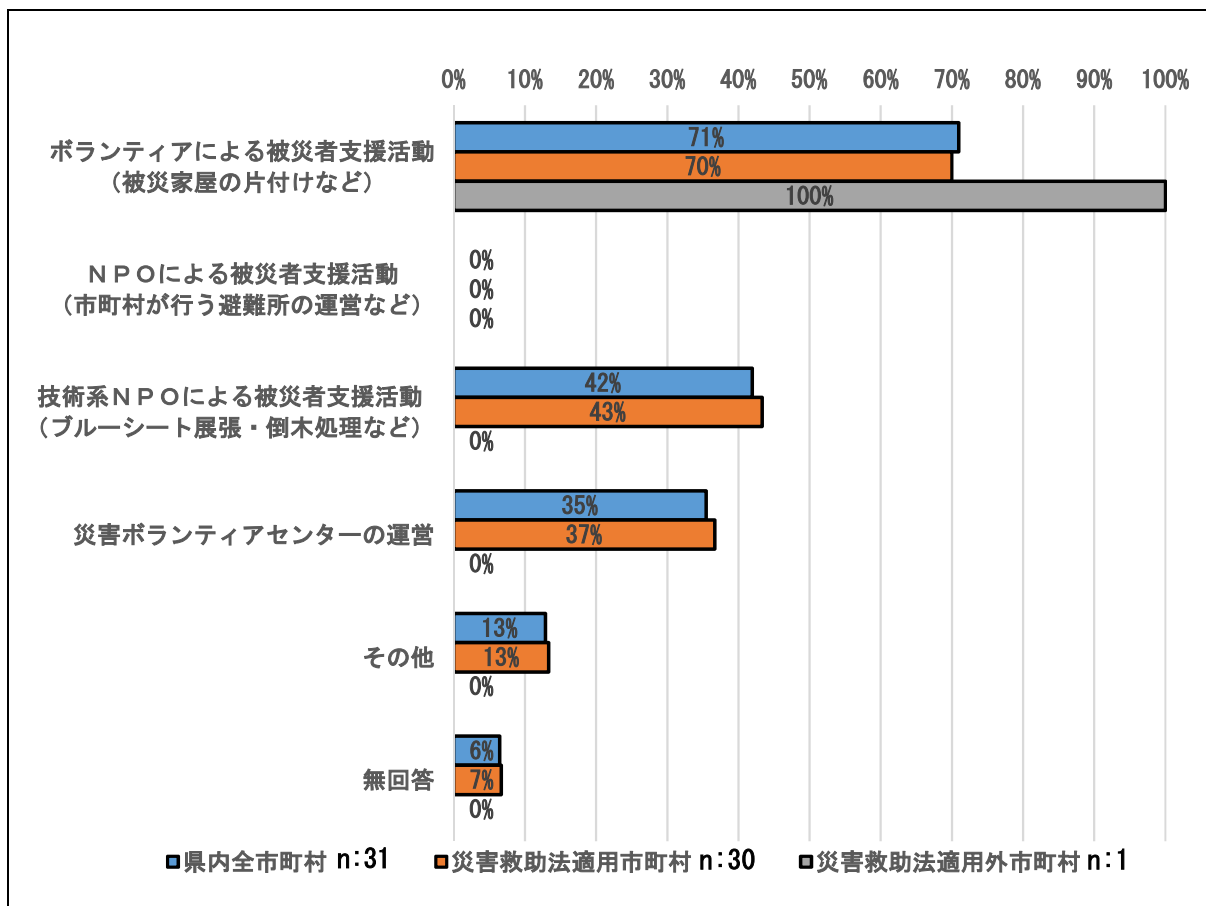
9 ボランティア、NPO との連携について

問42 貴市町村では、今回の災害で、ボランティア・NPOの協力は十分に得られたと考えますか。選択肢の番号のうち、ひとつだけ回答して下さい。



問42-1 (問42で1~5の回答をした場合に回答してください)今回の災害で、ボランティア・NPOと協力して対応できたことについて、以下の中から該当するもの全ての番号を記入して下さい。

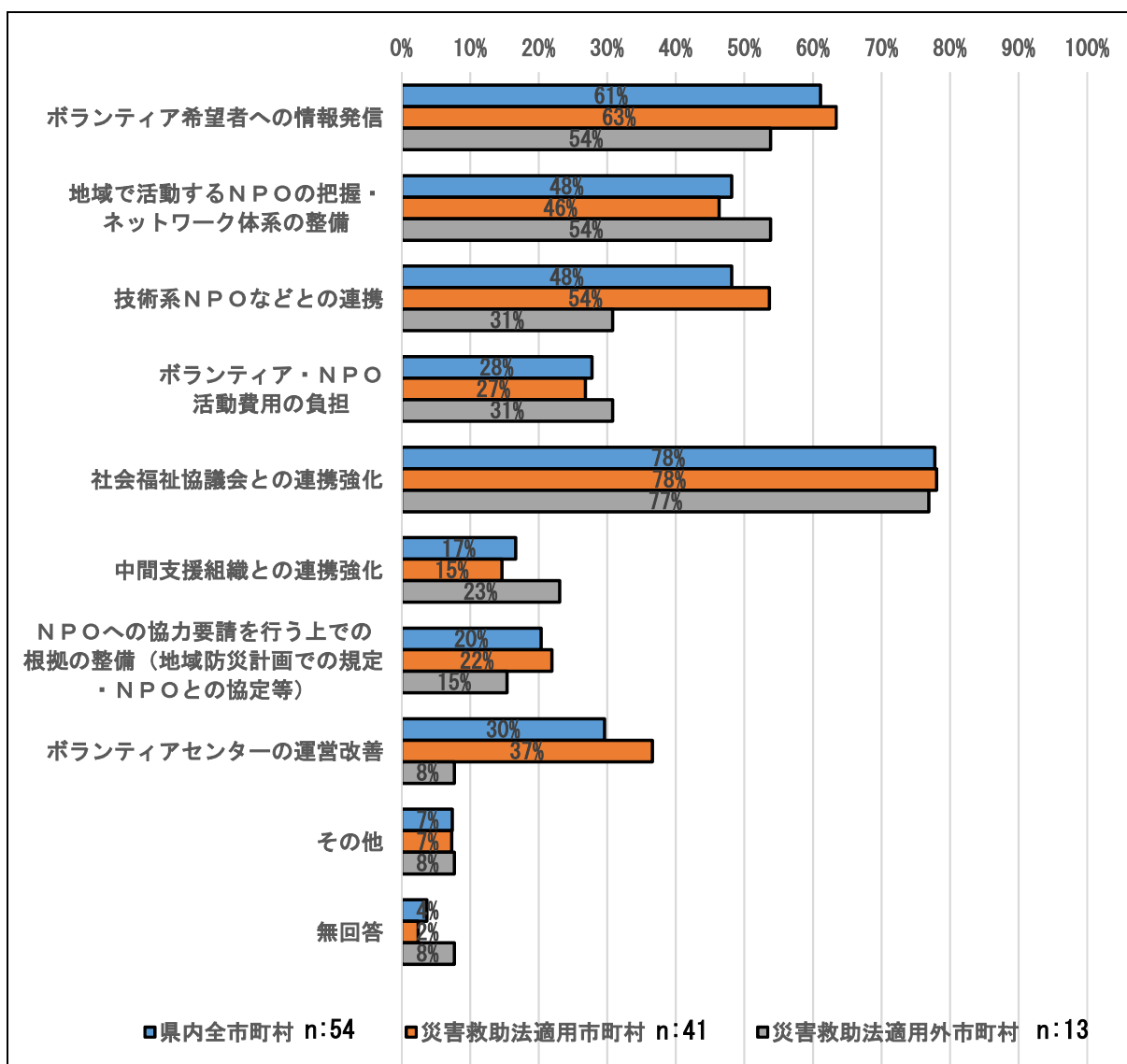
(複数選択)



ボランティア・NPOと協力して対応できたことについて、約70%の団体が「ボランティアによる被災者支援活動」と回答し、「技術系NPOによる被災者支援活動」、「災害ボランティアセンターの運営」は、それぞれ約40%、約35%の団体から回答があった。

一方、「避難所の運営など市町村が行う被災者支援」について、NPOと協力して対応することができたとは回答した市町村が無かった(0団体)。

問43 今後、ボランティア・NPOの協力を得るために、どのようなことが課題になると考えますか。以下の中から該当するもの全ての番号を記入して下さい。(複数選択)



ボランティア・NPOの協力を得るための課題として、「社会福祉協議会との連携強化」の回答が一番多く、県内全市町村の約80%が回答している。また、「ボランティア希望者への情報発信」、「地域で活動するNPOの把握・ネットワーク体系の整備」、「技術系NPOなどとの連携」も多くの団体が課題として回答している。

「技術系NPOなどとの連携」、「ボランティアセンターの運営改善」については、災害救助法が適用された市町村では、それぞれ約54%、約37%の団体が回答しているものの、災害救助法が適用されていない市町村では約31%、約8%の団体からの回答に留まっている。

検証会議及び現地視察の様子



第 1 回検証会議



第 1 回検証会議



第 1 回検証会議（座長）



第 1 回検証会議



現地視察（鋸南町岩井袋地区）



現地視察（鋸南町岩井袋地区）



現地視察（鋸南町ヒアリング）



現地視察（鋸南町ヒアリング）



現地視察（南房総市富浦漁港）



現地視察（南房総市富浦漁港）



現地視察（南房総市ヒアリング）



現地視察（南房総市ヒアリング）

おわりに

本検証のとりまとめにあたり「令和元年台風15号等災害対応検証会議」委員の皆様には、専門的見地から御助言・御指導等をいただき、厚くお礼申し上げます。

本検証でとりまとめた内容は、防災担当部局を始め各関係部局において、フォローアップを行いながら、今後の防災対策の充実・強化等に向けた具体的な対策、取組に活かしていくとともに、いつやってくるかわからない大災害に備え、各関係部局において不断の見直しを続けてまいります。

なお、地域防災計画については、まず、災害対策本部設置基準の見直しや情報連絡員（リエゾン）の早期派遣のための体制構築など、的確な初動体制の確立や県庁全体で危機管理意識を共有するために必要な修正を速やかに行い、引き続き、とりまとめた内容を踏まえた見直しを進めてまいります。

一方、このたびの災害対応において、県と市町村との連携が不十分であったとの指摘もありました。災害対応という非常時においては、普段以上に県と市町村の十分な連携が必要となるため、改めて普段からお互いの顔が見える関係づくりに取り組み、県と市町村との連携を強化するとともに、市町村の防災対策等を支援してまいります。

また、市町村アンケートの結果、市町村と認識の相違がある事項や国の被災市区町村応援職員確保システムなど、より一層周知が必要な事項も明らかとなったことから、地域振興事務所と協力して各地域において説明会を開催したところです。今後とも、様々な機会を設け、市町村との緊密な連携に努めてまいります。

他方、災害対応においては、県や市町村の対応だけでなく、国、関係機関、県民の皆様がそれぞれの役割に即した対応も必要であるため、行政・関係機関による緊密な連携・情報共有等ができる体制づくりに努めるとともに、県民の皆様による自助・共助などの防災・減災対策の推進にも取り組んでまいります。

今回の一連の災害は、過去に本県が経験した災害と比べて非常に大きな被害をもたらしました。県では令和元年10月21日に「千葉県災害復旧・復興本部」を設置しております。被災した県民の皆様の支援に引き続き全力で取り組んでまいります。

千葉県
令和元年台風15号等災害対応検証
プロジェクトチーム事務局

(千葉県総務部行政改革推進課)

Tel 043-223-4455

Fax 043-224-1055

mail tokkan@mz.pref.chiba.lg.jp